

令和6年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月2日（月）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・行政報告	7
・議案等の上程（議案第49号～第67号）（諮問第1～2号）	7
・議案等に対する質疑	15
・議案等の委員会付託	15
・発議の上程（発議第8号）	16

第2号 9月3日（火）

・一般質問	21
安藤和寿議員	21
1. カスタマーハラスメント（カスハラ）について	21
2. 国際友好協力関係構築に向けての必要性について	27
田川正治議員	33
1. 教育現場での教職員の健康管理と労働安全衛生委員会の設置について	34
2. 会計年度任用職員の連続任用や諸手当、給与改定の処遇改善について	40
3. 健康保険証の廃止による役場や医療機関での混乱や町民の不安解消について	44
4. 新型コロナの高額な治療薬やワクチン接種費用の助成について	49
山脇秀隆議員	51
1. 粕屋町文化芸術推進基本計画について	51
案浦兼敏議員	65
1. 駕与丁公園の魅力向上に向けて	65
2. 多死社会に向けた墓地行政を	77
宮崎広子議員	82
1. 健やかな体を育む教育の充実について	82
2. 安心して子育てできる環境づくりについて	91

第3号 9月4日（水）

・一般質問	100
-------	-----

本田芳枝議員	100
1. 学童保育の待機について	100
2. 男女共同参画推進事業について	113
川口 晃議員	120
1. 区画整理事業・農地の取得・空地利用問題について	121
2. 「先ずは命を守る」立場で、そして生活を豊かにする交通体系について	128
3. 戦争と自衛隊問題について	133
久我純治議員	141
1. 幼稚園・保育所等の暑さ対策について	141
杉野公彦議員	151
1. 一般廃棄物収集運搬許可に対する町の方針について	151
2. ふれあい農園の運営状況及び今後の方針について	159
3. 市制移行に関する町民への説明について	161
福永善之議員	165
1. 指名競争入札について	166
2. 安楽死について	174

第4号 9月19日（木）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	182
議案第49号 粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	182
議案第50号 粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	182
議案第51号 粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について	182
議案第52号 令和6年度 粕屋町一般会計補正予算について	188
議案第53号 令和6年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	188
議案第54号 令和6年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	188
議案第55号 令和6年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について	188
議案第56号 令和6年度 粕屋町水道事業会計補正予算について	188
議案第57号 令和6年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について	188
議案第58号 備品購入契約の締結について	193
議案第59号 財産の取得及び無償譲渡について	195
議案第60号 令和5年度 粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について	197

議案第61号	令和5年度 粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	197
議案第62号	令和5年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	197
議案第63号	令和5年度 粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	197
議案第64号	令和5年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	197
議案第65号	令和5年度 粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について……………	197
議案第66号	令和5年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について……………	197
議案第67号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について……………	205
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	207
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	207
発議第8号	粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について……………	208
・委員会	の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………	208
・閉会	……………	210

令和6年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和6年9月2日（月）

令和6年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月2日（月）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 議案等の委員会付託
- 第7. 発議の上程

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢 太 郎 議 会 局 係 長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長 神 近 秀 敏 都 市 政 策 部 長 田 代 久 嗣

教育委員会次長	堺 哲 弘	総務課長	豊 福 健 司
経営政策課長	吉 田 勉	税務課長	渋 田 香 奈 子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課主幹	山 田 成 悟
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課主幹	大 久 保 玄
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。8月30日に開会予定でありました本定例会は、台風10号の影響で本日に変更いたしました。職員の皆さまには、町民の避難準備など、大変御苦勞様でございました。各地では、住宅や道路の被害など、重大な影響が出ていますが、本町では幸いなことに大きな被害は無く、職員の皆さまには、災害への対応に庁舎に詰めていただくなど、改めまして感謝申し上げます。

9月定例会は決算審査ですが、議会といたしましては、新たな取組として、従来どおりの審査ではなく、事務事業シートを中心にした審査を考えておりますので、御協力お願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第3回粕屋町定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において5番、末若憲治議員及び7番、案浦兼敏議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「行政報告」及び日程第4. 「議案等の上程」を行います。

今定例会に町から提出されました議案等は、21件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

改めて、おはようございます。本日に変更を行い、令和6年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、全員の御出席を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

先週、九州に上陸し、九州を横断していった台風10号は、各地に大きな被害をもたらしました。被災された地域の方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。粕屋町では、福岡県に暴風警報が発令された8月29日朝に災害警戒本部を立ち上げるとともに、サンレイクかすやなどに自主避難所を開設し、16世帯21名の避難者を受け入れました。30日早朝には、各警報が解除され、避難所の閉鎖を行い、結果的に、幸いこの町には被害はありませんでした。しかしながら、今からが台風の危険性が増す時期でございます。今後も即応体制を取れるよう、緊張感を持って対応してまいりたいと思います。

今、社会全般の最大の関心事は、円安などによる物価の高騰と、実質可処分所得の低下による国民生活、経済の動向ではないでしょうか。そのような中、岸田総理が退陣を表明され、今月下旬に迫った自民党総裁選挙に、世論の高まりは、なお一層加速していくものと思われまます。様々な方々が次々に出馬の表明をされていますが、待ったなしの山積する国内問題や緊迫する外交問題など、解決しなければならない諸問題を的確に判断し、この国の発展を導くリーダーの選出を、真剣に注視しなければならないと思います。

10日ほど前の8月23日に閉会し、この記録的に暑かった夏に高校球児たちが熱線を繰り広げた甲子園全国大会。広島県代表として、強豪の広陵高校が出場しましたが、その中に、エースピッチャーとして注目を集めた高尾響君という3年生がいました。彼は粕屋町出身で、粕屋中央小学校、粕屋東中学校を卒業後、広陵高校に進学。1年生の時からエースナンバー1番を背番号に活躍してきました。本大会では、3回戦で東海大相模高校に敗れ、彼の甲子園は終わりましたが、今日、9月2日から8日まで、台湾で開催される第13回U-18アジア選手権に、侍ジャパン日本代表選手として見事選出され、新たな目標に向かっての飛躍が期待されています。甲子園出場時から、町内の御実家には祝電などを送っておりましたが、今回の国際大会への出場に対し、改めて庁舎正面に懸垂幕の設置をするなど、町から応援を行いたいと思います。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

まず初めに、報告第5号から第6号までの報告を行います。

報告第5号は「令和5年度粕屋町健全化判断比率について」でございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定によりまし

て、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

報告第6号は「令和5年度粕屋町公営企業の経営の健全化について」でございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

それでは、その他の報告をいたします。

一部事務組合の令和5年度決算についてでございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、福岡県後期高齢者医療広域連合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合について記載をしております。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の令和5年度決算につきましては、組合の議会が8月30日開催のため、当初、全員協議会での報告を予定しておりましたが、台風10号の影響により、開会日が本日となりましたので、ほかの一部事務組合と併せての報告に変更いたしております。決算額につきましては、資料のとおりでございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で、行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案の上程」を行います。

令和6年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の改正が3件、令和6年度補正予算が6件、備品購入契約の締結が1件、財産の取得及び無償譲渡が1件、令和5年度決算認定が7件、広域連合の規約の変更が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が2件、以上21件でございます。

それでは、議案第49号から順に御説明申し上げますが、議案第60号から議案第66号までの決算認定につきましては、副町長より御説明を申し上げます。

最初に、議案第49号は「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、令和6年12月2日から現行の国民健康保険被保険者証が廃止になることに伴い、「粕屋町国民健康保険条例」において、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第50号は「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、令和6年11月1日に施行されることに伴い、「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例」において引用する「児童扶養手当法施行令」

に項ずれが生じるため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第51号は「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」でございます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、「粕屋町営住宅条例」において引用する条文の改正が行われたため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第52号は「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,624万円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億1,179万円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を1億7,810万3,000円、県支出金を2億4,102万2,000円、繰越金を4億8,821万8,000円増額し、町債を3億4,041万3,000円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、介護保険事務費を3,139万8,000円、感染症予防事業費を8,832万2,000円、財政調整基金積立金を3億9,294万8,000円増額するものでございます。

次に、議案第53号は「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,267万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億1,601万円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を6,501万2,000円、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1億8,909万1,000円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、諸支出金を3,965万1,000円増額し、国民健康保険事業費納付金を5,590万円、前年度繰上充用金を1億783万円減額するものでございます。

次に、議案第54号は「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,064万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,408万1,000円とするものでございます。歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料を1,900万円、繰越金を3,164万3,000円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を5,064万3,000円増額するものでございます。

次に、議案第55号は「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,213万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億2,976万9,000円とするもので

ございます。歳入の主なものといたしましては、繰入金を2,124万4,000円減額し、保険料を1,315万8,000円、支払基金交付金を1,154万円、繰越金を6,235万6,000円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を6,235万8,000円、地域支援事業費を978万円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ773万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,197万1,000円とするものでございます。歳入は、繰越金を773万9,000円増額し、歳出は、諸支出金を773万9,000円増額するものでございます。

次に、議案第56号は「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の主な内容といたしましては、浄水場関連の修繕費を増額するものでございます。収益的支出につきまして、営業費用を866万円増額し、9億8,285万5,000円とするものでございます。

次に、議案第57号は「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の主な内容としましては、人事異動に伴う人件費を増額するものでございます。収益的支出につきまして、営業費用を253万円増額し、12億4,771万7,000円とするものでございます。

次に、議案第58号は「備品購入契約の締結について」でございます。

粕屋町立図書館において、ICタグによる図書館資料の管理や、マイナンバーカードを活用した自動貸出機を導入し、窓口業務を一部自動化することにより、貸出し手続き時間の軽減やプライバシーの保護など、図書館利用者の利便性向上を図るため、IC機器を購入するものでございます。この購入を実施するに当たり、令和6年7月25日に一般競争入札を行いましたところ、富士通 Japan 株式会社 九州北部公共ビジネス部 部長 湯川洋祐が、2,015万7,500円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、納期は令和7年2月28日まででございます。財源といたしましては、「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）」を活用して実施いたします。

次に、議案第59号は「財産の取得及び無償譲渡について」でございます。

今回、町で実施します「物価高騰対策支援事業（かすや子育て応援給付事業）」は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けているゼロ歳から18歳までの子どもたちとその家庭への経済的支援として、対象者約1万人に対し、一人当たり1万円のバンナ Visa ギフトカードの給付を行うものでございます。この事業に用い

るバニラ Visa ギフトカードを購入し、無償譲渡を行うに当たり、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次の、決算認定に係る議案第60号から議案第66号までの議案につきましては、副町長より御説明申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

(副町長 池見雅彦君 登壇)

◎副町長（池見雅彦君）

それでは、議案第60号から66号までの決算認定について御説明をいたします。

議案第60号は「令和5年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

なお、決算額につきましては、1,000円未満の端数を1,000円余として御説明をいたします。一般会計の決算額は、歳入総額223億2,556万2,000円余、歳出総額215億566万2,000円余で、歳入歳出差引額は8億1,989万9,000円余となります。歳入歳出差引額には、次年度への繰越明許費繰越財源3,195万2,000円が含まれており、それを差し引きました実質収支額は7億8,794万7,000円余で、次年度へ繰越しをいたしております。また、一般会計の町債残高は前年度より8億9,807万3,000円余増加し、136億5,886万2,000円余となり、基金残高は前年度より3億1,619万2,000円余増加し、54億804万6,000円余となります。

議案第61号は「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和5年度歳入歳出決算は、歳入総額36億9,853万2,000円余、歳出総額37億1,070万2,000円余で、歳入歳出差引1,216万9,000円余の歳入不足となりました。まず、歳入につきましては、前年度に比べ、県支出金が1億9,350万9,000円余、繰入金715万4,000円余の増額、国民健康保険税が4,444万7,000円余の減額となっており、歳入総額では前年度と比べ1億3,942万3,000円の増額となっております。一方、歳出につきましては、前年度と比較して保険給付費が1億6,794万8,000円余、国民健康保険事業費納付金が1,900万円余、諸支出金が3,306万9,000円余の増額、前年度繰上充用金が9,215万6,000円余の減額となっております。歳出総額では、前年度と比べ1億2,346万4,000円の増額となっております。令和5年度の決算状況といたしましては、1,216万9,000円余の赤字となっております。

議案第62号は「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和5年度歳入歳出決算は、歳入総額6億3,149万5,000円余、歳出総額5億9,985万円余で、歳入歳出差引3,164万4,000円余が次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の4億7,069万8,000円余で、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の5億8,042万2,000円余でございます。

議案第63号は「令和5年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和5年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額26億6,763万7,000円余、歳出総額26億527万9,000円余、歳入歳出差引額6,235万7,000円余が次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者保険料が5億9,912万7,000円余、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が15億1,824万8,000円余、繰入金が4億4,481万円余、繰越金が9,744万2,000円余でございます。一方、歳出の主なものといたしましては、全体の89%を占める保険給付費が23億2,365万7,000円余、諸支出金が9,840万5,000円余、地域支援事業費が9,681万4,000円余でございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額2,094万6,000円余、歳出総額1,320万7,000円余、歳入歳出差引額773万9,000円余が、次年度への繰越しとなりました。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,395万9,000円余、繰越金が698万6,000円余でございます。歳出は、総務費が1,153万円余、サービス事業費が167万7,000円余でございます。

議案第64号は「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和5年度の決算は、歳入総額84万8,000円余、歳出総額57万6,000円余で、歳入歳出差引額27万1,000円余が次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、令和3年度に現年度分の償還が終了し、過年度分の償還率は1.3%となっております。一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第65号は「令和5年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、令和5年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、建設改良積立金へ1億4,000万円処分するものがございます。併せまして、令和5年度粕屋町水道事業会計決算は、基幹管路布設工事及び配水管改良工事、粕屋浄水場ほか電気設備更新工事などを行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億4,492万9,000円余、事業費用8億499万2,000円余、差引き1億3,993万6,000円

余の純利益を計上いたしております。次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額984万6,000円余、支出総額4億4,229万7,000円余、差引き不足額4億3,245万1,000円余につきましては、建設改良積立金、損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

議案第66号は、「令和5年度粕屋町流域関連広域下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

「地方公営企業法」第32条2項の規定に基づき、令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ4,000万円、減債積立金へ3,000万円処分するものでございます。併せまして、令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算は、マンホールポンプ制御盤更新工事などを行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益11億6,985万8,000円余、事業費用11億4,143万8,000円余、差引き2,842万円余の純利益を計上いたしております。次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして収入総額6億8,958万円余、支出総額9億2,479万9,000円余、差引き不足額2億3,521万9,000円余につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしております。私からの説明は以上でございます。

(副町長 池見雅彦君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは、次の議案第67号でございます。議案第67号は「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、令和6年12月2日から現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、「福岡県後期高齢者医療広域連合規約」の一部を変更するものでございます。当該規約の変更に関し、関係市町村と協議することについて、「地方自治法」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、諮問第1号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員 安松 広子 氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。安松氏は、経歴書にありますように、福岡市の中学校で長年教鞭を執られ、現在は人権擁

護委員として御活躍をいただいております、人格・識見共に優れた方でございます。推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員 立石 道子 氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。立石氏は、経歴書にありますように、町立幼稚園等で長年、幼児教育に当たられ、現在は、人権擁護委員として御活躍をいただいております、人格・識見共に優れた方でございます。推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第5。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第6。「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました、49号議案から67号議案、諮問1号、2号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

また、52号議案から57号議案の令和6年度補正予算関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を、第60号議案から第66号議案の令和5年度決算認定関係につきましては、議長を除く全員で構成する決算特別委員会を、「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会条例」第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ

所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、申合せ及び協議により、予算特別委員会の正副委員長には、委員長に井上正宏議員、副委員長には末若憲治議員。決算特別委員会の正副委員長は、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員であります。

◎議長（小池弘基君）

日程第7. 「発議の上程」を行います。

今定例会に、議会運営委員会委員長より、1件の発議が提出されました。

趣旨の説明を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎14番（山脇秀隆君）

発議第8号「粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」であります。規則案はお手元に配付のとおり、「地方自治法」第109条第6項及び第7項、並びに「粕屋町議会会議規則」第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出いたしました。内容の詳細は、先の全員協議会で協議しましたので、お手元の改正文で御確認してください。発議理由を説明いたします。本発議は、会議時間の変更手続きの明文化及び携帯品を社会情勢等に適したものとするため、一部を改正するものであります。概略は、議長が会議中、会議外における会議時間を変更できることを明示するものであります。携帯品の一部表記の変更と一部削除するとともに、必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものであります。

以上であります。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

発議第8号についての討論及び採決は、最終日に行います。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

(散会 午前10時04分)

令和6年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和6年9月3日（火）

令和6年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月3日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	15番	安藤和寿	議員
2番	議席番号	10番	田川正治	議員
3番	議席番号	14番	山脇秀隆	議員
4番	議席番号	7番	案浦兼敏	議員
5番	議席番号	4番	宮崎広子	議員

2. 出席議員（16名）

1番	古家昌和	9番	川口晃
2番	田代勘	10番	田川正治
3番	杉野公彦	11番	福永善之
4番	宮崎広子	12番	久我純治
5番	末若憲治	13番	本田芳枝
6番	井上正宏	14番	山脇秀隆
7番	案浦兼敏	15番	安藤和寿
8番	鞭馬直澄	16番	小池弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎 議会局係長 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町長	箱田彰	副町長	池見雅彦
教育長	西村久朝	総務部長	新宅信久
住民福祉部長	神近秀敏	都市政策部長	田代久嗣
教育委員会次長	堺哲弘	総務課長	豊福健司

総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	社会教育課長	石 川 弘 一

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日、また明日、一般質問となりますけれども、今回は10名の方が一般質問をされる予定でございます。本日は5名の方の一般質問を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号15番、安藤和寿議員。

(15番 安藤和寿君 登壇)

◎15番（安藤和寿君）

議席番号15番、安藤和寿です。通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、トップバッターということで、2問、質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。まず1問目が、カスタマーハラスメント、カスハラについてでございます。次に2問目、国際友好協力関係構築に向けての必要性について質問をさせていただきます。

まず早速ですが、カスタマーハラスメントについて質問いたします。「雇用管理上講ずべき措置等についての指針」令和2年厚生労働省が告示第5号として策定されたことから質問をしたいと思います。まず初めに、カスタマーハラスメントとは、顧客などからのクレームには、民間では、商品やサービス内容への改善を求める正当なクレームがある一方で、過剰な要求、言いがかり、不当、悪質なクレーム、許容範囲を超えたクレームや迷惑行為が、近年、自治体や公共機関でも増加しており、問題となっているところであります。カスハラから従業員を守る対応が求められている現在でございます。

そのような中、6月には日本の大手航空会社2社が、共同でカスタマーハラスメントに対する方針、対策方針をまとめるなど、カスハラに該当する行為を暴力や誹謗中傷など、九つの類型に整理し、迷惑行為などに対しては、人権及び就業環境を害するものとして、毅然と行動し、組織的に対応するとしています。注意喚起に従ってもらえない場合、管理職も入り、複数人で対応していく予定。そこから更にカスハラが発展した場合、警察への相談も含み対応していく予定とされています。2社が、去年把握したカスハラは600件に上り、今後の対応について、業界全体で対応していきたいという考えがなされております。

そこで今回の質問の要旨に沿って質問をいたします。「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定されました。先ほど述べた第5号でございます。顧客等からの暴行、誹謗、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、カスタマーハラスメントに関して、当町におけるカスハラの実態と、今後の展望についてお伺いをしたいと思います。

まず1問目ですが、開庁時間内の顧客側からの昨年度の電話問合せ件数、来庁件数を把握しているのか。またその中で、カスハラに該当するような件数と実態について、答弁をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず私のほうから、全体的なカスタマーハラスメント、最近ではカスタマーハラスメントと言いますが、昔は、窓口での強要、あるいは暴力に近いようなことも多々ありました。しかし、最近のこういったハラスメントに関する周知と言いましょか、社会全体のハラスメントに対する抑止力というのが働いて少なくなってきております。しかしながら、大小の差はあれ、そういった、業務に支障があるような行為も若干ありますので、その辺のことを担当のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

それでは、1問目の質問にお答えをさせていただきます。各所管課で申請件数や、手続等の件数につきましては、決算等で御報告をさせていただいているかと思いますが、所管課のほうで把握はしておりますが、住民の皆さまやその他の方々から、本庁舎を含め、出先機関にも様々なお問合せや相談を複数頂いております、電話の問合せの件数や窓口への来庁件数につきましては、現在のところ全体的な把

握は行っておりません。また、カスタマーハラスメントに該当するような案件につきましては、カスタマーハラスメントとしての特定までは行っておりませんが、先ほど町長が申されましたように、年に複数件は、ひどい暴言等による迷惑行為が発生しております。それらの案件につきましては、各所管課で記録を残すなどの対応は行ってありますが、全体を把握し集約した件数等の把握までは行っておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

次の2問目の問合せ相談件数から、統計データ内容を把握、情報の管理はしてあるのかと、そこまでちょっと答弁いただきましたけども、実際のところ、現状、粕屋町役場のホームページは非常に分かりやすい中で、困ったことに対して検索すると、そのまま所管課の電話番号にぱっと移るという形になって、多くの方は、代表電話ではなくて、所管課の直通電話を利用されているものだと思います。そういった中で、開庁時間においては、リアルに対応していただいているのだろうというふうに感じているところがございます。それが良いのかどうかというのはよく分かりませんが、現状はそのようなことということで、具体的に例えば、複数件って言っても、なかなか、例えば、先ほど申し上げました、警察まで呼ぶとか、そういったことは無いという形で捉えてよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

複数件の中には、御質問にありましたように警察まで来ていただいて対応したケースというのもございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

では、次の3問目の質問に行きたいと思います。カスハラが多い部署とかあるかと思えます。その理由と職員に対してのカスハラアンケートですね、実際どういう形でカスハラを経験しておられるかも分かりませんので、アンケート調査を実施しているのかとか。あと職員からの相談体制について、答弁いただいでよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

三つ目の質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、所管課ごとのカスハラの数等につきましては、具体的に数値等で把握のほうはしておりませんが、ここ数年の傾向といたしましては、総合窓口課や介護福祉課などの窓口業務を中心とした部署で各種手続や相談、苦情をお受けする中で、カスタマーハラスメントへ発展していくケースが多いのではないかと考えております。カスタマーハラスメントを対象とした職員向けのアンケートにつきましては、カスタマーハラスメントに特化したアンケート等は、現在行っておりませんが、万が一カスタマーハラスメントが発生し職員等にケアが必要な場合につきましては、職員援助プログラム、俗に言うEAPへの相談勧奨や、本人や上司からの相談に応じて、うちのほうに常駐はしておりませんが、産業医や産業保健師によります健康相談につなげていくことなどによりまして、相談体制や職員のメンタルヘルス対策に努めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

職員に対してのアンケート調査が実施されていないということで、それなりに起こっている中の、産業医さんも含めて、対応していただいているということでございます。職員の相談体制は答弁いただいたんですが、大体件数的に、要は報告・相談・連絡、報連相そういったところの中で、今日カスハラがあったんですとか、そういったところの各部署から報告などは上がってきているのか、分かれば答弁お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、正に職員の労働衛生環境に関わるものですから、逐一全てのことを私のほうまで報告をさせておりますし、職員のほうも即座の対応をした後、事後になりますが、報告もあります。その最中の相談も過去ありました。件数的には、大きなその内容的にちょっと御説明できない部分もありますが、総合窓口課が3件とか、子ども未来課が1件、そしてまた介護福祉課も数件ほどあるとそういうふうな状況ですね。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎ 15 番（安藤和寿君）

町長のほうから対処方法、手順のほうも大体分かりましたので、次の5番目の質問に行きたいと思います。カスハラを事前に防止する啓発活動など、例えば、現状カスハラはこういった形で起こってますよとか、そういった啓発活動についてお考えございましたら答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

ちょっと四つ目の質問で答弁をさせていただくように準備しておりましたので、ちょっとそちらも一部触れながら答弁をさせていただきたいと思いますが、具体的なカスタマーハラスメントの、町としての防止対策につきましては、防犯面等を考慮し、庁舎等に防犯カメラを設置しております。また、カスタマーハラスメントで特に重要と言われるのが、記録や保存というのが特に重要と言われておりますので、そちらの面の抑止に努めております。また、防犯カメラを設置することと併せまして、防犯カメラを設置してますよというような形で入口等に掲示のほうを行っておりますので、そちらのほうで抑止とか周知までは届かないかもしれませんが、抑止を図っておる現状でございます。

また、特に、事前に防止する啓発活動ということに当たるかどうかというのはありますが、基本的な窓口対応につきましては、お客様を長時間お待たせしないこととか、丁寧な説明をすとかいうような形で、まずそのカスタマーハラスメントが発生しないような状況を作るというような形で、職員のほうが窓口対応を心がけて行っております。また、対応といたしましては、現在、近隣自治体等にも導入事例等がございますが、カスタマーハラスメントが窓口だけではなく、電話でのカスタマーハラスメントも発生しておるといふふうに聞いております。また、その電話につきましては、やはり効果があるのは、会話を録音するようなシステムを導入して、今後そのカスタマーハラスメントが発生した場合でも、記録とか保存をしっかり残すようなシステムとしましては、クラウド型の電話交換機なども今出ているようですので、今後、検討などをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎ 15 番（安藤和寿君）

今、課長のほうから、記録、録音ですよね。よくいろんなところ、大手企業さんの銀行ですとか、問合せの電話をすると、そこでは、職員品質向上のため、録音を

させていただいておりますという、そういった音声が流れると思いますが、それが結局抑止力となって、カスハラの防止につながるというところがあるかと思いません。そういった中で、記録、録音ですね。そういったCRMについての中でもちょっと触れていただきましたので、次の、この質問の最後になりますけども、6番目の質問に移りたいと思います。

自治体における総合コールセンターの導入の件でございます。これは倉敷市の事例ですが、市民顧客主義の着実な実現を目指し、満足度、信頼度の向上が急務として、総合コールセンターの導入を決定し、現在運用をされております。導入前の問題点として、市民からの問合せ対応により、職員が本来の業務に集中できず、結果として市民サービスにも影響を与えていた。導入後は、年中無休で開庁時間外も利用できることから、対応の遅れが解消され、また、オペレーターの対応品質も良いことから、9割以上の市民が倉敷市コールセンターに満足をしているという回答までにもなっているようでございます。職員が業務に集中できる環境を実現し、導入10年で市民からの問合せの9割以上がコールセンター内で完結され、各課職員の対応件数が激減し、職員が業務に集中できる環境になったことで、市民サービスの向上につながったとされております。流れといたしましては、市民より問合せをコールセンターで集中し、問合せ内容を録音する機能と内容に応じて各担当者に転送、CRM顧客管理システムで対応履歴などを登録から、担当課で内容を参照し、FAQ対応履歴を更新し、管理していくものでございます。

そこで質問をいたします。職員が業務に集中できる環境を実現させることや、顧客ニーズに応じた相談時間、開庁時間外受付ができる総合コールセンターの導入の考えは、町にはございますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

御質問の相談とか総合的な対応を行います総合コールセンターにつきましては、現在のところ町のほうでは設置のほうはしておりません。現状を申し上げますと、開庁時間内につきましては、電話交換手と、議員も御覧になられたことあるかと思いますが、庁舎正面入口に総合受付の職員を一体的に配置しまして、迅速で正確に窓口を御案内することや、簡単な相談業務を、現在は業務委託で行っております。また、開庁時間外につきましても、相談や苦情に対しましては、担当所管課職員への連絡体制を整えまして、できる限り迅速な対応が可能になるように努めております。またそういうことによりまして、職員ができる限り業務に集中できる環境づくりや、住民ニーズの対応に寄与しているものではないかというふうに考えておりま

す。しかしながら、今後も住民ニーズの多様化や職員の業務の効率化、働き方改革を実現していくためにも、先ほど御質問の中にもありました、FAQシステムとか、AIチャットボットなどのデジタルと人が連携したような形の総合コールセンター等の導入の先進事例も最近出てきているようでございますので、今後、情報収集や調査研究は行ってまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

課長のほうから、現状の維持を続けていきますよということだろうと思いますけれども、そういった中で、事前に防止するシステム、録音機能というのは、今でもあります。今後、していくお考えなのか、録音機能はいかがですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

録音機能につきましては、以前より、所管課からの要望等もございましたので、今回御質問いただく前から検討のほうは進めておるんですが、やはり、そのコスト面とかいうところで二の足を踏んでる部分もございますが、今後またカスタマーハラスメントが多々発生する可能性等もございますので、是非検討してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

ほかにカスハラの問題というのやっぱり民間でも、直接顧客から電話を受ける、ガーッとと言われる、そこでシュンとなってしまう、もう次から会社行くのやめようかなとか、そういったケースが非常に多いんですね。そこはある程度、メンタルのところの部分も入ってきますので、やっぱり、そういった方、理不尽な方も中にはいらっしゃると思いますので、そういった防止の強化を更にしていただきまして、まずは、職員の方がシフトどおりに出勤できる環境を整えていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に行きたいと思います。

次の質問でございますけれども、国際友好協力関係構築に向けての必要性についてでございます。まず初めに、自治体の友好都市、姉妹都市、友好交流は地方自治体のイニシアチブで、自立的に取り組まれているとされております。長期間にわたる

姉妹都市交流活動を通じて、多様な人的パイプを作り、その豊富な人的パイプと交流ベースに、地域社会の活性化や、地域課題の解決のための担い手になっているとされており、2024年9月の1日、先日でございますけども、現時点での姉妹都市、友好都市提携件数は1,823件で、提携自治体数は899自治体となっており、全自治体1,794件、うち約半数の自治体が海外の自治体と姉妹・友好都市の締結を行っております。中でも町としては、姉妹提携284自治体、複数姉妹提携50件が含まれるとしております。そこで今回の質問の要旨に沿って質問をいたします。

国際姉妹都市との交流や国際友好都市関係の構築は、地域社会の活性化や、製造業、建設業、飲食、介護や物流など幅広い分野で企業の労働力不足の解消に役立っている状況であります。また、交流の成果は、世界に開かれたまちづくり戦略の一環として、総合計画に取り入れられてる自治体もあります。議会でも視察に伺いましたけども、高崎市が総合計画にこのことを取り入れられてるようでございます。次に、人口減少が進む日本においては、外国人材は必要不可欠とされています。町内において外国人材を雇用している企業の受入れ状況と、今後も継続して外国人材を雇用していきたいとの意向を持っている企業を町は把握されているのか、お尋ねをいたします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

外国人雇用につきましては、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づきまして、全ての事業主は、外国人労働者の雇入れ、離職時にハローワークへ届けることが義務付けされております。粕屋町の管轄であります福岡労働局福岡東公共職業安定所における外国人材の雇用状況につきましては、令和5年10月末現在1,203事業所におきまして、外国人労働者数9,368人という状況でございます。なお、福岡東ハローワークにつきましては、福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町が管轄となっております。

また、外国人材の雇用継続の意向を持っている企業につきましては、粕屋町商工会に確認しましたところ、直近5年間ではそういうのは聞いたことがないということでもございました。町といたしましては、外国人材の雇用につきまして問合せがあっておりませんので把握はできておりませんが、特にコンビニエンスストアにおきましては、その意向があるのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

課長のほうから現状のことを伺いましたけども、まず、粕屋町でも、なかなかやっぱり見かけると言うんですよ、外国人の方。自転車で職場に向かわれてるとか、特にコンビニにおいては、外国人の労働力を迎え入れないとなかなか24時間営業できないというところがあるかと思います。もうスーパーも同じですね。はい。

それでは、次の質問でございますけども、2番目の質問ですが、しかし、少しちょっと粕屋町の歴史にも触れたいと思います。2016年6月議会で、自分が、粕屋町の人づくりについてということで質問をいたしました。粕屋町の海外派遣事業が始まったきっかけとして、当時のときめき体験事業で、沖縄県を訪問し、沖縄から空き瓶に入れた手紙が約1万km離れたアメリカオレゴン州ティラムック市に2年半の歳月をかけて海を渡りたどり着いたと。そのことがきっかけで、当時の現地市長が粕屋町を訪れ、粕屋町とティラムック市の国際交流事業がスタートしたというふうに伺っております。グローバル的な視点から、今の子どもたちにも、貴重な体験となる海外派遣事業を、是非復活して続けていただきたいと、当時の町長にお伝えをしましたが、お金があればやりたいという、当時の答弁でありました。

そこで質問したいと思います。町は過去にティラムック市アメリカ合衆国オレゴン州と交流都市としての位置づけが示されております。覚書は締結しているのか。あれば、覚書はどのような内容か、現在も維持しているのか、今後の考えについて答弁をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

覚書等は締結しておりませんが、まず、経緯といたしましては、1994年、平成6年8月23日の夜に第2回粕屋町少年の船にて沖縄から帰る船の上からメッセージ入りのボトルを10本流しまして、それから3年半後の1997年1月10日、アメリカのオレゴン州ポートランド市在住のジョン・フリーイングさんがオレゴン海岸を散歩中、一本のボトルを発見されました。漂着したことが新聞で報道されまして、それを知ったセントヘレンズ市に住む日本語教師レイコ・フィッシャーさんが、発信者の1人の母親と連絡を取りまして、その後、レイコさんの日本語クラスの生徒たちと粕屋町の生徒たちとの手紙の交流が始まった事に始まります。そして1997年10月、オレゴン州ポートランド市と福岡を結ぶ定期航路が開設され、フリーイングさんがその記念すべき第1便でゲストとして来日、粕屋町にも来町され、粕屋町の生徒たちとも面会、また、オレゴン州知事より親書が届いております。1999年2

月19日には、オレゴン州観光局長タッド・デヴィッドソン氏が来日し、粕屋町を訪問し、同年のゴールデンウィークには、粕屋町の生徒ら8人がオレゴン州を訪問し、ホームステイをしながら交流を深めております。その後、青少年の翼事業にて、度々オレゴン州ティラムック市などを訪問し、交流を図っております。青少年の翼事業を見直したことなどから、2007年を最後に対面での現地交流などは行っておりませんが、今後はICTを活用するなど、形を変えた交流などを行っていかれると思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

課長のほうから詳しく教えていただきまして、自分は2年半の歳月というふうに思ってますけども、3年半かかったということでございますね。はい。今後も交流はICTを通じて行っていきたいというふうなことでありますけども、せっかくこういったきっかけがあるので、そこできっかけがあって、新たに粕屋町が上がってくるのかなという、人の行き来が行なってくるのかなと思っておりますので、予算的などころもありますけども、アメリカオレゴン州との交流の時も、町長は多分職員でおられたかと思っておりますので、町長になられて、町長のお考えはいかがでございますでしょうか。ティラムック市の今後の交流について、一言あればお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

以前の町長がお答えした部分もでございます。財政的にやはり、例えば10人の子どもを連れて行くのに、スタッフが同数以上いるような、これは外国だからなんですよ。国内だったら、それほど、安全性とか健康面も含めて、ないんで。やはり外国ということは、非常に神経とお金を使う。スタッフの人件費等もあります。それもありますし、ちょうどテロ事件、国際テロが非常に多くなった時期で、そういったこともブレーキがかかったと思っております。

今、全国的に見ましても、アメリカ等の交流よりも、どちらかというと、やはり議員がおっしゃるように、その交流によって人の流れができて、例えば、外国人の労働者の雇用が図れるような、そういったことで、東南アジアとの交流が今盛んにあっております。私も勉強と言いましょか、研究中なんですけど、国の国策としても、そういったことに補助金を出したりという事業もあるようでございます。した

がいて、今、オレゴン州との交流につきましては、一旦今の保留状態は続けてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

町長からのお考えも聞かせていただきましたので終わります。まずそこで、先ほどちょっと覚書のことについて質問させていただきます。やはり、姉妹都市、友好都市について、やっぱ覚書っていうのは本当に貴重なようでございまして、これ今ここに福岡県がベトナム・ハノイ市との覚書の締結についてのコピーがございすけども、福岡県とハノイ市は、友好協力関係の更なる強化に関する覚書といたしまして、締結をしております。2011年に締結した生徒相互交流協力事業に関して、高校生の相互派遣や福岡県の高校のハノイ市への修学旅行など、また、2018年に締結した覚書に応じて5年ごとに覚書を更新していると。ハノイ市農業専門職員の技術研修を受入れするなど、覚書の中で交流が行われているようでございます。そこで、次の3番目の質問にありますけども、国際友好協力関係の構築は知名度の向上と、外国から、送り出し機関から人材を送り出す際、日本の管理団体、外国人を雇用したい企業とのマッチングを行う際に、外国人は友好協力関係がある場所なのかが、就労先の選択の一つとされております。

そこで質問します。国際協力関係を構築することで、粕屋町の知名度が上がり、外国人労働者が就労先として粕屋町の企業を選択することが増えると考えられます。国際友好協力関係構築の必要性について、町の考えをお伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地方公共団体、地方自治体が、外国の民間企業とそういった覚書を取り交わすのは、非常に危険だと思います。飽くまで、外国の政府の首脳辺りとの覚書が必要。これは公的機関同士の安全保障ですね。これは非常に大事だろうと思います。実例としましても、他の自治体ではそういったふうな覚書と言いましょうか、お互いの相互応援協定みたいなものを取り交わして交流をやっているというのは聞き及んでおります。粕屋町は、これについてはまだ取りかかりはしてませんが、周りの状況、そしてまた国の今後の動きを捕捉しながら検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

詳しく教えていただきました。

最後の質問ですけれども、市制施行を見据えて、粕屋町の国際交流を進める必要があると思います。町長がいつも言われる「飛び出せ公務員」のグローバル化も必要だと思います。文化、風習、社会構造など異なる地域との姉妹・友好協力関係の構築に向けて、戦略的国際政策の取組から職員のグローバル化に人的パイプを作り出す、これからの粕屋の未来に向けての取組が必要だと思います。最後にこの質問をしたいと思います。国際友好協力構築に向けての戦略的国際政策の取組、交流連携、ネットワークの構築、職員の交流、経験をベースに、地域社会の活性化や課題の解決のために、積極的に取り組む必要があると考えます。町長の考えをお伺いいたします。職員との交流でございます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

職員の海外派遣も含めて、そういった交流、これまた潤沢な職員の管理体制を敷いていれば、確かにそういったことは可能ですが、以前にも私のほうから御説明しましたが、国あるいは県、あるいは民間への国内のそういった派遣を今検討している状況でございます。これは、来年度からでも取り掛かりますが、それを一足飛びに国際ということになりますと、様々なハードルがあります。したがって、今はこれからの粕屋町を担っていく青少年が、グローバルな社会に経験値を持ち、そしてまた、興味を持って、今後、国際的な活躍ができるような、そういった人材養成するためにも、第36回を迎えますアジア太平洋こども会議、あるいはグローバル化の関係で、福岡県のグローバル青年の翼、そしてまた、福岡未来創造キャンプ等のグローバルキャンプ辺りも利用しながら、青少年のそういった国際的な交流を今進めておる状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

まずは、管理体制の問題があるということで、町といたしましては、青少年の交流から始めていきたいという形の部分で伺いました。私は、今回この質問することによって、やはり、現状、労働力が非常に低下している部分があります。特に先ほど申し上げました物流関係ですとか、介護に関しては、日本人の方に声を呼び掛けてもなかなか勤めていただけない、仕事をしていただけないという現状があります。そういった中で、海外のほうにも行って、人材等々の会話をしたりとかしておりますけれども、やはり、現在の友好都市の覚書を結んでいる自治体に人が取られて

いってしまうと。特に福岡県は取り負けしてるんじゃないかなというふうに思った次第です。そこは今回、やはり粕屋町が友好協力関係を結ぶことによって、知名度が上がって、そのの大学と提携をしたりなんかして、インターンシップですとか、そういった流れからどんどんどんどん人材が増えていってくるんじゃないだろうかなと思ひまして、今回質問したんですけれども、今後、そういったところの、現状の労働力不足の問題もございしますので、そこを加味していただきながら、友好協力関係については、検討というか、進めていってほしいなという分野になりますので、そこをお願いをいたしまして、一般質問を終わりたいと思ひます。

どうも御清聴ありがとうございました。

(15番 安藤和寿君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、安藤議員の一般質問が終わりました。

ただ今から休憩いたします。

再開を10時20分といたします。

(休憩 午前10時09分)

(再開 午前10時20分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党 田川正治です。通告書に基づき一般質問を行います。

岸田首相は、総裁選不出馬を表明しました。森元首相、安倍、菅首相と続く裏金問題のパーティー券の温存。収支報告書を不記載で懐に入れる脱税。疑惑解明も未決政治に引き続き国民の批判が高まっております。時事通信が実施した7月の政務調査では、岸田内閣の支持率は、自民党が政権復帰してから最も低く15.5%。2か月連続で最低を更新しております。国会審議もせずにバイデン大統領と交わした5年間での43兆円のアメリカ言いなりの軍事費。来年度は8.5兆円の大軍拡予算です。軍事予算を聖域として福祉教育を削減する、このような歴代自民・公明政権が進める国民いじめの政治に対する怒りが、岸田首相を退陣に追い込みました。2024年度の国家予算は113兆円です。国債費が27兆円で前年比7%プラス。軍事費は8兆円で前年比16.6%プラス。しかし、文教関係費は4兆563億円ですが、僅か

0.1%の伸びしかありません。文教関係の予算はこの間の物価高に対応しておらず、実質的には削減です。

問題になっております教職員の定数、そして長時間労働の問題、解消できておりません。教職員定数は35人学級の実施などで、教員の増員はありますが、一方では子どもの減少、国庫負担金の算定見直しなどで、定数差引きは僅か微増となっております。実質的にはほとんど増えていない状況です。これでは教員不足と長時間労働の解消はできません。OECD諸国との比較で、教職員の充足率は約70%。日本の教育への公的支出は、GDP比で2.8%。世界的にも低い水準にとどまっております。OECD加盟国で比較可能な37か国の中でも36位と、最低水準です。今、先生たちは学校現場で、児童・生徒が学ぶことの喜び、友情を通じて成長する喜び、学校が楽しいと思える喜びを身に付けてほしい。このように、先生たちみんなで力を合わせて頑張っています。その先生たちが心身健康な状態で授業を行い、元気に児童に接していただく。そのための環境整備が強く求められております。

そこで、粕屋町の教育現場での教職員の健康管理と労働安全委員会の設置について、質問をいたします。文科省は教職員、会計年度任用職員含む50人以上の各学校に、労働安全衛生管理体制、衛生委員会の設置を求めています。そして法律では、50人以上の各学校に設置を義務付けていますが、町内の小中学校における労働安全衛生管理体制の現状について答弁を求めます。教育長ですか。担当所管課長。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

町立の各小中学校におきましては、議員の言われました法令に基づきまして、衛生委員会のほうを設置しておるところでございます。基本的に毎月1回、会議を実施しております。毎月1回、先生方お忙しいのもありますし、また、ほかの職員に、委員以下の職員に対する意見聴取とか、周知というのもございますので、ほかの職員会議等と併せて実施をしているものも含めてという形になりますけれども、毎月1回の会議は実施をいたしまして、教職員の健康保持に関する協議や研修などを行うほか、時期に応じまして、熱中症、あるいは感染症などの健康に関する注意喚起、それから労働災害防止のために、これ毎週、これもほかの業務と併せての部分もあるかと思っておりますけれども、週に1回は校内をパトロールしていただきまして、施設・設備の安全点検等も実施をしていただいております。

また、産業医の設置義務もございまして、こちらは毎月3校ずつですから、各校にしますと隔月で訪問されているという形になります。校内の施設・設備の安全面に関しまして、専門的な知見からアドバイスを頂きましたり、教職員の健康診断の

結果、それから健康診断に併せて行っておりますストレスチェック。こちらの結果に基づきまして、高ストレス者に対する面談あるいは指導というものを行っていたいただいております。

さらに、6校の衛生管理者が集まります町全体の会議、こちらも設けております。学校衛生推進者会議という形で名前を付けておりますけれども、これは、年度初めに年間に最低1回、あるいは必要に応じて複数回という形で開催をしております。この会議では、各学校の衛生管理者のほか、産業医、それから教職員の健康診断等を委託しております業者の担当者のほうも参加をいただいております。あと、学校教育課の職員ももちろん参加をしております。各学校での衛生委員会の進め方ですとか、業務内容の確認、関係情報の共有というものを行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ありがとうございました。私は今回、この問題取り上げたのは、全国的にも問題になってます、先ほど述べました教員の不足と長時間労働の問題が、先生たちの健康をむしばむと。精神的な問題も含めて、いろいろ支障を起こすということがあるわけですね。それに対して、現場で現実的に対応できることが、労働安全衛生委員会によって解決できる、解消できる方向を改善しながら取り組んでいける。そういうものを、是非強めていってもらいたいということがありまして、質問をしておるわけです。

内容について今説明がありましたけど、文科省が平成31年4月に作成した「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて）」というものが出されております。この中では、教職員50人以上の学校で選任・設置を要するものとして、総括安全衛生管理者、それと産業医、衛生管理者と校長、養護教諭、産業医などで構成するということになっておりますが、先ほどの説明で言えば、産業医の指導と校長含めて先生が関わっていると思いますが、この養護教員の先生もその中に含まれているとは思いますが、中身としても衛生委員会の設置、審議事項の具体的な例として、教職員の健康障害防止、健康保持推進のための対策、あわせて、長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策、そして教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策を定めておるわけですけど、こういう内容について、具体的に粕屋町で、学校名とかそういうのは、話できない点があるかと思いますが、具体的な内容で相談を受けたり、対応したということについてあれば説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

正に先ほど申し上げた中にありました、健康診断に伴って行ってますストレスチェックに対する産業医からの指導・相談といったところに該当するかと思います。なかなかその具体的な中身につきましては、非常に個人情報的な部分がございますので、教育委員会のほうにも誰がどうしたということは教えていただけませんので、そこら辺はちょっと把握をしきっておりませんけれども。それぞれの個人個人の事例に応じて面談をしていただいて、それに対する対応策というような、受診が必要であれば受診を勧められるとか、あるいはストレスを解消する方法とか含めて相談があっておるかと思えます。また、長時間労働ですとか、人員不足はこの会議の範ちゅうを超えてしまうかと思えますけれども、職員間でできる業務の分担の適正化とか、そういったことについては、会議内で話し合われて、学校教職員の間で共有をされて対応されているものというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

この労働安全衛生委員会の中でのいろんな指導を受けるために、教職員の人たちが、自ら疲労の蓄積とかストレスとかいろんな問題について、あれば申入れをするということで、教職員の本人の申出があって、それに対して、それがどのくらい粕屋町の中での小中学校で報告としてあるのかというのは説明できますか、具体的になくても。

その産業医の人たちに相談を受けて話したとか、養護教諭の人が受けたとか、校長が直接受けたとかいろいろあると思えますよね。私は、そういう問題がかなりあるんじゃないかというふうに思ってるんですよね。プライバシーの問題とかいろいろあって、報告できないと。中身は言うことができなくても、やっぱり全国的にもこういう点で、問題が起きたらやっぱりその解決のためにいろいろ対策を立てるといこともやってあると思えますけど。そういう点で、報告数、そういう具体的な数について、全体でもいいですけど、粕屋町全体で説明できればお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

この衛生管理については、各学校、校長先生が安全衛生管理責任者というポジションに就きます。衛生推進者というのが、先ほどおっしゃってました養護教諭がこ

の推進者に相当します。これは文科省も、そういうふうな役職で、紐付きでこうやってしなさいということになっております。あとは、学校によっては主幹教諭が入ってみたり、教頭先生が入ってみたり、学年主任が入ってみたり、給食主任が入ってみたりで、いろんな委員の構成はあります。

町としても、産業医については、本当つい最近、これやっとなんと予算を付けていただいて配置したとこなんです。来年からは月に1回、産業医の配置とかがあってなってますので、またちょっと予算のほう組み替えないかんとなくなってくるんですけど。ストレスチェックを各学校、平成28年から取り入れたのかな、粕屋町は。100%これを受けるようにということで数字がこちらに分かりますので、おたくの学校まだ80%しかまだ回答してないよとかが分かるから、全員これは、回答させるようにしております。これはパソコン上でできますので、そんなに難しい話ではございません。

その結果、少し気になる結果が出た先生については、教員の九州中央病院というのが、かかりつけの病院になるんですが、そちらのほうに受診を勧めるか、産業医に相談をするか、というふうなそういった対応をしております。産業医については、いつ来るかということは校長つかんでおりますので、「来週何日に来るから、あなた面談を受けてみるね？」というような形で、そういうふうな勧めることが多いです。先生が直接、産業医と話をしたいという声はなかなかちょっと現場では出ませんが、学校側からそれで勧めることはあるかと思えます。あとは、健康診断の結果でちょっと気になることがあったら、やっぱり医者の資格を持ってある方ですので、その方にちょっとその診断表を見せて、結果表を見せて自分の健康診断のことを相談すると。そういった産業医の使い方をしておりますので、会議だけの使い方ではございません。そういったことで御理解いただければと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今報告として私が求めたその相談件数とか、何人ぐらいとか、粕屋町で。いうのは、当然掌握してあって、当然校長先生もそうですけど、その全体を掌握するのが、教育長がこの問題について総括責任者としてつかむということにも、先ほどの読み上げました文科省の作成した内容にもあるわけですね。そういう点で言えば、教育長はつかまれてると思いますけど。それともう一つは、産業医が3校ということ。これも各学校に設置するということが基本だったと思うんですけど、先ほど私が紹介した内容からみたら。それについては、今後どういうふうにするのか。その2点について。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

すみません、まず件数のほうからでございますけれども、先ほど申し上げました全体の会議、学校衛生推進者会議。こちらのほう産業医さんも参加をしていただいております、年間の報告、前年度こういう状況であったといったような報告を上げてもらったり、それをまた情報として皆さんで共有をしておるところでございます。その中に、相談件数といったものもでございますけれども。ちょっとすみません、今日その数字を持ってきておりませんので、案件というのがあったかどうかちょっと把握しきってませんけれども、全体、業務状況がこういうことであったというような御報告は頂いております。各校のほうに産業医さんを置くというものにつきましても、6校ありますのに6人違う方を配置するというのは、なかなか難しゅうございますんで、お一人の方が6校全部担当してあるという形で、現状、6校全部を回っていただいているというような形でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

私が、今、教育長からも説明があった点で、問題があったらその校長が学校現場で対応しているということであったと思うんですけど、先日、事件の問題がありまして説明を受けました。文教厚生委員会です。その時に私は、問題を解決するっちゅうですか、改善していく方向で一番大事なことは、職員会議。職員の人たち全員で話し合っ、この問題点を本人から報告される中で解決していくということをやらないと、校長の指導ということだけで、問題解決のために先生と対応するということは、やっぱりいろんな不十分な点が起こるというふうに思ってるんですね。そういう点で、今後のこの労働安全衛生委員会の問題とか、職員の中で子ども、生徒を教育するに当たって、どういうふうにしていくかというのは、各個人個人の教職員の人に任せるということではなくて、やっぱり必要なものは、共通して、今後問題が解決して、二度とそういう事が起きないように方向を共有すると、教員の人たちの。ということが必要だと思いますが、その点について教育長はどういうふうに思われますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

この委員会ってのは、元々粕屋町も平成20年からこの規定を作っております。平

成30年に働き方改革ということは、国のほうからずっと出てきて、この委員会のほうでもしっかりメンタルの部分に対応しなさいというようなことになりまして、随分改定改定で今来てるんですが。議員がおっしゃってるように、件数が幾つかというよりも、私は産業医に相談するよりも、ちょっと心のほうで少し悩んだりとか、例えば、体調のほうでうんぬんというのは病院に行くか、心療内科のほうにかかるかというのが、継続的にこれ見ていただきますので、そちらのほうに大体先生方行かれています。ですから、産業医が来たからといって、そっちのほうにメンタルですぐ相談というのは、そういった対応はしてないかと思います。むしろ産業医からは医者立場、それから、例えば環境問題、光が弱いんじゃないかとか、例えば換気が悪いとか、あそこの扉はこうだったよとか、そういった施設の面でもアドバイス頂いてますので、私はちょっと産業医の捉え方が、ちょっと議員さんと少し違うのかなと思いますけど。

件数的には、今次長はちょっと持ってきてないということですが、私のほうの記憶を辿ると、各学校は一人か二人ぐらいです。そういったことで進めてるっていうか相談があってるのは。そしてその後やはり、心療内科とかのほうにつないでいくとか、行かれたらいいですよというアドバイスを受けて、病院に行かれる。しかしこの数も、私も今心療内科にかかっているのは何人の先生がいるとか、それで病休を取ってる先生が何人いるというのは、数はつかんでおりますが、ちょっとこの場では控えたいと思います。こういうふうな委員会を通じて、一つの学校の見直しのチャンスになりますので、一番大きかったのは勤務時間開始の時間を少し遅らせるとか、昼休みの時間帯を45分なんですけども、それをちょっと小分けにして30分と15分に分けるとか、何かそういった工夫を各学校されております。これは全体で、そういった指摘を受けて、みんなで話し合っただけでということでもありますので、私は全体で働き方改革は今学校のほう、積極的にやっていたらいいというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

学校現場の先生たちの責任とか、教育長含めた町の教育委員会の所管課の方たちの責任というようなことを、私は追求っていうか、そういうことでただすということをしよとは考えておりません。ただ、この実態の中で問題は、国に対しても県に対しても、中身っていうか報告すべきものはちゃんと報告をして、そしてこれだけ現場では問題が起きてると。だから、県教委なり、国がそのことについて、先ほどから何度も言いますが、教員定数を増やすこととか、それとか、長時間残業を

無くしていく、持ち帰り残業するということなどを無くすということが、子どもたちの教育、そしてそれに相談乗る時間帯も含めて保障することが、粕屋町、全国的にもそうですけど、未来を担う子どもたちの教育として、保障していく大事なことではないかというふうに考えて質問をしました。今後とも、私はこの労働安全委員会の役割というのは非常に大事だということで、改めてこの先日報告あった事件の問題を受けて、学校現場でどういうふうにこれを改善する、皆さんの力を出し合って改善、解決する、いい方向に行くかをお願いしたいということもありまして質問をいたしました。

では次に、会計年度任用職員の連続任用や諸手当、給与改定の処遇改善について質問いたします。政府が推し進めた新自由主義的な施策によって、官から民への掛け声の下、自治体では公共部門の民間化が進み、公共の役割を果たせるのか。このようなことが国民の不安としてもあります。同時に自治体には、総務省から総人件費削減、定数管理計画が押し付けられて、正規職員は削減され、その代わりに調整弁のごとく置き換えられることで自治体の非正規職員を増やすということになっております。コロナ化で、官製ワーキングプアという世帯を、世間でも社会問題化になりました。200万円未満の雇用の在り方。こういう問題について、特にジェンダーギャップ、女性の非正規職員が多いということから、この改善を求めることが国でも取り組まれ、そして全国的な世論の中で、国でも取り組むということになってきたと思います。現在では、公務の職場で50%が正職員、50%会計年度任用職員というような状況。粕屋町でも同様の職員比率になってきております。会計年度任用職員の雇用不安、そして3年の壁という雇い止めなど、正職員との不合理な格差もあり、この問題の解決が求められております。

そこで質問です。総務省は6月28日に、会計年度任用職員の事務処理マニュアルから「3年目公募」に関する記述を削除しました。このことで、2年を超える会計年度任用職員の連続任用が可能になりました。これは、人事院が国の非正規職員である期間業務職員について、「公募によらない採用は、同一の者について連続2回を限度とするよう努める」ということの内容を削除したことを踏まえて、地方自治体の会計年度任用職員の事務処理マニュアルを改正したということが言われております。町は、総務省通知の方針を実施する計画について、説明を求めます。担当所管課をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

御質問の会計年度任用職員の任用についてでございますが、これまでは公募を行

わず、勤務実績等に応じて、再度の任用を行うことができる回数を2回までとしており、初年度を含めて3年度目までは公募を行わずとも勤務実績に応じて再度の任用を可能とするものでございました。今回、先ほど御質問のマニュアルから、再度の任用については連続2回を限度とするように努めるという、項目が削除されておりますが、平等取扱いの原則により広く雇用の機会を設ける必要があることなどから、何かしらのルールを今後定めまして、適切に運用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

適切に運用。ちょっと言葉としては非常に、いつこれを具体的にやられるのかというのが問題なんですよね。国はそういう方向で示して総務省も言ってる。それぞれの自治体でも、この方向で会計年度任用職員の雇用関係を改善していくということが進められてきてるんですよね。そういう点で言えば、この問題について検討して、そして今答弁されましたように、適切に対応していきたいということなのか、もう一定の方向など、資料に基づいて討議もして、そして方向性を示されたのか。いつも言われるのは財源の問題だと言われます。しかし、財源の問題という点で言えば、会計年度任用職員も同じ役場の中での公務の仕事をして、町の人から見れば、皆さん、町の正規の職員というような、本当にそういう形で接していただいていることについて、非常に大事な職業としてあると思うんですね。そういう点も含めて検討されて、何度か検討されたのかということも含めて、ちょっと説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

少し現状に触れさせていただきたいと思いますが、先ほど御質問の連続任用についてでございますが、現在の運用におきましても、公募を行った結果、3年度を超える連続した再度の任用を妨げるものではなく、3年度以降により公募を行った結果、同一の方を任用して3年度以上、任用しているというような実績はございます。ただし、会計年度任用職員ということには変わりはないので、任用時に3年度又は今回のマニュアルの改定の運用によりまして、数年度の任用が担保されるということではなく、飽くまで単年度の任用という取扱いについては変わるものではございませんが、6月に通知が出されまして、総務課のほうでも課内で協議

を現在進めておるところではございますが、他自治体の状況等も今、把握を行っておる状況でございまして、できる限り早い時期に方針等については決定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今から幾つか、この勤勉手当の問題も含めて質問をしていきますが、給与改定の問題も含めてですね。ほかの自治体との関係とかいうことよりも、私は粕屋町の財政力。これを見たら、職員、あと同じような待遇をしていくということも含めて、長く働きたいと。この公務の職場で、役場の中で。いうのは多いんですよね。3年の壁があるからもう不安だと、自分の収入で、世帯収入で生活しているというような人たちというのはおるわけですね。それが3年ごとに首を切られるということであれば、本当に大事な仕事を責任持ってやっていくというのに、非常にプレッシャーが掛かる問題として、やっぱ出てくると思うんですよね。そういう点で言えば、是非早く検討してもらって、この問題を解決していただくようお願いをさせていただきます。

次に、会計年度任用職員の処遇について、正職員に準じた勤勉手当を支給するということになりました。全国的にも勤勉手当を支給するところもあったり、今年度4月から、総務省が示した勤勉手当を下回っているところもあると。そういう点で言えば、この職員にも出しているこの勤勉手当の支給を是非検討してもらいたいというふうに思います。私が、昨年6月の議会で質問した時も、「会計年度任用職員も令和6年より支給が可能になりますので、勤勉手当支給に向けた例規の整備を行っていく予定。」というふうに豊福課長が答弁されました。そういう点で言えば、この勤勉手当の取組は、昨年から検討し進めていかないかん問題だったわけですが、どういうふうに取り組まれてるのか説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

会計年度任用職員の処遇につきましては、今年度より、勤勉手当の支給につきましては、開始をしております。また、率等につきましては、国家公務員や私たち正規職員に準じました率を使って支給のほうは行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは今、今年度開始してるというのは、もう例規もできてそういうことで、ということは4月から支払ってる。今年度は支払うという、予算も含めて設定できてるということですかね。それと併せて後で答弁してもらいたいんですが、もう一つは給与改定の問題です。総務省は、今まで事務連絡で、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与改定については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改正することを基本とすることを留意されたい。」ということを通知し、そして、徹底しておることなんですね。本年度4月に遡って支給する自治体が68.2%。そして、昨年度実施した自治体が61.8%。これは自治労連の労働組合のアンケート集約です。賃金を上げてほしいという声が59.1%。一時金が欲しい37.3%。毎年賃金上げてほしい36.7%。退職金が欲しい、継続雇用にしてほしいというのが35%、34%。正に今要望で出てるアンケートの内容が、実態としてあるということであります。そういう点では、4月に遡って支給するという点について検討され、方向性が決まってるのかということについて質問。その2点ですね。2点というのは、先ほどの予算化されてること。勤勉手当の問題。二つ、一緒。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、一つ目の勤勉手当の支給につきましては、先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたが、私たち、国家公務員とか正規職員に準じた率を使いまして、支給のほうは行っております。2点目の人事院勧告の反映につきましては、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについて」という通知のほうで、令和5年度に総務省のほうより発出をされておりました。改定時期も踏まえまして、正規職員の取扱いに準じることとされておりますので、令和6年度、今年度より正規職員の改定時期に準じた運用を予定しております。ですので、4月に遡及した形での改定を行う予定としております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

町の、今、豊福課長が答弁されました内容は、非常に粕屋町で働く会計年度任用職員の人たちの仕事に対する熱意と言いますか、それも含めて、公務員としての役

場の仕事を責任持ってやっていくということにつながっていくというふうに思います。そういう大きな、いわゆるこの待遇と言いますか、労働条件の待遇ということは今後も必要だというふうに思います。是非、今後もそういう立場で取り組んでもらいたいというふうに思います。

次に、健康保険証の廃止による役場や医療機関での混乱や町民の不安解消について質問いたします。政府はこれまで、飴と鞭の政策で2兆円、このマイナ保険証の問題でつぎ込み、マイナ保険証登録者への2万円などの恩典を進めてきました。しかし、マイナ保険証の利用率が低迷していることで、5月から7月まで、マイナ保険証利用促進の集中月間を取り組みました。医療機関へ20万円の支援金のばらまき。40万円という話もありました。7月の利用率は、それでも11%程度しかありませんでした。これは何故、そういう状況にあるのかという点は、昨日、西日本新聞に、全国18の地方紙が実施した合同アンケート結果が報道されておりました。マイナ保険証を使わない理由、従来の健康保険証が使いやすい、63.7%。マイナ保険証を使う理由、従来の保険証が廃止されると聞いたから、48%。マイナ保険証の導入をやめて、現行の保険証と併用がそれぞれ4割回答でした。

このように、このマイナ保険証が本当に国民のため、医療を受けるために必要なのかということが問題になっておるわけです。開業医などの病院の全国団体、保険医団体連合会が、現行の健康保険証とマイナ保険証の両方を個々人が選択して利用できるようにすることも含め、提案をしております。現在のマイナ保険証の利用状況を見ても、医療機関に保険証1枚で診察してもらえる。今でも、マイナ保険証で問題が起きた場合、保険証を1枚、健康保険証を持って行っておれば、支障なく医療が受けれるという状況です。このような現行の保険証を国民が望む、また医療機関の病院の先生たちが望む順、それとか窓口の人たち、病院窓口、薬局の人たちが望むのも道理があると。当然のことだというふうに思います。

そこで、健康保険証のマイナンバーカードへの一本化に伴い、健康保険証の代わりに資格確認書が発行されるが、これは町として、国民健康保険証の関係がありますので、この点について特化して質問をしております。この資格証明書の発行の状況と、どういう方法で届くのか。それともう一つは、システムの回収の現状について。それとまた医療機関にかかった場合の資格証明書がない、こういう時の問題点などについての説明を求めたいと思います。

まず、前段の資格証明書の発行、また、本人に届かない場合とかについての対応の仕方、システム改修。これは10月からマイナンバーの保険証登録の解除が可能になるということなども含め、12月2日からの資格確認書が発行することのためのシステムの構築などがあると思います。それについて、まず説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

それではまず、システムの構築状況についてでございますけれども、現在、粕屋町の国民健康保険業務のシステムベンダーであります、株式会社RKKCSにおきまして、まず、国の情報を基に、運用に沿った改修が進められております。最終的には11月に入りまして、被保険者証の発行機能の廃止及び資格確認書発行に係る機能の追加が予定されております。

続きまして、資格確認書についてでございますけれども、まず、本年12月2日以降は、基本的にマイナ保険証での医療機関等を受診していただくことになってまいりますけれども、現行の有効な保険証につきましては、最長1年間使用していただくことができる経過措置が設けられることになっております。資格確認書につきましては、職権で交付できる対象者の皆さまには、簡易書留で郵送することを想定しておりますので、基本的に届かないということはないと理解しております。マイナンバーカード紛失された方とか、また更新中の方、第三者の介助等が必要な方につきましては、資格確認書の交付はもちろんできるんですけれども、申請が必要となっております。ここまでで、まずよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今、言われた点について、先ほど私が述べました、10月からの保険証登録の解除が可能になった場合に、システムを活用して、解除作業とかを行うのではないかと、いうふうに思ったんですが、これについては、先ほどの説明では、11月に被保険者の確認というところから進めるということになったら、10月のこの時点でのシステムの問題は、どういうふうに、マイナ保険証から健康保険証を使うということに、解除して手続した場合にはどうなんですか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

先ほど、発行・廃止とかの御説明だけにはなつたんですけども、そういうところも含めて、12月2日から施行できるように準備のほうは進めております。申し出があれば、こちらのほうで解除させていただくようにはなる予定となっております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっとそれ心配なんですよね。12月はいいいんですが、10月に本人申請は当然ですよ。システム上は、それはもうできるようになってるということなのかというのが一つですね。それともう一つは、厚労省は先日27日に厚生労働省白書を公表したんですよ。そこでは、政府の責任で資格確認書、発行するということを明記してないんですよ。だから国がこういうふうな方向になり得ることと、今、周知徹底されてきたって、元々は国が全部責任持って政府が資格確認書を送付しますということでしたけど、そこに問題がいろいろあって、マイナ保険証を持って人、持ってない人とか、いろいろそれを分類して資格確認書を出すのか。いや、そうじゃなくて全部に出すのか。ということなのかということで、いろいろ問題になりました。それはもう、先ほど答弁ありました、皆さん全員に届く。国保の場合は国保、ほかの健康保険の場合はほかの健康保険として、そのいわゆる国保の場合、自治体がちゅうことになると思います。そこんところの関係はどうなるか。その2点についてもう一回確認。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

まずは、保険証の紐付けなんですけれども、先ほどの国保業務に特化したシステムにはなりますので、登録の解消につきましては、マイナンバーカード、マイナポータル等の関係が出てまいりますので、そこはすみません、ちょっと再度確認をさせていただきたいと思います。資格確認書の送付につきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方は、保険証の有効期限が終了する前に、こちらから確認をさせていただいてお送りをすることになります。マイナンバーカードを実際お持ちの方は、保険証、有効期間期限が終了した時点でマイナンバーカードを利用しての医療機関を受診していただくことになりますので、ちょっと送る手続については、すみませんちょっと今把握をしておりますので、こちら確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今一番問題になってきとるのは、この問題なんですよね。資格確認書はどうか。これがないと、現行の健康保険証は1年、資格確認書を手にしたら5年。しかし、本人申請でせんといかんということで、ここまた問題になってるのもあるんですけど。資格確認書を、みんなに届くから心配せんでいいと、12月2日。ということ

になっておれば、それは、マイナンバー保険証持っとうが持っとうらんめーが、とにかく関係なく、今、国民皆保険で全部全ての国民に健康保険証を使えるように、紙の健康保険証を送ってるんですよ。そういう形になるのを前提に、考えている人もおると思うんですよ。しかし、実際どうなのかというところなどがはっきりしないと、今の状況で、町のほうの対応も含めてが、混乱するんじゃないかということがあつたわけですけど、そこんところ。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

すみません。ちょっと私の説明も駄目なところあつたんですけども、基本的にはマイナ保険証、紐付けされてる方は、それを使っていただくというのが前提なので、そちらに資格確認書をお送りすることは、こちらは飽くまでも、お持ちじゃない方等を把握させていただいて、資格確認書を職権でお送りすることになりますので、そちらの方にお送りをする形になると思われまふ。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いろいろ難しさちゅうか、今、国が示していることと実際現場でやることの問題とか、町民のいろんな不安を払拭するためにどうするかとか、いろいろ問題が今、生まれてきてるという状況だと思うんですよ。ただ、今からちょっと質問する点で、資格確認書が届かないところの人たちが病院にかかる場合、医療機関での診察、治療薬とか含めて、どうなるのかと。10割負担になるんじゃないかということなど、いろいろあるんですよ。

もう一つは、こういう中で、会社を退職して、そして国民健康保険。転居して国民健康保険、ほかの自治体に。いうことになった時に、一定の空白が生まれるんじゃないかという心配も出てるんですよ。それが実際、その人たちが病院に行った場合は、保険証なしですよ。だから、病院の窓口で今混乱してるのも含めてあるんですけど、本人が毎回、マイナ保険証を持って行って、顔認証して暗証番号してつのは、これは大変だつていう人、お年寄りも、私も病院行つたら窓口でいろいろ、受付の人とやりとりしてる人たちがおります。薬局に行つたら、マイナ保険証持っとうらんとか、薬局で薬もらえんんじゃないかつていう心配をしてある。いうことなど、いろいろあつたんですよ。

そういう中で、空白になった人たちも含めて、保険証が、いわゆる保険診療がで

きなくなる。病院で治療を受けられなくなる。10割負担せないかん、というような人たちをどういうふうに無くすかという問題で、今の資格確認書を送る、町なりの対応で、支障が起きないでちゃんと病院、そういう人たちが保険診療を受けれるということになるのですかということを知りたいんですね。大丈夫ですか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

現在の保険の加入につきましては、保険証であろうがマイナ保険証であろうが、空白期間ができるできないというのは御本人さんの申請に関わってくるころだと思います。国民健康保険につきましても、加入については2週間の遡りとかいうのがありますので、その間、きちんと手続をしていただければ資格というのはできますので、一旦10割負担になる可能性もあるかもしれませんが、しっかり資格があれば、その後、返還させていただくことも可能だと思います。資格確認書を持参されないまま、医療機関を受診された場合の支払い等につきましては、現在も健康保険証お忘れになって病院に行かれてる方いらっしゃると思うんですけども、その対応は、今と同じように、医療機関のほうがどのように判断されるかっていうのがあっていいのではないかと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

また、ちょっと時間の関係もありますので、あと一つだけ確認しときたいんですが、先ほど言いましたマイナ保険証を持ってる人でも会社を退職する。そして、住所を変更するようになったら、マイナ保険証では前の住所になりますから、新しい住所になったら、これは機能せんのでしょ？マイナ保険証を持って行って病院でこうしてかざした場合でも、住所が違いますよと言われるでしょ？現行の住所で持っていくわけ。そういう問題も含めて、私はその病院での対応ちゅうのが、まだ資格証明書の発行の内容はしっかり整ってないなというところで、この問題を解決しないと、保険診療を受けられない人たちが生まれたり大変だと。お金も10割払わないかんだったら大変だということで、改善できる方向を検討し、対応してもらいたいという質問。今、私としては、この問題について取り上げてるわけですので、今後、是非そういう幾つかの問題点についてあるのであれば、是非町民の人たちの不安を解消するためにも、対応してもらいたいと。先日、町の広報ですかね、にはいろいろ説明された内容が、マイナ保険証になった場合に資格証明書が届きま

すとか、全員届きますようなこと書いてあったから、なおさらそれに対して、関心が高まれば、対応がどうなのかという回答をしてもらえるようにしなければならないというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

では最後に、新型コロナの高額な治療薬やワクチン接種費用の助成について、今、新型コロナウイルスは新株への置き替わりで感染が全国的に拡大しています。全国でも九州と沖縄の県が全国レベルよりも2倍ぐらいあるというようなことの報道も聞きました。いずれにしても、この新株への置き替わりで、コロナにかかる人たちが増えて、今まで2回も3回もこの新株に置き換わるごとに、その都度、コロナに感染したという人たちも聞きます。

4月に国の支援が打ち切られてから、今回感染した人たちは、病院で治療を受ける際に、医者から治療薬についての説明があるということです。その金額については、3万円近い2万9,000、2万8,000、2万3,000円、なんか上中下のような感じで、効き目があるのと次ぐらいの中程度の効き目とか、そういうことなども含めた分類がされた治療薬が進められるそうです。しかし、料金が安いということもあって、解熱剤だけで済ますという患者が増えているということが言われております。

また、近頃はコロナに感染しても、人に話さないという傾向が非常にあると。だから、感染した人たちからまた感染するというのが、非常に今回の場合も増えてきているということです。特に、高齢者、基礎疾患のある人を重症化から守るためのワクチン接種が、引き続き重要な手段でもあります。そういう点では、治療薬とワクチンの助成を、全国的にも、地方創生交付金ですか、使って取り組むというようなところもありましたけど、今の時点で、今後、町としてこの制度に取り組むという点について質問したいです。

質問しとる内容もう一つは、65歳以上の10月からですか、定期接種が始まるのに最大7,000円の自己負担がワクチン接種に掛かるということですね。これについても是非、助成を検討してもらうことを求めたいと思いますけど、答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

渡辺健康づくり課長。

◎健康づくり課長（渡辺理恵君）

まずは1点目の感染症の医療費についてお答えいたします。新型コロナ感染症の治療薬である経口抗ウイルス薬については、議員がおっしゃるとおり、ほかの薬よりも負担する費用が高いと言われております。御本人さんの負担割合によって1割から3割の負担がありますが、他の治療薬同様に保険診療での負担となるため、現在のところ窓口負担の助成は考えておりません。また、診療の現状として最近のここ1か月、令和6年6月の国保分になりますが、処方箋の状況を確認したところ、

経口抗ウイルス薬の処方件数については、1か月間で6件でした。受診者数の0.18%で、非常に少ない現状です。新型コロナ感染症の全ての方が、経口抗ウイルス薬を処方されるのではなく、ほとんどの方が症状に対する処方、発熱等で処方を受けた場合と変わらない費用負担であると思われます。

続いて、2点目のコロナワクチンの費用についてになります。令和6年の秋冬から始まる、65歳以上の方を対象とした定期予防接種の自己負担につきましては、現在、国が示しています金額として最大7,000円となっておりますが、福岡市が3,200円としているため、糟屋地区においても、統一した金額を設定するため、協議を今現在行っているところでございます。よって、助成額が決まり次第、速やかに町民の皆さま方にお知らせしたいと考えております。

以上になります。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

この点については、インフルエンザと同じ5類ということですけど、感染力も含めて非常に強いということで、死亡する高齢者なども増えてるということでもありますので、引き続き、この接種を国に対して求めていくことと併せて、町としても取り組むように、検討をお願いしたいというふうに思います。そういう点で、町長は、私が質問しました6月議会で、「5類に落ちたとはいえ、非常に命に関わるような罹患状況の病気ですので、これは積極的に考えたい。」ということで答弁されました。全国的にも、自治体で独自で助成をしているというのも増えてきておりますので、是非、先ほど言われました糟屋地区の協議も含めて、取組をお願いしたいというふうに思います。町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町は、やはり近接する福岡市の状況に非常に影響を受けます。福岡市は3,200円、他の都市圏の市についても、大体3,200円で落ち着きつつあります。そういった傾向を踏まえ、糟屋地区につきましても、3,200円を目途に、今協議を行っております。これは先ほど言いますように、非常に医療機関の混乱がございます。市、町によって非常に大きな差があると、住民の方々に混乱を来すということもありますので、極力、福岡市の方針の金額に合わせていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

（休憩 午前11時19分）

（再開 午前11時30分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

（14番 山脇秀隆君 登壇）

◎14番（山脇秀隆君）

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問をさせていただきます。

令和2年3月に策定された、粕屋町文化芸術推進基本計画について質問をいたします。計画策定の背景は、国の「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、少子高齢化、グローバル化など、社会状況の著しい変化の中で、総合的な文化芸術施策の展開が求められたことによるとしております。計画の期間としては、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、中長期的な方針を明記し、5年での中間見直しを行うとしております。令和6年度は見直し年度となると思いますが、上位計画として総合計画に沿うよう推進するということでもあります。第6次総合計画が策定される予定でございますが、今回の中間見直しの時期が1年違うので、今回の総合計画に反映されるのかが気になるところでございます。

まず、ここの通告書にはないんですが、1年ずれてるという関係上、この基本計画の見直しは行われているのかどうかをまず聞きたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

山脇議員が言われるように、5年後の見直しという形になっておりますが、実際コロナ禍の関係もございまして、中間見直しを行うことで令和6年度で5年間が経過しますので、令和7年度に5年間の内容を確認し、中間見直しを行う予定というふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ということは、総合計画と併せて見直しができるということで、総合計画にもその記述が、課題等を含めた、実施計画が出されるというふうに考えております。それで、この計画当初は、町民からの聞き取り調査やアンケート、そして各種データを基に課題を抽出し、基本理念「ふれあい 育み 支え合う 文化芸術のまち かすや」として、6項目の基本施策が作られました。コロナ禍という厳しい状況もあり、文化芸術推進にも大きなダメージを受けたことは否めない事実であります。だからこそ、コロナ禍以前の状況にまず戻さなければなりません。

そこで、6項目の基本施策が5年を経てどのように進展したのか、その進捗状況をそれぞれお聞きします。

まず、「子どもたちが身近に文化芸術にふれあえるまち」についてであります。基本理念のテーマの一つであるふれあいの場所について、文化活動を行う施設として、サンレイク、フォーラム、ハーモニーホールや各分館公民館など29施設が挙げられております。文化芸術の振興の度合いは、稼働率や、入館者数などで判断される傾向がありますが、身近な場所である学校や各分館の公民館が子どもたちに限って言えば、身近な触れ合いの場になると思います。それぞれの活動状況はどうか聞きます。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

まず、(1)に「子どもたちが身近に文化芸術にふれあえるまち」ということで、二つの柱がございます。まず一つ目が、子どもが文化芸術に触れ合える機会の充実、2番目に文化芸術活動の成果を発表する機会の充実でございます。次世代を担う子どもたちが自ら文化芸術に興味、関心を持てるよう、文化芸術に触れ合える機会の充実を目指すとともに、子どもたち自身が創造、表現したものを発表する機会の充実を目指すものでございます。

取組といたしましては、サンレイクの自主事業といたしまして、小学生の芸術鑑賞事業や子ども文化芸術ウィーク、クリスマスコンサートなどを実施しております。令和4年度からは、夏休みにも日常的な学習機会といたしまして、8月に子ども文化芸術ウィークを開催し、作品展示、ステージ発表、親子体験講座、習い事ワークショップなどを実施し、725名の参加をいただき、触れ合える機会の充実を図り、文化芸術の視点を取り入れる体制を整えました。また、「かすやぶらすふえす」と題して町内の中学校、高校の吹奏楽演奏会を実施しておりまして、今年は町

外の学校を招待し、合同演奏を行い、好評を得ており、子どもが文化芸術に触れ合える機会と活動の成果を発表する機会となっております。文化芸術ウィークのステージ発表と、「かすやぶらすふえす」では、粕屋中学校と粕屋東中学校の放送部にも、それぞれ司会進行をお願いし務めていただいております。小学校と連携した、芸術鑑賞会では、新たな取組として、各小学校へライブ配信もいたしました。また、令和5年1月から児童合唱団も活動を再開しておりますし、日本の伝統文化の継承としては、お琴や茶道教室も実施しております。今年は、サンレイクかすや開館20周年事業といたしまして、NHK小劇場など親子向けイベントを実施し、子どもが文化芸術に触れあえる機会と活動の成果を発表する機会の充実を図っております。次に粕屋町立図書館でも、令和5年度はおはなし会など212回の事業で3,031名に参加いただき、鑑賞機会の充実を進めております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今のは、サンレイクとかフォーラムとかを使用しての事業だというふうに感じております。各公民館の活用、この辺の芸術文化に関する子どもたちの活動状況とかはどうなんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

各公民館の活動につきましては、把握してない部分がございますけれども、コロナ禍がある程度終了して、通常の文化活動とかに戻ってきてるような話を聞いております。具体的にどういうふうな事業が、多くなってるという内容については、ちょっと把握しておりません。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ある程度、身近な場所である、公民館が町の24分館あるわけですよね。これを活用しない手はないと思うんですね。やっぱりどうしても文化芸術になると子どもたちどっかに集めて、一緒にやってってという活動がどうしても多くなるんで、やっぱり身近なところで触れ合えるとなると、地元の公民館とかがやっぱり主流になってくると思うんで、その辺の活動、どうしても生涯学習的な工芸とか何かそういうことが多くなってくるんで、そうじゃなくて音楽文化とか、そういうものをやっぱ

りその地域で支え合えるような、そういうものを作っていく取組が僕は必要なんじゃないかな。それがきっかけ作りになるんじゃないかなっていうのが一つあります。

それと、直接体系において、文化庁はコロナ禍の影響で、子どもの舞台芸術を鑑賞する機会が失われたと指摘しております、文化芸術は心の安全保障であると表明しております。国は、学校における文化芸術体験事業を展開しておりますが、学校現場での活用はされているのかどうかを、今度は学校教育課のほうに聞きたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

文化庁のほうの実施をされております「文化芸術による子供育成推進事業」、こちら複数の事業が中に入ってるんですけども、芸術家の派遣事業というものがございまして、こちらを過去活用させていただいて、小学校へ音楽家の方、ピアノ演奏ですとか、そういったものをお呼びして子どもたちに演奏会をしていただいたり、文化芸術に触れあえる機会を作っていたいただいていたようでございます。ただコロナ禍がございまして、令和2、3、4年度辺りにつきましては、実施がされていない、文化庁からの募集はございましたけれども、学校での事業が縮小されている部分もございまして、希望なしという形であっておったようでございます。昨年、令和5年度につきましては、コロナもまた5類に落ちましたので、同じく芸術家の派遣事業のほう活用させていただきまして、西小学校のほうで能楽鑑賞、お能のほうの鑑賞をさせていただくような形で活用させていただいておるようでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これも、各公民館と一緒に、子どもたちが身近に触れる場所っていうのがもうここに限られてくるんで、やっぱり、この辺の活用というのが、もしあるのであれば、積極的に活用していただいて、各小学校でやるとか、舞台派遣事業だけじゃなくて、鑑賞のほうも劇団を呼んで舞台と一緒に創ってみたりとか、何かそういう取組も多分あったと思いますんで、そういうことを申込み体制になってるんですよ、これね。申込みをやっぴりできるような、何て言うんですか、意識を学校側でも持ってもらえるような取組をしていって、こう芸術文化を底辺から広げていってほしいなっていうふうな思いがありましたんで、こういう質問をさせていただきました。

次に、「文化芸術に興味・関心を持ち、お互いに支え合う参画のまち」について

であります。テーマの一つである、支え合うという言葉を入れている基本施策ですが、町民同士が支え合って、文化芸術を盛り上げることができるようにするということでもあります。文化芸術を盛り上げるためには、文化芸術に関心が無ければ意味をなしません。身近に触れることが重要になってまいります。身近に触れ、興味・関心を持つようなきっかけづくりが必要だと指摘しております。このきっかけづくりがどのように行われてきたのか、再度お聞きいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

「文化芸術に興味・関心を持ち、お互いに支え合う参画のまち」につきましては、三つの柱がございます。①に文化芸術に身近に触れあえるまちづくりの推進、②に文化芸術に関する情報収集・発信、③他分野との連携による文化芸術活動の推進でございます。全ての町民が文化芸術に興味関心を持つ機会の充実に図るとともに、町民同士がお互いに支えあって文化芸術を盛り上げることができるよう、支援に取り組んでおります。

取組といたしましては、子ども文化芸術ウィークは、将来に向けて、継続的に文化芸術の推進、振興を図るために、子どもの頃から文化芸術へ興味を持ってもらい、文化、伝統文化の継承や文化芸術の向上につながることを目的として、体験と発表の機会を提供しております。文化祭につきましては、文化協会と青年団の連携協力による、実行委員会形式で企画しております。屋外ステージでは高校生に出演いただき、チアリーディングやファッションショー、書道などを披露していただきました。また、幅広い年代の方に御来場いただけるよう、こども館と共催して開催しております。また、こども文化芸術ウィークの体験講座では、企業様の御協力により、親子電気講座を開催しておりますし、七夕の竹あかりコンサートでも企業様より照明を貸出していただくなど、今後も文化芸術振興のために、多様な企業との連携による取組も推進していきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、説明がありましたように、数多くのきっかけづくりの施策を打って取り組んでるっていうのは、分かった次第ではありますが、このきっかけの提供の場が、数多くあちこちで行われるというものが大事なんではないかなというふうに考えております。今でも、さっきの答弁とも似たような形で、かすやこども芸術文化ウィーク

ですか、それも同じように、きっかけの場っていうふうな形で捉えてますけど。どうしても、事業が集約されてしまってる傾向があるので、これをいかに裾野を広げていくかっていうのが大事だろうというふうに思いますんで、やっぱりその辺の新たな考え、企業との取組とかも今言われましたんで、これをどういうふうに具体的にやっていくかとかをやっぱり考えていって、どういう企業との取組があって、どこそこで今度はできるという、本当はもうだから今さっき言ったように、公民館やっぱ活用した形の中での、広がりっていうか、それがやっぱり身近な行きやすいつてのがあると思うんですよね。どうしても、サンレイクとか場所を決めてしまうと、そこに行かなきゃいけないっていうのが発生してしまって、なかなか参加できないとか、親の都合で行けないとか結構あると思うんで、地元だったら気軽に行けるんじゃないかなっていうふうな気がしてますんで、その辺の活用も含めた中で、このきっかけ作りの場を提供していく必要があるんじゃないかなというふうに思いましたので質問させていただきました。

次に、「文化芸術の次代を担う人材の育成」についてであります。豊かな文化芸術活動を行っている個人団体を新たに育成するとしています。また、文化芸術活動を支援する団体やボランティアの育成も行うというふうにしております。その状況はどうなってるのかお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

文化芸術の次代を担う人材の育成は、2本の柱がございます。①といたしましては、文化芸術の次世代を担う人材の育成、②に文化芸術活動の担い手の発掘・育成でございます。文化芸術活動の担い手を育成するとともに、豊かな文化芸術活動を行っている個人や団体を新たに育成する取組を行っております。

取組といたしましては、次世代を担う人材の育成のためには、まず、文化芸術の良さを知ってもらう機会創出が必要であり、町民に関心を持ってもらえるよう、イベントの開催に努めております。かずやこども文化芸術ウィークの中で行っております、習い事発見ワークショップでは、文化協会の会員団体御協力の下、体験教室を実施しており、今年は和太鼓、バレエ、将棋、フラダンスの体験教室を行うことができ、48名の参加をいただいております。保護者の方からは、今後の習い事の参考になるので、非常にありがたいとの感想も頂いておりますので、今後は教室の種類や日数を増やすなど、より多くの機会創出に努めてまいります。また、若者に向けて周知できるよう、文化祭のポスターは駅や飲食店に掲示しております。文化芸術推進のため、文化協会へは継続的に支援しておりますし、サンレイク利用者に

は、コロナ対策期間中は空調料金の減免による支援を行いました。町民ニーズの把握のためサンレイクの自主講座・自主事業において、アンケートを実施しております、その結果を事業継続や新規事業計画に反映しておりますので、その取組は今後も継続してまいります。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

聞きたいのは、育成も行うと、新たに育成するということをやっているんですね。だから、この育成した数、推移がどうなったのかこの5年間で、それを聞きたいんですよ。育成できたのかできないのか。新たにまた育成する団体ができたのか。そういうことを聞きたいので、もう1回いいですか。質問して。5年間のこの経緯、どれだけその団体を育成して支援することができたのかということをもう1回お願いします。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

コロナ禍の時期もありますので、なかなか推移の把握が難しい部分がありますが、実際はどれぐらい人材の発掘をしたという正式な数については、把握できておりませんが、コロナ禍がある程度終わりましたので、今後はより機会を増やして対象の方を今後増やしていきたいというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

コロナを理由にすれば、もう全て何もしてないと一緒なんですよ。だから、コロナ禍っていうのはもう分かっていることなんで、そういうことを聞きたいんじゃないんで、逆にこんだけ増えたけど、もっとそれ以前に戻すためにこういうふうにしていきますとか、そういった取組の在り方を説明してもらったほうが、これから頑張って、コロナ以前の状況に戻して、それから飛躍していくんだみたいなことがあれば、これから進んでいくんだな、進展していくんだなっていう思いがあるんですけど、今行くと、またゼロベースに戻って、また1からやりますみたいな感覚に聞こえるので、これはやはり、取り組んでなかった、できてないでもいいので、そういうふうにご答えて、これから今後じゃどうしていくんだみたいなことのほうが、答弁としては、僕はうれしいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

いいですか、すみません。

次に、「次世代まで守り、伝え活用する文化財」についてであります。町民の郷土愛につながる文化財の保存や継承を行うとしております。一つのシビックプライドになるための重要な位置づけになると思います。これをどのように活用していくのか聞きます。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

「次世代まで守り、伝え活用する文化財」でございます。まず、第1の柱として文化財の保存継承がございます。国、県、町の文化財に指定されたものを中心に保存・継承を行ってまいります。

取組例といたしましては、指定文化財の保護・保全、町指定文化財の新規指定、文化財の調査研究などがございます。

具体例といたしましては、この計画が策定されました令和2年3月に、阿恵官衙遺跡が国史跡に指定されました。史跡の確実な保護を行うため、令和3年度と4年度の2か年で用地を公有化しました。それと並行して、史跡を次世代へ継承することを目的として、史跡を適切に保存し、有効に活用していくための方針と方法を、阿恵官衙遺跡保存活用計画として、令和4年3月に策定し、その次のステップといたしまして、史跡の公開活用に向けた整備に資するため、阿恵官衙遺跡整備基本計画を令和5年度と6年度の2か年で策定を進めているところでございます。また、史跡整備に向けた未調査箇所の発掘調査も継続し進めており、史跡の全容解明に取り組んでいるところでございます。この取組によりまして、町にとって、貴重な文化財を確実に保護して、次世代へ継承するという文化財を保存していく上で最も基本的な目的の達成に近づけると思われます。

②の柱としては、文化財の効果的な周知・活用がございます。町民の郷土愛を育み、次世代へ文化財を継承できるよう、町の歴史や文化に対する理解を深め、文化財の効果的な周知・活用に努めております。

取組例といたしましては、地域への愛着を深める交流の場としての文化財の活用でございます。歴史資料館を活用した講座の開催や文化財に関する情報発信、地域や学校と連携した歴史学習の支援などがございます。

具体例といたしましては、歴史資料館は、コロナ禍の令和3年3月から令和5年4月までは臨時休館が続いておりましたが、歴史講座、古文書解読は、会場をサンレイクカすやに移して実施しております。また、阿恵官衙遺跡の国指定記念シンポジウムを令和4年10月に実施し、令和5年4月の歴史資料館の再開以降は、企画

展、版画体験教室など、コロナ前の事業に戻して実施しております。また、学校の歴史副読本として、「小・中学生のための粕屋町の歴史」を令和3年3月に発行して、町内の小中学校に配布しております。その他にも学校教育との連携として、歴史資料館が所蔵する、民俗資料を使った古い道具の学習や、阿恵官衙遺跡の学習、発掘調査体験などを進めているところでございます。この取組によりまして、地域の歴史に触れて学ぶ機会を作ることができると思われまして、特に糟屋郡のルーツと言える、阿恵官衙遺跡を更に身近で感じてもらえるよう努めることで郷土に対する愛着と誇りを育むことができると考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

この件につきましては、今言われたような流れになるとは思いますが、この次世代まで守り、伝え、活用するっていうふうな基本施策になってるんで、やはり、こういうことをやっていくためには、この担い手っていうのが必要なんじゃないかなあっていうふうなちょっと思いもありまして、行政側の支援というのは分かるんですけど、やっぱり担い手の育成もその中でしていくっていう必要、これを、歴史を例えばよくありますよね、協働を学者とかいろんな方がいて説明して、それをやっていくみたいな、これの育成というか、こういう方を置いて、例えば阿恵官衙遺跡、今度整備されたときに、それを民間のボランティアで今度、それを説明して案内するとか、そういう人たちの担い手っていうのもやっぱり育成していかなくちゃいけないと思うんですが、この辺の考えというか、活用できるかどうかってちょっといいですか、分かれば。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

その活用につきましては、具体的なこととしては、阿恵官衙遺跡の整備の基本計画を令和5年度と6年度の2か年で進めているところでございますので、その中で、意見として入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

続きまして、「誰もが文化芸術に親しめる環境づくり」についてであります。ア

ンケート調査では、環境施設について不十分だとの意見が多かったとしております。環境施設整備の状況を聞きます。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

「誰もが文化芸術に親しめる環境づくり」につきましては、まず、文化芸術活動の環境整備と施設間の連携の柱がございます。サンレイクかすや、粕屋フォーラム、ハーモニーホールなどの主要文化施設に加えまして、各地区の公民館などの特性もいかした事業を展開しております。

取組といたしましては、利用者のニーズに合わせた環境整備、こども館やフォーラムと連携、これはこども文化芸術ウィークや文化祭などでございます。サンレイク施設設備の改修や備品の修繕、主要文化施設と各地区の公民館などは、それぞれ町民の文化活動を支援する事業を行っており、主要文化施設は、それぞれの公民館で特性ある活動を尊重しながら相談等に応じております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これで大事なのは、やっぱり施設の使いやすさだというふうに感じております。それで、一つは、サンレイクが今貸館制度なんですね。やはり、この貸館制度によって、もう日程が埋まってしまっていて、文化芸術をやろうとしても、そこでもう使えないというような状況も往々にしてあるんじゃないかっていう思いがありますんで、この貸館制度自体をもう見直す時期に来てるんじゃないかなというふうにちょっと思いますんで、この貸館制度は、当時としては、人を集めるには良かったっていう部分でやりましたけども、今、文化芸術を推進していく上でちょっと足かせになってるのかなっていう気持ちもありますんでね。この辺をやっぱりしっかり見直していく時期に来てるんじゃないかなと思いますんで、もし、こういうことも検討していただければと思いますんで、よろしくをお願いします。

続きまして、「文化芸術活動を行う個人や団体のネットワークづくり」についてであります。町内の文化活動を行う方々の交流促進を図るとしてしております。ここでも若い世代の参加や活動者の不足を挙げており、町全体の活気を創出する必要があるとしております。どのように創出してきたのかお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

「文化芸術活動を行う個人や団体のネットワークづくり」につきましては、町内の文化芸術活動を行う方々の交流促進の柱がございます。町と文化芸術活動を行う個人や団体等が協力、連携、ネットワークの構築を進めていきます。

取組といたしましては、文化協会を中心として、文化芸術活動を行う方々の連携・協力ができる体制作りに努めていただいております。町の文化祭に実行委員として協力いただいておりますし、文化協会の主催で芸術祭を開催するなど、文化団体間交流と活動成果を発表する機会となっております。

また、糟屋地区文化団体連合会主催の美術展への参加、糟屋地区及び宗像市、福津市で構成する福岡 I ブロック主催の芸術文化のつどいへの参加など、他市町との交流も積極的に行われております。サンレイクの事業においても、町内の中学校・高校の吹奏楽演奏会や児童合唱団のコンサートでも町外の団体を招待し、一緒に活動することで交流を深めておりますので、今後も町内町外の団体と合同で活動できる機会を作り、連携・協力体制の構築を進めてまいります。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

様々な今交流がやっつていうこととお聞きしましたが、これやっぱり、ほかの分野間の交流が必要だというふうに……。

（チャイムの音）

◎議長（小池弘基君）

はい。お願いします。

◎14番（山脇秀隆君）

先ほど答弁の中でも、他分野間の交流ということで企業との交流というの也被言われてましたんで、そういったいろんな他分野の交流というのが必要になってくるんじゃないかなと思いますんで、ここは積極的に、今後とも推進していく必要があるのかなと思いますんで、これ是非続けていっていただきたいというふうに思っております。

以上6項目につきまして、聞いてまいりました。

課題っていうか、見ていくときかけづくりがやっぱり集約してしまってる。あと、大体同じような事業体系になってるっていうのがちょっとありまして、もっとこう広めに新たに何かできないかなっていうちょっと思いがあります。策定時のアンケート調査では、「粕屋町は文化芸術が盛んなまちだと思いますか？」の質問に

対しまして、若い世代ほど「分からない」割合が高く、興味・関心が希薄であるとしておりました。全体的に、「重要度は感じているが、満足度は低い状況だ。」との指摘もあり、その結果から、最も重点化を見直すべき課題が多くありました。

先ほど、答弁からも、そういったことが見れたんじゃないかなというふうに思っています。文化芸術に触れ合う機会が少ないことや文化芸術に対する関心が低いことから、もっと文化芸術に対する興味を持てるような仕組みづくりが大事だというふうに感じました。これまでもこどもふれあいウィークやサンレイクかすやの自主事業で様々な取組が実施されてきたという答弁でございましたが、人を募る定員があるなどの制約で、参加できる機会が限られていて、そこから漏れこぼれている子どもたちが多くいるのではないかと思います。

そこで、私は考えたんですが、誰もやっぱ気軽に触れることができる、この街角ピアノを設置してはどうかなというふうに思いました。街角ピアノは、ストリートピアノや駅ピアノなどを連想していただければいいと思いますが、人が行き交うそんな場所にぽつんと何気なく置かれているピアノを誰でも触って弾くことができる、またそういった思いにさせる不思議な効果を持っております。子どもからお年寄りまで、誰でも気兼ねなく楽しめること請け合いです。ここで問題になるのが、どこに設置するのか。駅やコミュニティー広場、人が多く行き交う場所というふうに考えるんですが、設置場所についてはいろいろ考えがあります。ピアノをどう手に入れるのか。サンレイク奥のラウンジにまず設置してはどうかと考えまして、そんな相談をサンレイクかすやの業者に尋ねてみました。サンレイク側もそうした案を考えたことがあるそうであります。他の行事開催中に音が漏れ聞こえて迷惑になるなど、様々な苦情が考えられるということで実現には至っていないようであります。ピアノはどうするつもりだったのかと聞くと、ホールで使ってるピアノを上げて設置するつもりだったということであります。設置することは不可能ではないようであります。あとはピアノをどうするのか。粕屋町、町民のお宅に使われなくなった眠っているピアノがあるのではないかと。公募して譲渡してもらえば、粕屋町が音楽に力を入れていることが公になります。文化芸術に力を入れている町だと認識されると思います。是非、文化芸術に触れ合うきっかけづくりに考えてもらいたいと思います。

また、音楽を常に発信できるように、定期演奏会など活発に開催できるように、粕屋町吹奏楽団などの設立ができないか。劇場法の改定により、さくらホールを拠点に文化芸術の発信を行うことが推進されました。さくらホールは音楽公演を行うには最高の舞台と思います。小人数の席と舞台による反響板は、近隣のホールにはない立派な設備だと思います。粕屋町が吹奏楽団を持ち、定期公演や各イベントで

本物の音楽を聞く機会を増やして、町民の意識を高めていく必要があるのではないのでしょうか。篠栗町では、10年以上前から篠栗町が設立した吹奏楽団が、今でも活躍しているということでもあります。市制を目指す上で、シビックプライドにつながるのではないのでしょうか。そして何より、文化芸術を統括して、年間を通して町民に文化芸術を発信していく粕屋町文化芸術振興財団が必要だと思います。新宮町には既に設置されており、年間を通して町民の文化芸術に興味・関心が持てるように大きな影響力となっております。統括的に文化芸術を常に発信できるように、粕屋町文化芸術振興財団を設置し、年間を通して、町民の皆さまが文化芸術に関われるような仕組みづくりを考えるべきだと思います。

以上3点につきまして町長の見解を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

文化芸術に親しむ、そういった風土の醸成というのは、これは人口が増えて、町がにぎやかになったとしても、これは非常に大事なことです。文化芸術の習熟度が高くないと、やはり町とか市のステータスは上がらないと。これは本当に基本的なものだと思います。議員の御指摘は非常に理解いたしますが、今、若干問題点も言われながら説明されましたが、例えば、ピアノのことにつきましては、場所についての問題点、ピアノそのものは、多分粕屋町の中にも、相当数の、寄贈したいという方々がおられるだろうというふうには想像はつきます。ただ、管理あるいは設置、そしてまたそれを、例えば、いたずらにあわないようにとか調律を定期的にどうするのか、そういった様々な問題点がありますが、これは私も、街なかピアノ、ストリートピアノについては、賛成の方向で今後検討してまいりたいと思います。ただ非常に問題点が多いということは御理解していただきたいと思います。

吹奏楽団、これは、街なかピアノよりも非常にハードルが高い問題です。こういったことを、やはり旗を振っていただくような、もう本当に熱心にこの吹奏楽団、そしてまた文化芸術財団についても、本当にこう、心から自分の時間とか、エネルギーをどうしてもやりたいなという方々がやっぱり中心とならないと、これはなかなか現実的にはなりません。これは、篠栗町のほうの吹奏楽団そしてまた新宮町の芸術財団についても、研究をさせていただいて、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

いろんな取組によって、町の芸術振興というのが進んでいくんだろうというふうに思ってます。どれくらいの方がこの芸術文化に触れ合うことで盛んになったというふうに言えるのかっていうと、最初はちょっと分からないと思うんですね。やっぱり、どれほどの方がそこにやれば、芸術文化、粕屋町振興してきたなあというふうに言えると思うんですが、これは逆に言うと常に訴え続けなければ、もう衰退していくっていうのが、この芸術文化の流れだというふうに感じております。

今町長も、検討していただけるということだったんで、サンレイクの事業者のほうも、やぶさかではないと、置くのは。管理についても、仕事は増えますけど、できないことはない。サンレイク自体も1回考えたことがあるというぐらいですから、できないことはないのかな。だから、ほかの事業が行われているとか、何か音が聞こえるとちょっと問題があるような会合とか行われたときは、やっぱり中止をすとか、ある程度制限をするってのは、管理がいるからできるって話だったんでね。だからあとはどこに置くのかっていうとやっぱりラウンジに置くのがいいのかなあというふうに思ったりもするんですけど。場所については、サンレイクにこだわらず、駅がもし可能であれば、駅でもいいと思うし、管理の面があるというふうな思いがありましたけど、一応そういうのは世界中でどこでも、日本でも、どこでも今やってる状況なんで、できないことはないっていうふうに感じてます。是非、街かどピアノ、これ町長も、いい考えだって思ってくださいとしますんで、是非何か機会があれば、ちょっと考えてみてほしいな。これやっぱり、どこかでやっぱりこうやり続けないと、きっかけが何もできないで今までと同じことばかりこう踏襲していくような、どうしても行政というのはなってくるんですよ。これでもう安泰とするみたい。これを広げさせるっていう作業がやっぱりこう大変だと思うんですよ。だから、ここにやっぱりどっかに、こう何かを新たにすることを投げかけないと、やっぱりこう広がっていかないんじゃないかなっていうふうなちょっと気がしておりますんで、今課長のほうからも、この芸術文化振興計画の見直しにつきましては、令和7年度に行うというようなこともございましたんで、しっかりその辺も踏まえまして、是非、大きく進展するように積極的な施策を打っていただきたいというふうに思いますんで、それを要請して私の一般質問を終わります。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、山脇議員の一般質問を終わりました、これで午前中予定しておりました3名の方の一般質問が終わりました。

今から休憩といたしますが、再開を13時といたします。

(休憩 午後0時11分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

◎7番（案浦兼敏君）

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従いましてから、一般質問を行います。

今回は、「駕与丁公園の魅力向上に向けて」と「多死社会に向けた墓地行政を」、この2問について質問いたします。

まず、「駕与丁公園の魅力向上に向けて」でありますけれども、このことにつきましては、過去にも何回も質問していますが、今回は、去る7月7日に議会とかすや町を盛り上げる会がコラボして開催いたしました、町民と議会で共に町を創ろう「“かたらんね”プレミアム」というワールドカフェ方式の意見交流会で、町民の皆さんから出された意見や要望を基に質問していきます。

意見交流会は、20代から80代までの各年代の方の参加があり、総勢41名を六つのグループに分け、市制への取組、都市計画・インフラ、教育・子育て、福祉の四つのテーマについて、現在の課題とか、今後5年以内にあってほしい姿について、1ラウンド15分。メンバーを入れ替えて、3ラウンドで話し合いました。皆さん積極的に意見を言われ、時間が足りないほど盛り上がり、帰りには、今後も続けてほしいとの要望がありました。町民の方々からは、町からの情報提供が少なく、このような場を望んであるということを実感いたしました。

そこで、町のほうも、もっと外に出て、このような町民への情報提供とか、意見交換をやってほしいと思っておりますけれども、これについて町長はどう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

毎年、各行政区のほうに、年度の始まる前に投げかけているんですよ。これは事務方でいう出前講座というのもあるんですが、それ以上に、我々が出て行って、住民の方々と交流する、意見を伺う場を作っておりますので、どうぞお願いしますって言いましたら、昨年度、1回だけ阿恵区のほうでありました。そういったふうな機会は、事あるごとに私のほうからもアナウンスはしております。ただ、あと、私の経験からいうとワールドカフェは以前に1回したんですが、その前、要するにま

ちカフェといいましょうか、それぞれの小グループで様々な意見をお聞きするような機会も過去したこともございます。今後、こういった住民からの方々の御意見を頂戴する機会は設けて、場所があつてなかなかその区のほうの運営状況の問題もあると思いますが、そういった機会が作っていただけるように要望してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そうですね、町長もかねて常々、職員に対しては、外へ飛び出せ公務員とかおっしゃってますし、そういうことで、町民の方はそういう機会を、なかなか昨年の阿恵区1区しかなかったということですけども、こういう町のことにいろいろ知りたいと思ってるし、またいろいろ意見を言いたいという方が結構たくさんいらっしゃるということが分かりましたので、議会のほうも、今後またこういう形でやりますんで、町のほうでも積極的にプッシュ型の情報提供なり、そういうことをやっていただきたいというふうに考えてます。ありがとうございます。

私は都市計画・インフラの担当でしたけども、そこで町の課題を挙げてもらいました。「道路が狭く、朝夕の渋滞がひどい。」「安全な道路を早急に整備してほしい。」などの道路の問題と、もう一つは、「町の活性化を図るため、駕与丁公園の魅力向上が必要。」という駕与丁公園の問題、この二つが私のところで出ました。このうち、駕与丁公園の魅力向上策について話し合うことにいたしました。そこで挙げられた意見・要望、それぞれについて町の考えをちょっとお尋ねしたいというふうに考えております。

そこでまず、一日中遊べる場所が無い。噴水とか水遊び場などを整備してほしいとの要望がありました。このほか、よく聞くことですけども、休憩する場所が無いとの意見も聞かれます。このことについて、町はどう考えておられるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、私のほうからお答えしたいと思います。駕与丁公園、これは町民、もう皆さんが、住民の方々皆さんが、やはり粕屋町の魅力は駕与丁公園というふうに一番に挙げられます。正にその魅力向上について、今、都市計画を中心に、様々な計画を練っておるところでございますが、その中で、今、ちょうどバラ園がある交流広場と言いましょか、広場自体をもうちょっと活性化ということで、様々な遊

具も取り揃えながら、今計画しておるところでございますが、その前に、やはり駐車場が無いというのが大きな、これはもう他の市町村に比べても非常にネックになっている部分で、この駐車場の計画を随時進めておるところでございます。その後は様々な交流施設、あるいは、いろんな遊ぶといひましようか、子どもたちが楽しく遊べるような施設も整備していきたいと思ひます。今、この住民の方々から要望があつた中の一つが、噴水とか水遊び場というふうになっておひますが、そのことは、検討は所管のほうでしておひますので、ちよつと回答したいと思ひます。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

先ほど町長のほうが答弁されましたが、まずバラ園のほうに展望広場がござひますが、そちらのほうに多数の遊具を設置して、幼児や児童の遊び場にしておひます。噴水とか水遊び場の整備については、今ありませんが、水遊び場は管理上かなり難しいところがありまして、例えば、水を使用するに当たりましては滑らないようにするとか、あと窒息死する恐れとかそういった対策も必要です。そして、衛生的に使うためには水質の管理も必要ですし、施設によりましては、着替え等のそういった施設も必要になってきます。そして、やはり水を使ひますので、どうしても安全にルールを守ってもらふ必要があひますので、管理人さんが必要かどうかとか、そういったところも検討になると思ひます。そういったところかなり難しいところありますが、そういったところは懸念されるということで、今のところ整備の予定はしておひません。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

答弁があひましたけども、場所の問題とか、そういう管理とかもあひますけども。例えば、今思ひ付いたんですけども、かすやドームの南側にずっとあひますよね。あそこも何か、せせらぎみみたいな感じのこんな作り方をやつてますけど、ああいう所に噴水とか水遊び場っていうのは、あそこは公園じゃないんですか？あそこはドームのほうになるんですかね、敷地。そういうことはできないでしょうかね。

◎議長（小池弘基君）

石川社会教育課長。

◎社会教育課長（石川弘一君）

かすやドームの裏の交流広場には、池を配置し、再生処理水を使用して水を流すせせらぎの景観施設があひますが、藻が発生しやすく、滑つて転倒するなどの懸念

や管理上の問題があり、循環ポンプの故障時に放流を中止している状況でございます。このせせらぎ施設につきましては、今後、交流広場全体の活用と併せて検討させていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そうですね、せせらぎ広場ですけど、ほとんど水が流れてない、そういう事情ででしょうけども。何かあそこももったいないなって。もうちょっとしたら、そして着替えとかいろんな部分があったらドームもあるし、そういうこともいいんじゃないかろうかとも思ってましたけど。これについて、衛生面とかいろいろな部分で問題がありましようけども、よく聞くと、せっかく駕与丁公園行って一日中遊ぼうと、子どもを遊ばせようと思ったけども、そういう遊び場が無いけん、もう半日で帰ってきたとかそういう話よく聞きますんで。魅力良くするためには、やはり一日中遊べるような、そういう場所を考えていただきたいなというふうに考えてます。

次に、年間を通して遊べる楽しいイベントが無い。例えば、アウトドアイベントの企画・誘致をしてほしいとの意見・要望がありましたけども、このことについて、町はどう考えておられるのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

駕与丁公園で行われているイベントにつきましては、春のバラまつりを始め、バラ園のライトアップ、秋のよさこい祭りや商工会の祭りのほか、年間を通じて保育園とか幼稚園、小学校の遠足、また高校生の駅伝大会などのイベントとして使われております。また、情報誌などに公園が掲載されていることから、公園の認知度も上がっております。企業や民間団体のイベントにも利用されております。今後も、駕与丁公園の情報発信を更に行いまして、企業や民間団体のイベントの場として公園を利用していただき、多くの来園者を迎え、にぎわいがある公園づくりを進めていきたいと考えております。そのような中で、公園の芝生広場ではバーベキューの利用も多い状況にありますので、アウトドア的なイベントの利用があれば、是非、積極的に協力をしていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

年間イベントとして、バラまつりとかよさこいというのは、町が企画する部分で

すけども、あと、例えば、遠足とか、時々どっかの高校が駅伝大会とか使ってますよと。あれは、町のほうに事前に許可を取ってから使ってるわけですね。公園の許可という形で取ってからやってるんですかね？それとか、そういう民間イベントの誘致とか企画とかなんかはどこが担当するんですか。そこを教えてください。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

駕与丁公園の利用とか、そういったイベントを開催されたいという受付は都市計画課のほうで行っております。それで、駕与丁公園の例えばバラ園の広場を使って、キッチンカーとかそういった所に集めてイベントをやりたいというのも、夏、そういった申込みありまして、そういったところから、また再度、そういったイベントを開きたいという声も聞こえております。そういったことで、どんどん広げていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

篠栗に住んだる友人なんか、週5日は駕与丁公園に来てるっていうことで、来るたびに私に寄りますけどもね。だからやっぱり、こう町の人以外も、町外の方からも大分愛された施設だろうと思ってます。

それで例えば、イベントの中で、あそこせっかくドームがあるんで、僕は昔、市の油山市民の森に勤務しとった時に、あそこでノルディックウォーキングとありますよね、スティック使って歩く。その講習会なり、体験会になるように企画したことがありますけど、結構皆さん方は喜ばれてましたけども。ここも、ただ単に歩くんじゃなくて、スティック使うことによって有酸素運動になるし健康維持。そこを例えば、かすやドームと連携して、そういうふうなイベントとかそういう大会なんかを企画することはできないんですか。そこら辺はどうなんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

あの、私冒頭にちょっとお知らせしましたが、まず駐車場が足りないんですよ。町が企画するイベント、これは当然、町がそういった駐車場も完備した上で来てくださいと。来られても駐車場が無い、遠いみたいなことで、非常に不満が大きくなる恐れもあります。まずは、その駐車場の整備があった上でのことだろうと思えます。今議員がおっしゃるように、あれだけの4.2195kmの一周、そういった環境もあ

りますので、今提案されたことも一つのことだろうと思います。いずれにせよ、様々なイベントあるいはその催しを、町のほうで今は企画する段階ではないと思います。ただ今後は、そういったふうな、町をにぎやかに、また、全国に発信できるような駕与丁公園ということで、将来的には企画してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

是非ともそういうふうをお願いしたいと思ってます。

次に、先ほども出ました公園周辺の道路とかインフラが整備されてないということで、例えば、駐車場を100円取るとか有料化とか、あとはチャリチャリ、電動自転車ですか。それから、オンデマンドバスの導入を検討してほしいという、そういう意見・要望がありましたけども、これについて町のほうはどう考えておられるのかお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

公園の駐車場につきましては、イベント等が開催されている場合などは、不足する状況があります。そうしたことで、駐車場を整備する予定にしています。なお、駕与丁公園には園路があり、散歩やジョギングなど日常的に使用されてある方が多いことから、駐車場の有料化については、現時点では考えておりません。また、チャリチャリなどのいわゆるシェアサイクルにつきましては、事業者と設置について検討しているところです。また、オンデマンドバスなどの新しいモビリティにつきましては、現在見直しにつきまして検討を進めているところです。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それでさっきから、やっぱり問題は駐車場ということで聞いてますけども、かすやドームとか公園の駐車場の整備状況とか、今、ドームと公園の駐車場合わせて駐車可能台数は何台ぐらいか把握してありますか。いや、分からなかったら分からないでいいです。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

すみません。細かい数字が、現在この場で資料がありませんので、後ほど議員さ

んのほうに報告させてもらうということによろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、公園付近にも町有地などを活用してから、日帰りキャンプとかレストラン・カフェの誘致など、公園と連携した一体的な開発を行ってほしいとの意見・要望ありましたけども、これについてどう考えてあるのかお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

レストランやカフェなどの民間活用については、これまでアンケートやヒアリング調査を行いました。事業者にとって利用者数や周辺環境等が未知数で、収益面の見通しがつかず、出店に前向きになれないという回答でした。そうしたことから、新規出店に比べ、初期投資が少ないキッチンカーの可能性について社会実験を行い、出店者側の意欲的な声もありましたので、公園の出店箇所を増やして、今では20店以上の出店の登録がございます。また、レストランやカフェなどの利便施設については、今後も検討はいたしますが、まずは公園を利用される来園者の受入れ環境充実に向け、駐車場やトイレ整備などに取り組んでまいります。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

私が気になってることが、駕与丁の公園面積ですか。平成30年の都市計画図のところ、公園面積はその時は3.0haとなっていましたけども、現在は14.4haになってますけども。これは駐車場とか何かで購入した増えた分はどこなんですかね。それとまた、あんまり、そういうのないと。レストラン・カフェを設置するような場所も無いんですけども。平成30年の都市計画図の公園の一覧では、公園面積がグラウンド周辺の3.0ha。今現在のとは直近で言いますと、14.4haになってます。ちなみに大濠公園は、よく比較されますけど、大濠公園は全体が39.8haで、そのうち水域部分は22.6haで、この水域部分は国から無償で借地しようということなんですよね。遊歩道は大濠公園の倍あるような、大濠は2kmでうちは4kmあるんで。その割には周辺の公園部分の面積は少ないなというような感じがしますけど。だから今14.4haというのは、要するに、ドームのそこはドームの部分でしょ。あそこ、さっきのせせらぎとかね。だから、考えるとしたらグラウンド周辺とバラ園のところと、それと遊歩道部分は、あれは池の管理用道路を使ってから遊歩道を整備しようっていう

ことですかね。だからあと駐車場の部分。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

まず、先ほど冒頭おっしゃられました3.0ha。こちらについては、一番最初に整備をいたしました公園の南側、グラウンドのところとか芝生広場がございますが、ここが当時、都市計画決定をして公園を造った面積になってます。ですので、都市計画図に載っております3.0haっていうのは、都市計画決定をして、都市公園を整備したということになります。現在駕与丁公園、14ha。これ、都市公園として告示をかけてる分になるんですが、この部分につきましては、ドームあるいは展望広場とか緑陰広場、あと遊歩道も全体ではないんですが、おおむね入っているような状況になってます。ですので、池の水面の面積は、こちら水利組合とか、いわゆる組合と福岡市さんとの共有になってますんで、その部分は外れているような格好になってます。ですので、14haは、現在のほぼほぼ陸地部分のようところが公園になっております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

最後に、町民の意見として、町民のいろいろな提案とかしたいけども、そういう町民の提案を出す場が無いということで、町民の意見・提案を聴くような、仮称ですけど駕与丁公園運営委員会を設置して、そういう町民のほうからいろんな意見・要望なんかも聞いてほしいという要望がありましたけども、これについて、町長の考え方をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

駕与丁公園につきましては、多くの方に利用していただいていることから、様々な御意見を頂いております。今のところ、運営委員会等を設置する予定はございませんが、意見等につきましては、粕屋町のホームページにて受付することができます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

町民からいろいろな意見を聞いてますって、どういう形で聞いてるんですか。ホ

ホームページで意見出せって、何かちょっと余りにも、つっけんどんな感じがしますけども。例えば、年1回でも、駕与丁公園について、そういうふうに関心がある方に集まってもらって、状況を説明したり、意見・要望を聴くような、年1回ぐらいでも設けたらどうかと思いますけど。ただホームページで受け付けてますと言っても、なかなか出さないよね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと説明が不足していますが、町長への提言という形で受付をしております。これは駕与丁公園だけではなくて、様々な住民の方々からの要望をダイレクトに私のほうに届くようにしておりますので、それは御理解いただきたいと思いません。

それで、駕与丁公園に関する要望とかは、たたき台といいたいでしょうか、町のほうでこういった形の公園にしていくんだという計画を練った段階でお示ししながら、それをいろいろな方々に論議してもらおうというふうな、そういう場は必要かと思いますが。今のところ、さっき言いましたように、まずは駐車場を整備して、それをどんなふうに、駕与丁公園の拡大とかいろんなにぎわいを作るためのものにしていくかという、その手前の段階ですので、今のところちょっと予定はしてないということです。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

分かりました。ですから、そこら辺を少し整理して、だから、こういう状況で整理してから説明されたら、町民の方もいろんな提案とかたくさん出されると思うんです。一応、これについては、町長への提言ということで、いつでも受け付けてますということは、お伝えしたいと思ってますけども。町のほうもそういうふうに、できるだけ意見とか提案出しやすいような状況を作ってほしいなというふうに考えてます。

次に移りますけど、先ほどから駐車場のことが出てます。確か、本年度予算にバラ園駐車場の用地取得費が上げられていると思いますけど、これは、用地買収は進んだんでしょうか。それと何台分どういう整備計画になったのか、ちょっと教えてほしいなと思いますが。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

駐車場整備のため、バラ園駐車場の隣地につきまして、土地の取得に向け、ただ今、地権者の方と協議を進めているところです。駐車場が整備されましたら、現在12台駐車スペースがございますが、50台ほどにする予定にしております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

現在の12台が50台駐車できるということですね。

それと次に、駕与丁公園の施設長寿命化工事が進められております。遊歩道には、夜は柵にランプが付くなど、なかなか感じがいいごとなってますけども。この長寿命化工事の主な内容と、現在の進捗状況をちょっとお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

まず、駕与丁公園も園路整備から30年以上が経過し、施設を維持するのに本格的な更新が必要な時期に来ております。そのことから、令和3年度に駕与丁公園施設長寿命化計画を策定し、交付金を活用して令和4年度から10年度の再生事業に今取り掛かっているところでございます。計画の主な内容といたしましては、園路の舗装や防護柵の改修のほか、遊具や橋梁、照明柱の改修などを計画しております。これまで2年間の事業進捗状況といたしましては、園路の舗装を約2,000㎡、防護柵を約300mの改修を行い、また、八ツ橋の改修も行っております。本年度も引き続き、園路の舗装、防護柵の改修のほか、遊具の撤去新設を計画しているところであります。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、水鳥橋のほうに行きます。私は議員になって8年。もう8年目になりますけども、これまで何度も水鳥橋の復旧について質問してきました。そこで、ここ数年の町長の答弁を振り返りますと、令和3年12月の答弁では、「この3年余りの間に、負の遺産である焼却場の解体や町立保育所の建て替えに取り組んできました。これらの課題に、ある程度の目途が立ち、財政的に余裕ができた段階で水鳥橋の復旧を考えたい。」続きまして、令和4年9月の答弁では、「水鳥橋の復旧については、クラウドファンディングなどを検討しながらやっていきたい。」また、昨年、令和5年6月の答弁では、「将来的には復旧するという気持ちは全く変わっていない

い。駕与丁公園長寿命化計画の中にも、何とか折り込めないか、今模索している。」とありましたけども、私の議員としての任期もあと半年です。場合によっては、これが最後の水鳥橋について聞くことになるかもしれませんが、水鳥橋の早期復旧を強く求めますけども、水鳥橋の復旧計画について、町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

正に、私が今まで案浦議員に回答してきたものを披露していただきましたが、気持ちは全く変わっておりません。ただ、当初設計について、修正予算の修正がありましたので、その当時の概算の工事費でさえ、2億3,000万円掛かりました。という設計金額のようでした。それを今の物価高騰あるいは社会情勢に考えてみますと、約4億近くの金額が掛かる予定でございます。その当時の設計どおりでいきますとですね。そういったことで、多額の財源が要るということは、この数字を御覧になれば分かると思いますが、そういった中で、長寿命化計画の中で園路の舗装、防護柵とともに、今後の水鳥橋の復旧については、全体の事業進捗の中で、これも、先ほど言いました財源も含めて、検討してまいりたい気持ちは全く変わっておりません。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

この中で変わってないということですけども、さっき聞いたら、令和4年から令和10年までの長寿命化計画、その中での、入るのか。私としては、もう10年以上放置されてる状況ですから、早く復旧してほしいと思いますけども、そこら辺の時期的な目途っていうのが全く見えてきませんので、そこら辺、町長の気持ちは変わらんということですけども、さっき、それが2年後なのか3年後なのか分かりませんが、そこら辺の町長の気持ちとしては、長寿命化計画の中に何とか折り込めないかとおっしゃってましたけども、そこはやっぱ駄目やったんですか、そういう。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

気持ちは変わりません。事務的なことを、部長のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

先ほど申し上げましたように、駕与丁公園施設長寿命化計画。こちらは令和3年度に策定しまして、令和4年度から13年までの10年間の計画でございますが、水鳥橋を計画に盛り込めるかを検討する、長寿命化に盛り込めるかどうかの検討の時期につきましては、やはり、現在の進めてる事業の進捗状況。こちらと、現在の施設の健全度調査や判定結果により、途中で計画の見直しも必要になってくるのではないかと考えてます。そのような時期に、水鳥橋を計画に盛り込めるかを検討する時期にも当てはまってくると考えられますので、中間の年度になります8年度っていうのが、その検討の時期になると見込まれると思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

検討の時期は令和8年度ですから、もう6年ですから、あと2年。それにいろいろしてたら、まだまだっていう感じがしますんで。できるだけ、せっかく魅力向上進んで、一方でやっぱり景観的にも、ほかの町の方から「よっぽど粕屋町は金が無いちやねえ、それやけんしきらんちやねえ。」というような声も聞きますんで。私のシビックプライドにも傷がつかますんで、できるだけ早く対応してほしいと思います。

次に、今現在、解体された旧焼却場を含む町有地と、反対側には公社の土地がありますけど、これは長年活用なされたいうような状況がありますけども、町において、その活用計画はあるんでしょうか。場所的には高台にありますので駕与丁公園を見下ろしてから、遠くには福岡市内が見渡せる眺望のいい立地をいかす方法は無いのでしょうかっていうこと。そこで、町のほうがこれについて民間事業者を呼び込んでから計画を出して提案してもらったらどうかと思いますけども、そこについて町長の考えをお伺いします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

旧清掃センターに関しましては、平成14年度に稼働を停止し、その撤去が長年の課題となっておりましたが、令和2年から工事を行い、令和5年2月に施設の撤去が完了しております。町といたしましても、跡地の活用は取り組むべき新たな課題と考えており、今後の事業推進の参考とするため、今年1月からサウンディング調査を行ったところでありますが、参加申込みが無かったため、活用計画をまだ策定できていない状況であります。公用地としての適性活用なども幅広く今後検討し

てまいります。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ここについてもサウンディング調査したけども、手を挙げるところが無かったって
いうことですね。粕屋町のそこら辺が、なかなか皆さん方、民間の事業者のほうに
は伝わっていないということですね。

次の質問に移ります。次の質問は、多死社会に向けた墓地行政についてでありま
す。今年4月の人口戦略会議は、100年後も20から39歳の女性が5割近く残る自治
体を自立持続可能自治体と定義し、全国で65、九州17自治体が該当すると発表され
ました。中でも粕屋町は、合計特殊出生率が1.90と県内で最も高く、上位へランク
されていることは大変うれしく思っております。

しかし、粕屋町でも65歳以上の高齢化率も年々少しずつ上がってます。令和5年
には18.1%と高くなってきております。今年7月の粕屋町の人口ピラミッドを見て
みました。すると、75歳以上の後期高齢者の数は4,644人となっております。今年
厚労省が発表しました75歳の平均余命は、男性12.13年。女性で15.74年ですので、
今後、粕屋町でも多くの方が亡くなる多死社会を迎えると思われれます。私も団塊の
世代ですから、後期高齢者になったばかりです。やっぱり、これからは、出生率
も高いけども、亡くなるお年寄りもだんだん増えてくるという状況は、粕屋町も迫
ってます。

一方、墓地をめぐる状況につきまして、近年、知り合いの方々や友人から、墓地
を持たないので遺骨を自宅で保管しているという話をよく聞きます。今後、都市化
が進み、町に転入して来られる方の中にもお寺やお墓を持たない、このような方々
が増えてくるのではないかと思います。また、「墓地、埋葬等に関する法律」、
これは昭和23年に制定されていますが、それ以前からの集落において、墓地として
使用されてきた、いわゆるみなし墓地、集落墓地も、この法律によって一律に規制
されることになっております。近年、管理されていない集落墓地の問題も耳にする
ことが増えてきました。

そこでまず、「墓地、埋葬等に関する法律」における市町村の役割について、ど
のような認識を持っておられるのか、まずお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

市町村の役割といたしましては、埋葬、火葬又は改葬を行おうとするものに許可

証を交付すること。墓地、納骨堂又は火葬場を経営、廃止等を使用する者への許可。公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要がある場合には、墓地、納骨堂等の整備改善、使用制限若しくは禁止、又は許可の取消しを行う役割があります。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

それでは、粕屋町における、墓地の管理状況の把握。墓地の数とか、それとか、まずそういう粕屋町の墓地の状況ですか。それはそちらのほうで把握されてるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

県から引き継いだ時に、墓地台帳とかの整備を町のほうでしております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

県から引継ぎ、要するに、県のほうから地方分権一括法で町に下ろしたということで、その時に県から墓地台帳が町のほうにきたということですね。

そしたら、その中で例えば管理者がいない墓地とかあるんでしょうか。それとか無縁墓地の状況とかなんかは分かるんですか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

管理者がいる、きちんと管理されている墓地の台帳だけになりまして、そういった無縁墓地の把握とかは今のところ行ってない状況です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そしたら、県から来た分については、管理者がいる墓地だけについての状況しか把握してないということですね。私の地元にも、管理されていない集落墓地があります。雑木が茂り墓石が散乱して、ごみの不法投棄や猫の住みかとなっているなど、景観上だけじゃなくて防犯上の問題があるため、地元で何とか解決できないか、以前から問題にしてきました。それは、駕与丁公園に隣接する空地にある墓地です。駕与丁のランドマークである駕与丁公園の一角にありながら、荒れ果てた姿は見る

に忍びません。私は、これを公園にマッチした形で整備し、今後のまちづくりにいかせないか、地元区長などと話し合ってきました。令和5年度には、墓地の現況調査や無縁墳墓の調査を行い、その中で墓地の規模を縮小し、整理した墓地の新たな区画を地元住民の利用に供し、そこで得た財源で墓地の環境整備を行うという地元の考えについて、町からは、県のほうにそういう権限があるということで、県のほうに、聞きに行ったんですけれども。県のほうは、先ほど地方分権一括法で市町村に下ろしているということでしたけども。

県のほうは、平成12年の旧厚生省生活衛生局長通知で、墓地経営・管理の指針等についてということで、「墓地の経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても、宗教法人又は公益法人等に限られること。」となっており、行政区など地元が経営主体となることは認められていないとの見解でした。また、その通知を見ますと、地方公共団体が行うのが望ましい事業について同通知では、「墓地については公共性、公益性に鑑み、住民に対する基礎的なサービスとして、需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること。将来にわたって安定的な運営を行うことができ、住民がより安心して利用できること。」としております。また、公営墓地を持たない自治体における墓地行政の留意点について、「既存の共同墓地等のうち、一定規模を有するものについて、その管理運営について、自治体が積極的に関与し、そうした墓地内の整備や拡張を通して、実質的な公営墓地として機能させる方策が考えられる。」と回答しております。また、「墓地は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設である。このため、地方公共団体が墓地を設置経営することも重要な住民サービスである。したがって、一般住民が利用する墓地の新設については、地方公共団体が住民のニーズを十分検討した上で、自ら設置、経営することを含めて主体的にその要否を判断すべきである。また、都市計画の中で墓地について配慮されることも重要である。」と言っています。

そういうことで、よく福祉の言葉として、ゆりかごから墓場までってありますよね、福祉のね。ゆりかごだけでなく、墓場まで含んでるんですよ。それで町のほうでは、例えばこういう住民のこの墓地に対するニーズというのは把握してあるのでしょうか。それについてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

今現在のニーズ等の把握はしておりません。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

だからこういうニーズとか把握は何もやってないということですね。それで、ちょっと私も、今は特別対策事業として、柚須とか上大隈納骨堂というのがありますよね。これもやっぱり公益上必要だということで、あれも町営の納骨堂ですかね。そういう特別対策を一般対策に置き換えて、そういう観点も必要じゃなかろうかという気もいたします。だから、やっぱりこの国のほうの考え方は、基本的にはそういう基礎的なニーズについては重要な住民サービスであるから、市町村がそういう設置するのが、原則でしなさいというふうに言ってると思いますけども、それについて町長の考え方をお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

理解はいたします。ただ実際、現実的に、全国的な墓地行政の現状としましては、地方公共団体が経営する墓地というのは、墓地総数のうち、僅か3.5%ということになっております。これは様々歴史も影響しておると思いますが、基本的にやっぱり宗教法人、あるいは公益法人のような事業型の墓地が主流となっている状況であると思います。したがって、粕屋町の近郊の市、町辺りでは、福岡市とか飯塚市辺りぐらいしか、実際の町営の市営とか、公営の墓地はない現状でございます。またその分権一括法できて、そんなに年数はかかっておりませんが、今ニーズとしてはあるかもしれませんが、反対に墓地を墓じまいというんでしょうか、やはり、御家族・御遺族の方々が、墓の管理上やっぱりできないと。例えば、子どもが外に行ってしまうと管理する人がいないとか、そういった現状、現実的な問題もあるようです、一方では。そういったことも総合的に考えながら、これは慎重に考えるべき問題ではないかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに市町村ができない場合、宗教法人又は公益法人等ってなってますけど、実際に調査してもらった業者に聞いたけど、例えばこのどっかの宗教法人がやることは可能かどうかちょっと聞きましたけど、やっぱり宗教法人は宗派とかいろいろありますし、なかなかこれだけの規模じゃ難しいというふうに言ってますね。そういうことで、ただこの国の平成12年の通知が出たのは、やっぱりそれまでずっとあちこち民間で、霊園ということていろいろ分譲しよって、それが経営破綻とかいろ

いろな問題があったから、生活衛生局長から通知が出てきたもの、そういう流れがありますけども。

だから、ある程度ニーズを把握しとって、本当に必要であれば、町のほうがすべきことはしないといけないと思うし。宗教法人の場合は、いろいろ宗派とかいろいろな問題あるし、また中にはそういうところに入りたくないという無宗教の方とかありますんで。そういう状況であります。私どもも、墓じまいされたところはきちんとしてますけど、墓じまいしないでそのまま放置されたところは結構あるんです。そこら辺がいろいろ問題になってるんであって。そこら辺を整理して地元のほうで整理できてから、そこに地元の方が入れれば、一番いい形だなあとも思ってるけども。やっぱり地元じゃ宗教法人じゃないからできないということになると。ということ私どもも非常に悩ましく思っています。

それとまた、例えば都市計画法上、墓園というのは、公園と同様の都市施設とされておりましてから、だから公園に併設された墓園もあります。県に行った時に、県の公園街路課にもちょっと行きましたところ、都市計画事業として公園と緑地とも、公園緑地と墓園を一体的に整備することができるし、そういうことによって公園緑地を増やすことによって、地方交付税交付金も増えるっていうことで、積極的にやってくださいというのは、ちょっとそういう話もありました。また、横浜市では、都市としての墓園をテーマに、職員による行政研究が行われており、詳細な報告書を公表してます。これはホームページで見られると分かります。粕屋町では近年、開発によって田畑などの緑が減ってきております。そこで管理がなされず、荒廃している集落墓地などを、都市計画事業の中で緑地と併設した墓園として一体的に整備すれば、緑も増えます。このような手法について、担当の道路環境整備課だけでなく、都市計画課を入れて、地元とも協議しながら、検討してほしいと思っておりますけども、町長の考えをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

墓園は、都市公園の特殊公園に含まれるものです。特殊公園は、動植物公園や歴史公園など、その目的に即して配置するものです。墓園は郊外の大型公園墓地が想定されたもので、規模については、十分な樹林地等の面積が確保される相当の面積が必要とされる施設になります。現時点では、そのようなことから、都市計画法上の施設ではございますが、整備する予定はございません。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そしたら、都市計画事業でしてるから、例えば緑地と墓園を法整備する場合、墓園についても国の補助金とかなんかもあるんですか、そういう。そこまで把握してない。墓地の問題はありますし、私どもはやっぱり駕与丁公園に隣接してますんで、何とかいい形で、あそこら辺を景観もよくしてから、地元の方も喜んでもらうような形で整備していきたいと考えておりますんで、これにつきましては、今後も継続的に町のほうに御相談したいと思っておりますんで、その折にはよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩といたします。

再開を14時10分といたします。

（休憩 午後1時58分）

（再開 午後2時10分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号4番、宮崎広子議員。

（4番 宮崎広子君 登壇）

◎4番（宮崎広子君）

議席番号4番、宮崎広子です。通告書どおりに質問いたします。

今回の私の質問は、一つ目が、健やかな体を育む教育の充実について。二つ目が、安心して子育てできる環境づくりについてです。

1番、粕屋町立小中学校の体力づくりについて、質問いたします。体力テストの結果について、コロナ禍以前に比べ低下しているのが全国の実態です。体力合計点は、令和4年度との比較では回復傾向が見られますが、令和元年度、コロナ前の調査の水準には至っていない。令和4年度と比較すると、小中学校共に回復の度合いに男女間で差があるというのが国の見解です。運動を日常的に行っているかは、体育の時間以外は取り組んでいないのではないかという結果になっております。

そこで、粕屋町の小中学生のテスト結果の実態と、それをどう活用しているのか、その対策について伺います。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、体力テストの結果でございますけれども、令和5年度分ですが、全国平均を50としました場合に、小学校では握力や長座体前屈、長座りをして前屈をするやつです。また、中学校ではボール投げ。こういった種目で50を上回っている学年が多いということが見られます。ただ、そのほかのかなり多くの項目では、40台後半という形で、僅かに下回ってるもののほうが多いという実態でございます。

この5年度の分をコロナ前後の比較としまして、令和元年度の結果と比べてみましたところ、小学校では、反復横跳びや立ち幅跳び、それから中学校では、握力や立ち幅跳び、ボール投げといったものでは向上が見られるような状況です。また、それ以外の多くの項目では低下をしているというところが見られます。これらの低下が、コロナ禍を要因としたものかどうかということについては、ちょっと判断が難しい部分がございますけれども、長期的には、全国的にも子どもたちの体力低下が懸念をされておるところでございます。

対策といたしまして、各校で政策をしております体力向上プランというものがございます。これに基づきまして、子どもの実態分析をベースに目標、それから成果指標を設定しておりますほか、体育科・保健体育科の事業だけでなく、それ以外の授業でも、それぞれに取組指標を設定しまして、1校1取組運動という形で、この学校ではこの運動を重点的に取り組もうというものを定めて、体力向上を図っておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

体育は週2時間ぐらいしかないので、それ以外の時間に1校1運動に取り組んであるわけですね。例えばどういう取組があるか、教えていただけますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

6校の内の参考に1校ですけれども、目標として、体を動かす楽しさを感じ積極的に運動する子どもを育成するという目標を定めまして、これは成果指標としまして、全国体力運動能力運動習慣等調査というのがございます。こちらの運動が好き、やや好きというのを87%以上にしたいとか、今のが運動に対する意識調査ですけども、それから運動の習慣調査では、休みの日とか放課後、学校が終わってからの運動をよくする児童の割合を同じく87%以上にしたい。というような目標を定めております。

その中で、運動をまず1取組、何をしようかということで反復横跳びというのを

例えば設定をいたしまして、体育科・保健体育科では、2・3学期の各授業時間の中で、機敏性を高める運動に取り組むと。また、目当てと振り返りを授業時間中に位置づけて、その伸びを実感できるような授業を行っていくということ。あるいは、それ以外の授業の中では、年間を通じて、3年生以上にスポコン、スポーツコンクールですかね、広場というものを立ち上げて参加登録を促す。または、直接的な反復運動ではないんですけれども、ドッジボール大会を実施したり縄跳び大会を実施したりして、俊敏性を養うような運動をいついつ実施するというような、これが取組指標という形で定めまして、実施をしておるような状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そうすると、体育という授業以外に、休み時間であるとか、例えば朝の会の前とか後とか、何かそういう隙間の時間がありますよね。そこを使って、例えば縄跳び大会だったらみんなで縄跳びしようとか言って体育館を使うとか。そういうふうに捉えていいですか。何か、自分自分で、家に帰って例えばスクワットしようとか、自分自分でその目標にチャレンジするっていうのもあるかもしれないけど、学校として体育の時間以外に、全校で取り組むと言いますか、学年でもいいですけど、何かそういう時間帯の帯みたいなのありますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

正に今言われたように、例えば縄跳び大会をしましょうということになれば、いついつ実施しますということになれば、休み時間ですとか、朝夕の時間なんかは、クラスみんなで出て練習をしたりとか。そういったことが実施をされているんじゃないかというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

分かりました。先に進みます。

テストの結果が、これ各家庭に渡っておりますね、詳しいプリントで。保護者もそれを見て、自分のお子さんがどういう体力を持っているかっていうのが分かる。一つの子どもを知る手掛かりになると思うんですが、子ども自身がそれをどう受け止めているかっていうのは、今もうおっしゃいましたね。一人一人のメニューといいますか、指標があって、自分でそれに書き込んで、その、例えば握力が自分弱

いってしたら、どういうふうに握力を強くしていくかっていうのに、自分のプランを立てて、毎日その連続したような運動を行っていくっていうような、そういうプリントって言いますか、形のものがあるんですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

御質問の中にありました個人個人の努力目標ですとか、自己評価については、特に小学生なんかではなかなか難しいというのもありまして、そこまではやってないというところはあるんですけれども、一応各学校で、県の教育委員会のほうが作成をしております体力アップシートというのを使っております、例えば1日15分以上の運動をしたら、枠があつてシールを1枚貼っていくというような形で、取組を促すということをやっております。この体力アップシートには、体力テストの結果を書き込むようなところもございまして、それで経年で自分の結果の推移を把握するというようなことも可能なものとなっております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そうすると、体力テストというのは1年に1回と思ってましたが、推移ということは、学期に1回とかそういうふうに短いスパンであるんですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

すみません、言葉が足りませんでした。

年間推移ですね。はい。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

随分、子どもたちも自分で努力して体力上げようってしていることが分かりました。

それで、放課後のお話に移ります。町の中にジュニアスポーツ団体がありますね。そことの連携というか、スポーツ推進について、その取組について伺います。

まず、小中学校で行われた、今御報告された体力テストの結果というのは、社会教育の体育のほうにも共有されてますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

結果については、個人情報等の問題がございまして、結果の共有まではされてお
りません。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

平均的なものも共有されないってことですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

そうですね。特に例えば個人情報潰した形、見えなくした形での平均値とか、そ
ういったものも共有しておりません。項目の統一や手段の共有とかいう形で、それ
ぞれ学校、また地域の団体、それぞれに目標等が違いますので、目的等や考え方、
やり方が全て違いますので、なかなかそこを情報共有して何かを統一していく、同
じやり方をしていくというのは難しいのかなというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それでは、子どもたちの放課後の過ごし方ですが、地域のスポーツに参加するっ
ていうことは、子どもの居場所づくりですね。今、もうとにかく公園でボール投げ
もできないとか、遊び場が少ないとか、居場所が無いとかいうところで、重要な役
割を果たしているのではないかと思います。およそでいいです。何名の小学生がそ
の地域のスポーツに参加しているか。また、これ小学生の全体、何割ぐらいに当た
るか。これは志免とかほかのスポーツの所も利用していると思いますが、粕屋町の中
だけでもいいので、どのぐらいのお子さんが活用してますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

スポーツ団体の所属につきましては、先ほども言いました全国体力・運動能力、
運動習慣等調査を全国で行ってるアンケートがあるんですけども、この中に質問
項目がございまして、令和5年度の小学生の結果を見ますと、スポーツ団体への所
属人数というのが1,288名。所属していない児童数が1,884名という結果が出ており
ました。

◎ 4 番（宮崎広子君）

（許可のない発言あり）

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

（許可のない発言あり）

◎ 4 番（宮崎広子君）

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

ちょっと私が、社会教育課のほうの決算で出てた人数を計算したら、1,795人になって、ちょっと小学校の通常学級の子どもで割ったら60%ちょっとかなあとか思っております。半分以上の子が運動に関心を持って活動しているのではないかなというふうに理解しました。

ちょっとこう引かかったのは、子どもたちが、例えば自分はバドミントンがしたいとか、卓球がしたいとか、柔道がやりたいとか、新体操がやりたいとか、いろんな興味が湧いたとしますね。そしたら、それはどこで、習い事になるかもしれませんけれども、放課後、それをやれるかなあということで、ホームページ等を使って探っていくと思うんですけれども、そういう必要性を感じた子どもが地域の運動クラブを選ぶのに、どのようなスポーツがあるかっていうのを知るための周知活動ですね。粕屋町としてはどんな方法を取ってありますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

学校から子どもたちへの周知ということではないんですけれども、町民の方への周知という、もう少し広い意味で、町のホームページのほうに様々なスポーツ団体の紹介を行っておるページがございまして、1団体打ち出せばA4の紙1枚ぐらいになるんですけれども、そういった中身に情報を詰めまして、ホームページで掲載して紹介をしておるといったものがございます。また、町が行っております町民運動会のほうでもプログラムの中で、町のスポーツ団体の紹介を行って、周知に努めておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

私も社会体育関係というホームページで探しました。すごく探しづらいと言いま

すのが、社会教育団体っていうところで、シニアからジュニアから一般から項目があつて。ジュニアを開けると、例えば合気道・空手とかいうのでいくつか団体がばあつとあつて、次に剣道とかあつて。でもそれは、見れないですよ、1回1回開けないと、写真、1回1回開けて、何時からどこでどのぐらいのお金が掛かつて、保護者はどうしてる、保護者の付添いは要りませんか。そういう何か詳しい情報が出てくるんですけども。非常に探しづらいホームページなんですね。せっかく、子どもたちがタブレットを持って操作できてますよね、今。だから、子ども用に自分が探して考えるっていう、検討していくって、そして、親に相談していくとか。もう子どもが自立しないといけないと思うんですよ。そういう子ども向けのホームページというのが作成できないかなあと思うんですが、いかがでしょう。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

ホームページそのものを、より見やすい情報の充実したものにできればなというふうには思いますので、是非そういうふうに取り組はしたいと思いますが、ちょっと具体的なイメージが湧きませんので、もう少し詳しく、もし教えていただければ助かります。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

ちょうど、これも宇美町でしたか、宇美町のスポーツ少年団っていうのでぱっと引いたら、わーって出てくるんですね。ただ、スポーツ少年団っていう組織は、また別に10人以上じゃないといけないとか、いろんな規約があるみたいで、そこに入るとなると、せっかく子どものためにボランティアで何かしてあげようって、5人でもいいから集まったら何かしようって思ってるサポーターの方が困るかなあと思うんですけども。そういう何かすごく見やすいホームページがありますので、是非学校で、そういう自分の体力アップで、放課後何かできないかなっていうふうにするのに、子どもが見れるような、そういうところを開設していただけたらなあっていうふうに考えてます。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

御紹介いただいた、よその自治体さんとかも参考にさせていただきながら、ちょっと工夫をさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それでは、次に進みます。2番ですが、子どもたちの健康と家庭支援についてです。子どもたちの健康ですけれども、これもうお家の家庭環境が大きく影響していると思います。

まず、スクリーンタイムとか、朝ご飯が食べてきてるかどうとかいう、そういう把握が学校のほうでできるでしょうか。また、できたらその実態はどんなふうになってますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

これも、先ほど申し上げたアンケートの中で質問項目がございまして、かなり細かく把握をされておられます。内容のほう申し上げますと、小学校の1日のテレビ・スマートフォンの視聴時間、言わばスクリーンタイム。こちらが1時間未満の児童数が644名、1時間以上2時間未満の方が1,027名、2時間以上3時間未満の方が747名、3時間以上が726名となっております。中学校のほう、スクリーンタイムですけれども、1時間未満が241名、1時間以上2時間未満が463名、2時間以上3時間未満が398名、3時間以上が438名となっております。

朝食のほうもまいりますか？小学校の朝食の状況でございますけれども、毎日食べるという児童が2,665名、時々食べるという方が436名、全く食べないが47名でございます。中学校ですけれども、毎日食べる方が1,222名、時々食べる方が253名、全く食べないが65名という結果になっております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

質問に書いてないですけど、何か対策ありますか、ここに対する。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

特にスクリーンタイムのほうについては、適切なスマホ、特にゲームやスマホになるんですけども、関わり方というのは頻繁に学校のほうから保護者にも周知はされておりますし、子どもさんにも指導のほうはされているということがございます。朝食についても、当然こちら健康管理等含めて指導はあっておるんでしょうけ

ども、どこまで効果が出てるかちょっとまだ今の段階ではつかみきれておりません。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

ちょっと難しい、家庭のところまで指導するのは難しいなって私も感じたことがあります。

先へ進みますね。コロナ禍以来、肥満傾向が増えていると感じておりますが、学校でも肥満傾向にあるお子さんには、プリントが行って、保健室から行った記憶がありますが、プリントが今でもそういうことがあっているのか。そして保健指導、その後それを見た保護者がどういうふうな返しを学校に対してしていますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

各学校の現状の動きなんですけれども、定期健康診断があります前に、それに先立ってアンケートが実施をされております。アンケートの内容、また保護者からの日常の相談も含めて、養護教諭のほうから気になる子どもさん、肥満や低身長等、発達曲線から少し外れてるよという子どもさんについて、ピックアップをしております。これを定期健康診断の時に医師に伝えまして、医師のほうに確認をしてもらい、診断の結果、異常が疑われるという方については、保護者のほうに通知が行きまして、ここは学校での指導というよりは、もう医療面になりますんで、医療機関の受診を促すというような対応が取られております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それで、受診しましたとかいう返事は返ってきてるかということと、受診率、どんな感じですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

ちょっとそこまで把握しきっておりません。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

難しいとこですね。現在の文教厚生常任委員会では、どうすれば年々値上がりする国民健康保険料を抑えることができるのかという研修を行っております。一つの方法として、病院にかからないような健康な体を保つということだということを知りました。子どもの頃から生活習慣病、糖尿病とか肥満とか高血圧などを早期発見するための予防健康診断を行ってはどうかと思えます。近隣自治体、宇美町ですけれども、小学校5・6年生から中学校2年生までの健康診断を無料で行っておられます。子どもから血液を採ったり尿検査をしたりというような検査なんですけれども、病院へは保護者と一緒に行って、その結果も保護者と一緒に聞くということで、生活の振り返りを病院の先生からしていただくということです。とても保護者には好評ということで、今年も続けられております。こういう取組を町でやってみてはどうかと思えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

現状、先ほど申し上げましたように、気になる子どもさんを医療機関につなぐところまではやっているということで、小児生活習慣病を含めました健康状態の確認、あるいは、疾病等の要望対応に取り組んでおるところでございますけれども、現状の健康診断に加えて生活習慣病の早期発見を特化してこれ目的としますと、健康診断の中になるのかどうか、やはりコレステロールとか中性脂肪等の確認という部分が出てきます。恐らく採血だとか、そういったものが発生をしてくるのかなというふうに思います。医師会、医療機関のお医者様の協力の下に今やっております、限られた時間の中で診断をしておるというのもありますし、小さい子どもさんになるほど、子どもさん側の負担というのも増えてきて、なかなかちょっと現実的に難しい部分もあるのかなと思えますが、ちょっと今後の研究課題になるかなと思えます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では、先へ進みます。

次は、安心して子育てできる環境づくりについて質問いたします。まず、特徴ある町立幼稚園の取組についてです。町立幼稚園の在園数の減少が加速しております。大川幼稚園で5年度は60名、6年度は43名、在園率43%、西幼稚園で5年度が67名、6年度は54名、在園率54%となっています。私は少しずつ減っていくのかな、少子化のことでですね。少しずつ減っていくのかなと思いましたが、大

川幼稚園で17名、西幼稚園で13名の減少です。ここについて、今後、この幼稚園を維持しているのか、今後の2園、閉園に向かっていくのか。町のお考えをお聞きしたいのと同時に、今年も広報紙で入園募集をしてありました。残した幼稚園、大川と西ですけれども、ここの幼稚園の保護者から、もっと町立の良さをアピールしてほしいという願いが、直にお聞きしました。また私も以前、一般質問をしております。その後、どんなアピールと言いますか、町立幼稚園ここが良いんですよというアピールがなされたか、伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

それでは、町立幼稚園につきまして、御存じのことかと思いますが、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化によって保育料に差が無くなったことと、あと、保育需要が今現在増大していること。それと、近年につきましては、当町の未就学児童数も若干ですが、減少傾向にあること。そういったことで、在園児数、入園の申込み、共に減少が続いている現状でございます。現在につきましては、本年3月に策定した町立幼稚園と保育所再編整備計画、こちらに基づきまして、令和7年度末に幼稚園2園を閉園予定としているところまでは決まっておりますが、残り2園については、今のところは未定という形で、今後まだ継続していくつもりで進めているところでございます。

そして、やはり町立幼稚園の良さというところになってくるかと思うんです。そのアピールということではあるんですが、まず、良さと言いますと、やはり私立幼稚園よりは、遊びを通じてのびのびとした教育と保育。それと地域の小学校、それと地域及び行政機関、そういったこととのつながり、また、保護者も一緒に園で成長していけるところではないかというところで考えております。現在、幼稚園の先生とも、町立幼稚園の魅力発信について協議のほうは行っておるところでございます。当面は、コロナにより実施できていなかった園庭開放、こちらのほうも開催しておりますし、小学校や地域との交流事業、こちらのほうも、徐々にですが始まっております。住民の方に知っていただくとともに、情報・魅力発信の方法とか、それとあともう一つは2歳以下、いわゆる未満児の預かり等もできないかというところも含めまして、様々な手段について検討して、町立幼稚園のほうの良さについて広めていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

いろいろな所と話し合いをされながら進めているということですね。私が今日、前半のほうに質問いたしました体力づくりってということにも関連しますが、園児の体力が、遊びや運動の中で、このアクティブチャイルドプログラムっていうのに取り組んで、小学校1年生の体力に並ぶ成果を上げている自治体、岐阜県本巣市という所の取組があります。学校につなげることができるので、本当にこれは町立の良さにもいかせるし、何より小学校1年生に上がった子どもたちが、自信を持って小学校生活を送れるのではないかなあと。だから、不登校の心配もなく、小1の壁とか言われますが、そこも何か自身の体力で乗り越えていけるのではないかなあとと思いますが、これについて町の考えはいかがでしょうか。体力づくり。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。アクティブチャイルドプログラムについてですけども、私もちょっと初めて聞きまして調べさせていただいたんですけども、子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かせること、というのを目標といたしまして、日本スポーツ協会が取りまとめた活動プログラムということで調べさせていただいております。

町立幼稚園につきましては、先ほどの回答でもありましたが、遊びを通じたのびのびとした教育・保育というところで、そういったものを実践しておりまして、幼稚園の中でも、音楽に合わせて体を動かす、さくら・さくらんぼリズムあそびというような形とか、リズムジャンプ、全園ではサッカー教室も取り組んでおりますし、各園によって違うんですが、ダンス教室とかヨガ教室とかもやってる園とかもございます。各園で様々な取組を行う形で、体力づくりのほうも取り組んでるところでございます。

幼児期につきましては、発育発達の個人差が大きいというところがあって、アクティブチャイルドプログラムの導入についてというのは、まだ未定という形ですけれども、運動能力、若しくは体力、こういったものっていうのは、やはり毎日毎日の積み重ね、こういったところで発達していくものと考えておりますので、町立幼稚園、こちら保育所も同様で、常に意識して取り組んでいくような形で取組のほうを進めております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

是非お願いいたします。子どもたちが体力を基礎に、しっかり、何ですか、小学校に上がったときも臆することなく元気に過ごせるようお願いいたします。

では次に、こども誰でも通園制度について質問いたします。福岡市とか、また視察に行きました川崎区でも、こども誰でも通園制度の試行が始まっています。施行することにより様々な課題が出ているところですが、子育て世代の期待は大きいと思います。これまで働く保護者の子どもの支援を行うため、子どもと離れたほうが良い保護者の避難場所として一時預かりがありますが、この制度の狙いは、所得や就労に関係なく、子育てを専門家、保育士の先生とともに、子どもの発達を見ながら、共に考えるため、子育てに悩む保護者、今一人で子どもを育てあげてある保護者の方が多いです。そういう方の支援に大きな力を発揮するものとして制度化されました。令和8年には全自治体で実施とあります。こども誰でも通園制度に対して、町の準備はどのようになっていますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

こども誰でも通園制度につきましては、今おっしゃっていただきましたように、現在、全国で試行的事業のほうが実施されておりまして、本格実施に向けて、整理が必要な事項について、検討がなされているところでございます。今年の秋頃を目途に、まずは制度に係る設備及び運営に関する基準というのが制定されるという予定になっております。また現在は、町内の認可保育所に、現状で実施が可能かどうかというところをちょっと打診をさせていただいておりまして、今後また制度の内容というのがはっきりした時点で町内の認可保育所等も協議を行っていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

先ほどちょっと減少している幼稚園の話をしました。幼稚園に併設してとか、町立でやってみようとかそういう考えはありますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

今現在、認可保育所のほうに打診しているというところは、まず、認可保育所の意向のほうを確認したいということがあって、打診のほうをさせていただいております。ちょっとこれは認可保育所の意向にもよるので、できないことも考えられます。その中で、幼稚園の活用についても考えておりまして、こども誰でも通園制度、こちら実施すると園のアピールというところにもなるかと思っておりますし、

その後、継続した入園希望という形につながる可能性もあるというメリットのほうも考えております。ただ、未満児というものを預かることになるために施設のトイレとかシャワーとか、未満児に対応した施設の改修が必要になってくると、当然保育士の配置というのが必要になってきます。という形で、幼稚園の活用については、今、検討の一環としては考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

令和8年ってすぐ来ますよね。そこに向けて前向きに検討されているということで、非常に安心をいたしました。やっぱり、今福岡市でも施行されてますけれども、やはり預けるほうも、どんな所に預けようかっていう不安があると思えますね。

それで、やはり保育士に対する研修、どういうものなのかっていう研修とか、またこういう制度が始まるっていう意味ですよ。そういうのを町民の、使う側の皆さんにお伝えしなければならないと思いますが、その辺はどのような準備をされますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

保育士の研修というところですけど、まず今現在、保育士の確保が社会情勢的に難しい、厳しいところがありまして、町立につきましては、今の保育所・幼稚園の整備計画に基づきまして、保育士・幼稚園教諭の正規職員の採用のほうを要望しているところがございます。また、各園での研修や先輩職員によるOJT、そういったものが実効性のあるものにしていきたいと考えております。

それと、町内の認可保育所、こちらのほうにはまだ聞き取り段階のほうではございますが、実施に当たって保育士の確保がやっぱり難しいというところがネックになってるといって聞いております。保育士の家賃補助について、6月の文教厚生常任委員会のほうで報告させていただいておりますけれども、保育士確保というのは重要課題でありますので、他団体の状況も確認しながら、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

町民の周知というところにつきましてですけれども、今後制度が定まって、実施場所、時間、金額、詳細等が決定した段階で、速やかに広報とかホームページ等で周知をしていきたいと思っております。こども誰でも通園制度は、令和8年度から全国での実施というのが決まっているために、期間というのはちょっと短いです

けれども、実施に向けて様々な方向から検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

こども家庭センターも並びに大変と思いますが、よろしく申し上げます。私の知り合いの若いお母さんが、粕屋町は住みやすいつて言ってくれた。子どもを育てやすいつて言ってくれたので、とても嬉しかったです。これをまたバネにしながら、是非、子ども未来課の皆さん、学校教育課の皆さん、町長含め皆さん。粕屋町のために、共に前進していきたいと思っております。今日はありがとうございました。

以上です。

（4番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、本日の一般質問は終わります。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時47分）

令和6年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和6年9月4日（水）

令和6年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月4日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	13番	本 田 芳 枝	議員
7番	議席番号	9番	川 口 晃	議員
8番	議席番号	12番	久 我 純 治	議員
9番	議席番号	3番	杉 野 公 彦	議員
10番	議席番号	11番	福 永 善 之	議員

2. 出席議員（16名）

1番	古 家 昌 和	9番	川 口 晃
2番	田 代 勘	10番	田 川 正 治
3番	杉 野 公 彦	11番	福 永 善 之
4番	宮 崎 広 子	12番	久 我 純 治
5番	末 若 憲 治	13番	本 田 芳 枝
6番	井 上 正 宏	14番	山 脇 秀 隆
7番	案 浦 兼 敏	15番	安 藤 和 寿
8番	鞭 馬 直 澄	16番	小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長	臼 井 賢 太 郎	議 会 局 係 長	松 永 泰 治
---------	-----------	-----------	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（18名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	池 見 雅 彦
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長	神 近 秀 敏	都 市 政 策 部 長	田 代 久 嗣
教 育 委 員 会 次 長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司

経営政策課長	吉 田 勉	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	社会教育課長	石 川 弘 一

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日2日目の一般質問でございます。本日は昨日同様、5名の方を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、質問順に質問を許可します。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎13番（本田芳枝君）

おはようございます。本田芳枝でございます。通告書に従って質問いたします。

今日は、今回は2問。学童保育の待機についてということと、それから男女共同参画推進事業について、質問をいたします。学童保育からいきます。

本年3月の定例会において質問した時の、1月末の学童保育所の待機児童数は116名でした。1・2年生は希望者全員入所できていますが、仲原小学校学童保育所と中央小学校学童保育所においては、3年生の希望者の半数以上は入所できませんでした。その後の5月調査では104名、夏休み前の状況では86名の待機が出ています。今後の対応について、質問いたします。

今も申し上げましたとおり、私は3月の議会で、学童保育の待機について一般質問しました。子どもの成長度合いから考えると、小学校3年生までは学童の利用を確保すべきだと考え、複数の保護者の訴えもあり、3月議会の一般質問ではそのことを強く主張いたしました。その際調べてみますと、厚生労働省、こども家庭庁が令和2年、3年、4年、5年に発表した調査において、利用できなかった待機児童数が50人以上いる市町村を公表していますが、その中に毎年、粕屋町の名前がありました。しかも、福岡県では、毎回待機の数が多い自治体として掲載されて

います。これは由々しきことと思っておりますが、学校教育課の判断は違うようです。行政評価の事務事業評価では、令和3年、4年、5年とも実施の欄には同じ文言で、定員を超える申込みがあったため、年度当初は待機が発生する学童保育所もあったが、2月には全て解消したとあり、改善は必要ないという考えに受け取れません。

前回の一般質問の時に、教育長のお答えは、私の質問、「3年生までは入所を確保してほしい。」という問いに、教育長は、「待機があるから、それを解消するために物を造っていく。これは延々と続いていくだろうと思われま。やはり、あれば預けたい。そうすると待機が出る。また待機が出れば、また造る。」というお言葉でした。果たしてこれでいいのか、ずっと疑問でした。この疑問を基本に盛り込んで質問をします。また、これ以後、私いろいろ調べて、私にも認識の誤りがあったということでお詫びしたいと思えます。私は、3年生までは是非、入所を確保してくださいという視点で質問をしていました。でも、実際調べてみると、国は、小学校1年生、2年生、3年生、4年生、5年生、6年生までを対象にしているんですね。3年生までは、飽くまでも以前の話で、今はそれを対象にということだから、3年生まで絶対確保してほしいと思うのは間違いということが、私は気が付いて、ここでお詫びしたいと思えます。それで、こういったことを念頭に置いて、まず、私が用意した質問1から5までを一括して答えていただこうと思えます。その後、6、7の内容に合わせて一問一答方式で進めさせていただきます。

それでは1番が、近隣2町が夏休み期間中に拡大学童保育所を増設しているが、粕屋町の対応は。それから大川小学童保育所の人員不足に対する支援は。3番は、学童保育所支援員の待遇、仕事の在り方の改善は。それから4番は、近隣自治体の状況、子どもの発達、保護者の希望などを照らし合わせると、3年生までは学童保育は必要と思うが、教育委員会の考えは。私はこれを書くまでは、これを強く言おうと思っていましたが、その後いろいろと資料を集めて勉強した結果、先ほど申し上げたとおりでございますので、この辺はどうぞ適当にお答えください。ということで、1番から4番までお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、1番の夏休み期間中の拡大保育でございますけれども、当町でも、過去平成28年度ですけれども、一度、中央小学校の体育館の2階にありますお部屋、当時PTA室で使われたお部屋でございますけれども、こちらを利用して夏休み期間中の預かりの拡大を行ったことが実際でございます。しかしながら、元々の学童の施設

ではないということもありまして、別の部屋ということもありまして、近所の子ともさんと同じ部屋で遊べない。また、学校の同じクラスの子と遊べないといったこと。あるいは、設備とか環境面に関して、不公平感というような感じで、専用に設置をされました本来の学童施設での預かりではないということに対して、かなり御不満の御意見のほうを多く頂いたような状況でございます。これを受けまして、次年度以降の継続を断念したということでも伺っております。このことから分かりますように、現在の保護者の方の保育ニーズとしましては、夏休みの期間だけとは言いましても、単にお子様を預かればよいというものではなくて、相応の環境・設備等を整えるということが必要不可欠であろうというふうに思っております。このニーズに耐え得る施設が無いという今現状の中では、拡大増設というのは、難しいかなというふうに考えておるところでございます。

次に、大川小学童のほうの人員不足に関することですが、大川学童のほう御承知のとおり、福祉法人への委託で今運営を行っておるところでございます。支援員等の必要人員の雇用、また育成につきましても、委託しております業務範囲内ということになっております。必要に応じて、対応等の協議を学校教育課も入ってすることはございますけれども、委託元であります町が、委託業務範囲に対して主体的に関わるということは、偽装請負としての違法性を疑われる恐れがございますので、直接的な支援は行うことはできないということでございます。必要に応じまして、相談・協議の場を持ちながら、増築クラスの早期の稼働開始を目指しまして協力を行ってまいりたいというふうに考えておるところです。

次に、3番目の学童保育所支援員さんの待遇や仕事の在り方の改善という点でございますけれども、改善策としましては、大きく分けて二つ手段があるというふうに思っております。一つは、ハード面でございます。この就労環境を整えますことで、施設、例えば設備の故障、あるいは破損の箇所の修繕などがあるんですけども、これは随時今行っておるところでございます。環境整備に努めておるというふうに認識をしております。二つ目は、給与の増額、あるいは研修等によるスキルアップなど、雇用条件の整備、ソフト面という形になりますけれども、この点につきましても、委託先は違いますが、大川学童もほかの3学童も全て委託での運営ということをおっしゃいましたとおり行っておりますので、委託元である町としましては、直接、給与等の増額をしなさいということは指示ができません。算定根拠としての給与相当額を見直しまして、委託料を上げるという形での対応でしか関われないところがございます。この算定根拠としての給与相当額につきましても、年次の昇給ですとか、あるいは最低賃金、今度も上がりますけれども、上昇なども念頭に置きまして、契約更改時等に併せて見直しをされておるところで

認識しておりますけれども、町の包括委託の事業全体に影響することでもございますので、大幅な経費の上昇につながりますし、学童関係だけで判断をしたり、何かをするということができないような状況でございます。包括委託契約所管のほう、総務課とか財政部局も関わりますので、そこと慎重に協議をしながら、処遇の改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に4番目ですけれども、近隣自治体の状況や子どもの発達、保護者の希望などを照らし合わせると3年生まではということで、議員さんのほうからも先ほど言われた内容でございます。学童保育施設の定員を超過しまして待機をいただく方が出ているという状況は、十分認識をしております。対応していきたいというところでございますけれども、しかしながら、これまでも説明しましたように、例年、夏休みが終わり10月頃までには、待機が全て解消しているという状況でございます。定員に対して空きが出るという形でございますので、また、全国的な少子化の波というのもやはり考える必要がございます。平均年齢が若く子どもが多いというこの粕屋町におきましても、確実にこの状況を波及してきておりますので、今後、低い学年から、児童数が減っていくということが考えられるかと思っております。学童保育所の需要動向が非常に見通しにくいという部分がございますので、学童の増築といった多額の経費を要する施策につきましては、なかなか難しいということをお理解賜りたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ありがとうございます。今のお答えに対して質問があるんですが、その前に、前回もお話ししたんですけど、こども家庭庁が今年の5月、それから12月、そして今年の3月に通知書を続けて出しているんですね。その時、3月にお話しした時は、御存じでしょうねっていう話をしたら、たくさん来るから、来てるとは思うけど、中身がちょっとよく分からないような、ちょっと曖昧なお返事をされたと思います。私の受取方もあると思うんですけど。今回、私はこの通知書を重点的に考えていただいて、そして、今の学童保育所の在り方に対して質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、近隣2町が夏休み期間中に拡大学童保育所をしているんですけど、私は今年6月に、このホームページで篠栗と、それから新宮を見たんですね。その後、うちの町に問い合わせをしたと思います、夏休み前にね。そしたら、先ほどの以前したことがあるというふうにおっしゃいましたが、実は、あの場所はいわ

く付きの学童保育所なんです。あそこで、支援員さんが、子どもにある程度その対応が悪かったので、私はもう10年以上前になると思うんですけど、そのことを強く申し上げました。非常に、場所的に問題のある場所だったんですね。でも仕方がないのかなと思って聞いてはいたんですけど、最近の動向はとにかく、こども家庭庁は、拡大の夏休みの学童保育所を増設するように。それは2019年からの考えなんですね。それで私お尋ねしたいんですけど、昨年3月、それから12月、それから今年の3月の通知書について、どの程度読み込まれているか、そこをお尋ねしたいんですが、どうですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

通知、先ほど議員さんにもちょっとおっしゃっていただきましたけども、たくさん参ります。それぞれ中身はしっかり読み込んでおりますし、国のほうの御意向としまして、ちゃんと待機を解消するように、増築に限らないんでしょうけども、対応が望まれるということは十分に認識をしております。ただ、先ほど申しましたように、粕屋町の現状で、例えば学校の中に空き教室があるとかというような状況とかがあると、また対応がしやすいんですけども、そういった状況に今ございませんので、なかなかこの場所で学童増設拡大をすることが難しいということがございます。多額の費用を掛けられれば、新築とか、また、それより新築をするにしたら場所がなかなかないといったようなところもございますので、現実的に短期間で十分な対応をするということがなかなか手段が難しいというところで、対応し切れていないという現状がございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

分かりました。多額の費用とおっしゃいますが、国がいろいろ支援を用意しています。それからプレハブも大丈夫だ。それから空き教室、それも是非、学校施設を徹底的に使ってくれと国は言っています。それから支援員に対しても、これは先ほど言及は無かったので、それはどうされてるかなと思うんですけど、加算も。それから、今年の3月、去年の12月かな、9,000円の加算を書いていますけど、そういうことに対するお答えが先ほどの中には全然無かったんですね。以前、保育所の保育士に加算で9,000円やりましたけど、学童保育所の加算については、先ほどの話を聞くと、委託先のこともあり、ほかのどういうふうに言ったらいいんですかね、共立じゃない、委託先の関連もあるから、それは難しいというふうにおっしゃいま

したけれども、国は緊急を要していて、是非これをしてほしいという形で通知を出しています。そのことに対する対応が、ちょっと私は生ぬるいんじゃないかなというふうに思っています。

それを申し上げますと、例えば、平成28年に拡大保育所を造ったと言われますが、今年私が見た範囲では、まだ12月ぐらいまでならないと今年どこの自治体が拡大学童保育所したか分からないけれど、昨年、福岡県で10の自治体が拡大保育所を夏休みしています。それから、もう一つは雇用条件のことをお話ししました。私は、大川学童保育所の人員不足に対する支援はというふうに書いておりますが、これは、実は予定では、国とか県の補助金をもらって学童保育所を増設してあるんですね。ところが、人がいない。支援員が雇用できないという中で、学童の待機者、大川学童保育所の待機者は解決できてないんですよ。私はそのことをすごく重きに置いています。国や県や粕屋町がそれほど支援しているのに、実際に建物は建ったけれども、支援員がいないために、夏休み前の大川学童保育所の待機児童は9人いらっしゃいます。その方たちの対応ができていないということは、どういうふうに考えたらいいでしょうかね。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

委託法人のほうでは、ハローワークとかへの普通の求人ももちろんですし、ホームページでも募集されてありますし、ちょっとお話を伺いますと新聞等の折り込みチラシなんか使われて、かなり広範囲に募集は掛けられているようでございます。また、やはり、支援員さん個人個人のスキルの問題もございまして、お知り合いに声を掛けるといった形での探し方もなされてあるようでございます。ただ、先ほどちょっと費用面のこと、人件費的なところのお話を議員さん、されました分につきましては、国の処遇の改善の加算なんかは、もちろん織り込みながら委託料の算定なんかをしておるんですけども。学童のほうの運営者のほうに聞きますと、費用面よりもむしろ時間の面でなかなか条件が難しいということをおっしゃっていました。当然学童、平日、学校が終わられて夕方からの勤務という形になって数時間という形になりますんで、そういう時間帯で来ていただける方というのがもなかなかやはり探すのが難しいといったところがあって、見つからないんですよというように私としてはお話としては伺っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

でも実際に、施設は増設したけれども、待機児童の解消はできてないんですよ。そこは、かなり強く、幾ら委託の方だからそこまで踏み込んでお話しできないと言われてても、きちんと学校の教育委員会としてお話しすべきだと思います。それから加算の分は、うちの町は実際それをされていないという、あるいは予算にも入ってなかったような気がするので、これは確認できてないからどうしようかなと思ったんですけど。そのこと、学童保育所の支援員さん全体に対する処遇改善はどうなってますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

町の予算としても、委託料という形で、一本で出てきますので、国からもらって補助額歳入のほうと、それに対する歳出としての委託料という形になるかと思えます。その中に、人件費であったり、あるいは研修費であったり消耗品費であったり光熱費であったりということを一応想定上見込んで、これぐらいの費用が運営費掛かりますよねという形で運営費を見込んで、それに対して国のほうに出して補助申請をして、補助が出てくるという形で、委託料のほうの算出になっております。その中に当然加算とかあれば、それを見込んだ形で委託料を算出しておるという形ですので、予算額としてはちょっと出てはまいりませんが、その中に含んでおるといってございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

委託は3年に1度の更新ですよ。共立の方ですか。だから、今回突然これが入ったのか、以前からそれが入ってたのか、私もそこまで明確ではないんですが、昨年の12月の通知書にそれが書いてあるんですよ。だから、それに対応できてるかどうかということを中心に今話をしているんですが、そのことについてはどうですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

年次の昇給、毎年給与が上がっていくという分については、そもそも最初から見込んで委託料というのは組んでおりますし、また今回もありましたけれども、最低賃金の上昇とか、そういった、また、あるいは議員さんの言われております加算ですとか、そういった想定外の状況が発生すれば、そのときに、それに応じて見直し

をかけるという部分もございます。見直しをかけずとも、そもそも余裕部分としてある程度、委託料の中、金額が大きいので、見込んでいる部分がございますので、その中で消化ができる分であれば消化しているという形で、算定上はちゃんと見込んで、その中に含んで計算をしているというふうになっているかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ということは、算定してちゃんと対応していただくようになっていると。これは急ぎの予算額のような気がするんですけど、昨年12月の通知書だから。その辺がちょっと曖昧ですよ、今のお答えでは。その中に、人材確保しやすくするために、具体的には18時30分以降開所している放課後児童クラブにおける賃金改善の実施に対する費用補助。それから、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善の実施に対する費用補助。収入の3%引き上げるための措置に対する費用補助などが上げられているんですけど。結局今の状況では、話を聞くと、それはできない状況ですよ。委託をしているところでは、年度別にそれができないし、例えば粕屋町がそれを受けて補正予算をしようと思ってもできない状態ではないかと思うんですけど、その確認をさせてください。どうですか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

ちょっと繰り返しになって申し訳ございませんけども、予算額は飽くまで委託料全体、運営費という形ですので、給与等の変更が、もし、それぞれの法人さんの中であったとしても、それだけで何らか補正予算が組まれたりということは基本的にはございません。委託料の中で、逃げられる部分が、余裕部分というのがございますので、その中で対応できれば対応していただきますし、それ以上に、委託料の変更というものがもし必要であれば変更契約等もされるかと思っておりますけども、これもほかの委託料の残額等があったりもしますので、必ずしも補正予算が組まれるという状況ではございません。また、昨年12月に出された通知でございますので、そもそも法人のほうは今現状まだ対応されていなければ、それに対してまた加算額では委託料に反映ができませんので、今年度の対応を見込んで、また来年度以降での契約変更とかという形になってくるのが、順調な手順かなというふうに思っております。そこら辺、法人のほうの対応というのも確認していく必要がございますので、ちょっとこの場で詳細な数字を並べまして、この金額はこうなってますということ

は、ちょっと今私も説明しきれませんので、そこは確認をしながら、今からやってみりたいというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ということは、現在されていない。昨年の12月の通知だから対応今できてない。でも、12月だから逆にできるはずなんですね。3月ではできませんけれど。この通知書に従って、改善をしようというお気持ちがあればできるはずではないかなと。しかも、大川学童保育所は人手が、採用が難しいと。その内容を聞けば、いろいろな問題があると。これを改善するにはどうしたらいいかというところを考えてやっぱりする。そこまでしていただきたいと思いますが、それは私の今の気持ちで、今後それをどういうふうに対応されるか、またお尋ねしたいと思います。

それで、夏休みの拡大は多くの自治体で、しかもこの自治体の中には50人以上、国全体で発表されている自治体の中、ありません。50人以上全国で掲げられている中に入っている自治体は、粕屋町がトップでしたけれども、福岡県では。福津市、篠栗、それから新宮がございましたが、それ以外に私が県に聞いたら、北九州市、柳川市、筑後市、行橋市、小郡市、筑紫野市、太宰府市、大野城市などが夏休み拡大学童保育所を増設しています。一応それをお伝えして、次に行きます。

5番、放課後、夏休み中の子どもの安全な遊び場の確保について。このお考えは、教育委員会としてはどういうふうにご考えておられますか。簡単で結構です。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

放課後、また長期休業の期間における遊び場としましては、かすやこども館のほか、学校のもちろんグラウンド、それから地域の公園等考えられるかというふうに思っております。そのほかまた、御家族関係、おじいちゃんおばあちゃんの例えば家とかいうところも考えられるかというも思いますし、塾や習い事という形で対応されてる御家庭も実際にございます。お住まいの地域、家庭の環境等に応じまして、公共・民間を問わずに、様々な居場所・遊び場というのが想定できますけれども、町の教育委員会としましては、まずはやはり、所管であります学校のグラウンド、それから社会教育の関係施設、こういったところにおきましての安全性の確保を徹底してまいるという形で、安全な遊びを確保していきたいというふうに考えます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

確保していきたいっていうのは、現状は確保できてるかどうか。あるいは、具体的な方策とかいうことに関してはお答えが出てないので、ちょっとここで話しするには時間がかかりますから、ちょっと先に延ばしますし、次回の一般質問になるかも分からないけれども、一応教育委員会の考えは分かりました。次に行きます。

6番、ほとんどの家庭が夫婦そろっての就労の時代に、保育所の待機はほとんど解消。その後の問題として、学童保育のニーズをどう把握し、またどのように対応を考えているのかということと、来年度以降の増設の予定は、というこの6と7をまとめてお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

核家族化が進みまして、夫婦共働きの世帯が増えておるといふ社会的な状況。それに加えまして、子どもさんが被害に遭うような犯罪等というのも多発をしまして、それに対する御不安というのも、各御家庭のほうでは強まっているように思っております。学童に限らずですけれども、子どもさんの安全な居場所の確保というのは重要な課題であるというふうに認識をしておるところです。また、支援員さんの配置が整わず稼働できておりませんが、先ほどから出ております大川学童のほう、法人のほうと協議をしまして1クラス40名、増設をしていただいたところがございますので、今後も可能な手段を探りながら、子どもたちの安全な居場所の確保に努めてまいりたいと思います。

来年度以降については、具体的な増設の予定というのは今のところございませんけれども、実は県のほうでも、この学童に対する対応の委員会というものが立ち上がりまして、県下の各自治体から私も含めて担当の課長が参加をして委員になっております。問題点をいろいろ探って、ワーキング部会という形で担当者のほうの会議もございまして、実際具体的にどういうふうな対応をしていこうか。粕屋町については、待機部会ということで待機解消のほうの部会に入りまして、各自治体さんのほうの御意見も参考にしながら、どういう対応をしていこうかということは今からいろいろ練っていくという会議を行っておりますので、いいほうに進んでいけばいいなというふうに考えておるところです。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

「いいほうに進んでいけばいいな。」じゃなくて、それを受けて、いいほうに進めていかなければならないっていうのが、言葉尻を捉えて悪いんですけど、じゃないかなと思うんです。切羽詰まった状況です。ただ、粕屋町の学校教育委員会はそういうふうには思っていないようなことを私見受けます。

それで教育長は、先ほど申しあげました、造ればまた預かってほしいという人が増える、また造れば。だからなかなかそこはできないようなお考えを3月の一般質問の答弁でされました。今回、今の一般質問の流れも受けて、教育長自身はどのように現在考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

大川学童における、支援員のなかなか募集が集まらないという現状、これは私想定外でした。物を造ると誰か来てくれるかなという。それがこの半年間も結局できてない状態。非常に、子どもたちっていうか、該当の保護者、また、児童については御迷惑を掛けてるかなと思います。先ほど次長が申しあげたように、これしっかり、大川学童のほうにも協力を私してるつもりなんです。なかなかこれは相手がおることですので、しっかりこれ継続していきたいなというふうに思っております。

また、あと仲原と中央ですか。待機がまたございます。これについては、全く今増設の予定はございませんが、先程議員がちょっとこう申しあげられました、学校の中のかい言葉。実は、ちょっと表にはなかなか出しにくくございますが、今ある施設をどうかしてちょっと学童のほうに回せないだろうかということも今考えをしております。というのは、校舎の今増築もかなりできましたので、少し通常学級とか特別支援学級の少し余裕が出てきよんですね、実は。そうすると、その分を何か別の形で活用できないかなということで今考えておりますので、私が前回まで言っていたように、造って要るから造る。造るとまだ出てくるやろうというのは一方であって、結局敷地内にもう建てられないでしょとかですね。これ以上、学童の建物を学校外に造ることは、僕はちょっと危ないと思うんです。子どもの安全面という。だから中に造るしかないんだけど、これ以上グラウンドとかいろんな意味で、減るのはちょっとあれだから、もう物理的にできない。もう一つのほうは、もう造っても造ってもキリがないからいつまでも校舎を建て増していくと、今どおり義務教育がなかなかできないということもございましたので、そういった言い方になったんだろうと思いますけど。私としては、できれば、3年生も4年生も引き受けたいたいという気持ちは常にございます。なので、その方向で全く考えはしており

ませんが、なかなか形として今日渡すことができませんのでちょっとそこら辺は、御容赦いただきたいなと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

形として今日は出せないけれどもとおっしゃいましたが、実は3月議会で具体的なお名前を挙げられました。そのことは私も賛成です。学校敷地内ですし、部署がちょっと違うこともあるけれども。もう一方の、やっぱり同じような対応ができるんじゃないかと思うところも学校外です。ただ、大川保育所は学校外ということはあると思うし、学校外って言っても学校の近く。それで、待機者っていうのをどういうふうにするか。いわゆる、その保育所の入園に対する待機と、それから、学童保育に対する待機。粕屋町では、保育所に対する待機は、非常に議会がそれをみんなで言ったからってということもあったし、民営化の問題もあったから、そのことに対して割とみんな集中して話しましたが、学童に関しては、まだそれほど考えられていないんですが。これは国自体が、女性の就業率を上げることから、特に経済界のほうからの要望が強うございます。だから、社会全体で、また女性自身も自分で働きたいと思う方が非常に多くなって、専業主婦が少なくなっています。そういう時代の要請を受けて、粕屋町も子ども子育てに関して非常に力を入れている町なので、しかもこれは、文部科学省とこども家庭庁が両方から各自治体にプッシュするということまでその通知書の中には書いてあるんですよ。だから、教育会議などを開いて、全体でこれに取り組んでほしいというふうなことが書いてございます。そのことに対して町長はどういうふうに思われるか、お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

学童保育は、正に子育ての次の大きなステップと思います。保育所の待機児童の次はもう必ず学童ですね、小学生になるから。そういったことで、今真剣に教育委員会のほうも県と協議しながら、ワーキング部会等も開いて、打開策を今練っているところでございます。教育委員会にとどまらず、町当局も連携して、この問題には真剣に取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13番（本田芳枝君）

付け足して2件のことを申し上げます。

1点は、非常に粕屋町は優秀な職員がいたなと思ったんですけど、この第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画、これは令和2年度発表なんですけど、その中の、学童保育の今後の増える量の見込みが、1年生から6年生まで書いてあるんですけども、それがぴたっと合うところがあるんですよ。令和元年にこの計画書を作って、しかもそれが1年生から6年生までですよ。原課に聞くと、どうですかとか言っても、いや分かりませんか。全体の数は分かるけれども分かりませんかということをおっしゃってたのにかかわらず、5年前ですか、この計画書の中に、小学校1年生から6年生までの量の見込みが、実際、令和6年は733名、量の見込みがですね。これ合致するんですよ。でも、下の確保のところは640名で、ずっと同じ。だからこの時点では改善、増設する予定はなかったんですよ。ところが、今、第3期の計画を出して検討してあると思います。だから、その中でいろいろと考えてされるんじゃないかと私は期待しています。その辺をよろしく願います。実際もう既にこの計画の数は出してあるようなんですね。私、子ども未来課に聞いたら、もう大体出ているような話なんで、その増設の、出てない？この計画。だって12月にはもうパブリックコメントで出すんですよ。この第2期、第3期粕屋町の子ども・子育て支援事業計画。だから資料集まってると思う。何かそういうお話じゃなかったですか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

6月に、文教厚生常任委員会の時にスケジュール辺りも話してるとは思うんですけども、8月にアンケート調査を行いまして、今ニーズ調査を行って、その集計が今できているところになっております。今から、そのニーズ調査の結果を踏まえて、関係各所、そちらのほうに数字等のほうを行いまして、県の数字とも調整しながら決定していく形になるかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13番（本田芳枝君）

是非お願いしたいし、その中に増設の予定数もできたら入れてほしいんです。というのは、ここのこども家庭庁と文部科学省は両方プッシュ型で、いろいろ今から推しますよということを書いてある。その中に、計画書、今後の学童保育所の計画書を立ててほしいということきちんとして明記されてますので、私は12月に期待して

おきます。どうぞ今のことを考えられ、また町長もその気でいらっしゃるようなので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、ちょっと時間が余り無いんですけど、いろいろ調べていましたら、放課後の多様な居場所の確保と情報提供。これは昨日、宮崎議員がおっしゃってましたけれども、なかなか情報がつかみにくいと言われるんですね。今回も、各3年生の入所ができなかった家庭には、お電話で、例えばファミサポがありますよ。それから、各ジュニアスポーツとか習い事とか、その他もろもろのお話をされていますが、ここの東京の練馬区ですけれども、過ごし方というのを、具体的に取組内容を説明して、例えばこういうところでこういうことができます。ということ、保護者にきちんと全てを網羅して、粕屋町の今の財産、その自治体の財産をして、これからいろいろ考えて、居場所のこと、あるいは子どもの安全のことを考えて、どれかを活用してくださいっていう形でされるのが、私は教育委員会の放課後の在り方ではないかと思うんですよ。待機児童があるんだったら、もうそれは現状では仕方がないですよ。それにどう対応するかというところで、具体的にそこまで考えて対応してくださいと私は思っていますし、今後されるであろうというふうに思います。保護者は特に女性なんです。こういうことを言い出すのは。すごく不安で、自分の中で不安不安不安を固めてしまって。本当に私も電話で数件の方に、もう今の3年生の子どもはしょうがないけど、下にいますから、その子どもたちにとっては、ちゃんと学童保育所が入所できるように是非お願いします。という形で言われております。その気持ちは、私はとてもよく分かるので、今後そのことをよろしく願いいたします。はい、じゃ次行きます。いいですかね。

◎議長（小池弘基君）

本田議員どうぞ。

◎13番（本田芳枝君）

次は、2番目の問いで、男女共同参画推進事業について。本年は、第2次粕屋町男女共同参画策定の年に当たり、令和5年度から予算を付けて策定中です。今後に向けての取組を質問します。ということで、1から4まで用意しています。いいですか。それで、1番、2番、それから3番。これも一括で言っていただけますか。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

それでは1番から3番まで、まとめて答弁をしたいと思います。

まず1問目なんですけれども、総合計画の基本目標3-5-1「人権と平和を尊重し

合う地域社会の確立」の客観指標「各種審議会の女性の参加率」の状況をどのように分析しているかという御質問です。令和3年に3月に策定しました「第5次粕屋町総合計画 後期基本計画」の「人権と平和を尊重し合う地域社会の確立」の客観指標「各種審議会の女性の参加率」について、令和元年度の現状値35.5%、令和7年度の目標値50.0%と定めておりますが、令和4年度末の数値は32.2%と、目標値から乖離（かいり）している状況です。各所管課においては、審議会委員の公募を行う際に、女性の比率に配慮しながら募集を行っておりますが、専門的知見が必要な審議会や外部委員の役職が定められている審議会では、該当する機関の人事異動に左右されるため、目標値の達成が難しいものと認識をしております。

続きまして2番目の、令和5年度の男女共同参画実施事業報告書の達成度の3年間の推移では、全体55事業のうち、C又はD評価のままの報告が目立った。対策を立ててできなかったのか、それとも対策自体を立てていないのか。また、同じ事業に課によって違いがあり、A評価とC評価があるのはどういうことかという御質問です。55の取組のうち、17の取組、この約3割は、この3年間でC評価若しくはD評価のままとなっていますが、取組の中には、「農業・商工自営業における男女共同参画の促進」のように、町単独で達成困難なものもあるため、評価が低いままの取組も含まれます。対策が難しい取組もありますが、対策は行っても、ちょっとこちら次の答弁にも関係するんですけど、達成水準が明確でないため、評価が上がらない取組が有るものと認識しております。この同じ取組でも課によって、取り組む内容が違うので、評価の項目が違ってますが、大きな原因としましては、達成水準について、数値目標を定めていないため、評価者の主観により評価結果が左右されることが要因だと考えております。こちらにつきましては、毎年行われてます男女共同参画の審議会の中でも、指摘をされておりました、次期計画にはこちらを改善して、策定を行っていきたいというふうに考えております。

それから3番目の総合計画事務事業シートの報告では、空白が目立つ。係としての担当が確立していないからではないか。町の魅力を再確認し、女性がいきいきと活躍できる地域を作るための方策を盛り込むべきではという御質問ですが、協働のまちづくり課において、男女共同参画推進事業の担当職員はおりますが、課の人員が限られておりますので、専任とするのは難しい状況です。あわせて、男女共同参画の推進については、先ほど質問のありましたように協働のまちづくり課だけではなくて、関係各課が主体的に取り組を進めていかなければ達成は困難かと思えます。また、女性がいきいきと活躍できる地域を作るための方策をということで御質問頂いてますが、こちらの事務事業シートに盛り込むべきではということで指摘をされておりますが、「粕屋町男女共同参画計画」の基本理念は、「女性も男性も共にい

きいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」とあり、これに基づき、様々な施策を計画の中に記載をしておりますので、こちらあえて事務事業シートのほうに記載する必要はないものと認識をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

事務事業シートの受取方は様々と思いますので、ここでそのことをいろいろ申し上げるつもりはなくて、それは決算とか、ほかのところとも併せて申し上げたいと思います。ただ、以前から、とてもいい男女共同参画推進条例ができて、しかも苦情処理のところまできちんと整備できているのに、そのことがどれくらい活用されているのかなってという疑問が私にありました。私自身も、この問題に対して余り積極的ではなかったんですね。自分自身の意識が足りないというところも多いと思います。それはどうしてかという、私は専業主婦出身なんですね。だから、家庭の中で守られて生活してきたという。夫が、割といろんな意味で非常に理解がある人なので、自分はそういうことを考えなかったから、当事者としての意識が低いんですね。それで今現在まで来ているんですけど、私は今反省しています。自分に勉強が足りなかった。認識が足りなかった。例えば、この学童保育の件に関しても、働いて非常に困った経験がある女性議員がいたならば、もっと的確に、もっと強く主張できたのではないかというふうに考えます。私は飽くまでも、それを支持者の方からいろいろこうしてほしい、ああしてほしいと言われて、質問ここに問題として挙げるわけですが、それが弱うございます。そういうことも含めて、私は本当に自分が、勉強が足りなかったなというふうに感じております。

それで今、どうしても私が思うのは、この議会の中でもっと女性議員が増えてほしい。それから、ここに今、行政の方がいらっしゃいますけれども、この半数は、女性であってほしい。しかもトップ、町長は選挙ですので、女性が立たない限りならないけれども。ほかのトップの方、副町長、申し訳ないけど。それから部長。そういう方も、前は、福祉のほうは女性がいらっしゃいましたけど、それに続いて、そういう権限を持った女性が増える流れが欲しいと思っているので、今回特に、この男女共同参画推進計画の後期が終わって、今、計画が策定中なので、あえてこの問題を取上げたんですね。

今まで私がいろいろ決算の時とか予算の時にお話しする時は、やっぱり先ほど課長がおっしゃったように、担当の、それ専用の方がいらっしゃらないなど。それがもう、ほかのメンバーの方一生懸命してあるけれども、どうしてもいろんな仕事が

兼任なのでおろそかになると。それは仕方がないこととして受け入れるべきなのか。いいえと言って、もっと大きな市町村、あるいは町では力を入れているところは単独の係、単独の課があります。そういうところは旗を振って、事業を進めるというやり方もあると思うんです。なかなかそこが難しい問題だなあというふうに思っていますけれども、今後の課題として、議会でももっともってそのことを取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それで、先ほどのこの計画の、とてもいい内容なんですね、これが。私、今回一般質問するのでじっくり読ませていただいて、各課にアンケートをして、それを戻してもらって、それでどういうふうにしていいかということ、3年間、それ前からもそうでしょうけど、続けて3年間のサイクルまで書いて。だからずーっとAのところはA、ずーっとCのところはC。その各課が、それをどう受け止めるか。例えば、学校教育課は、学校内における男女共同参画に関してはずっとAです。頑張ってくださいってんだなというふうに思います。その辺の差があるので、やっぱりこれは町全体として取り組む。そうすることが、うちの町をより何ていうのか、いきいきと、あるいはアピールできる。そういう人たちも集まって来るしそういうことができるのではないかと思うので、これは是非、町長に、そういうせめて係を作って、担当でその方が旗振り役で、先ほど地域庁舎内外のところ、例えば商工会とか、それから地域の行政区とか、あるいは、農業関係とかそういうところはなかなか、今の担当課では難しいと思うので、係の方がきちんといらして、その都度、相談を受けたり、あるいは提案をしたり、あるいは町全体でこういうふうにしよという提案を大きく旗を振るといえることができれば、町全体が変わっていく。町民の中にそういう組織が無いということが、一つの難問ではあるんですけども、それは今後の課題で、もっともってその意識を高めるための研修とか講習をやれば、その辺のところは少し可能なのかなと思います。

それで私が気付いたのは、保育所、それから幼稚園職員の研修ができてない。それから、各審議会等の女性登用率の向上、これは先ほどおっしゃってましたけど、いわゆる充て職って言いますか、各部署の方から来てくださってる方が女性であれば増えますよね。でも、男性であれば増えないということは、公募を増やせばいいんですよ。その候補の中に女性をたくさん入れてくだされば、審議会の女性の割合は高くなるわけです。だから、その辺のところを、例えば今公募が2人とか3人とかを5人あるいは10人にするとか。うちの町は審議会の人員が少ないんです。ほかの町にちょっと調べてみました。だからうちの町の少ないところはあるんですが、そういうふうによくの町民の方の意見を受けるためには、公募の数を増やして、そうすると必然的に女性も増えると思うので、それをお願いしたい。それから各審議会

の女性委員のエンパワーメントの支援ができない。それからDV被害者の自立支援、それから性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進ができてないというふう
に書いてあるので、それは今後の課題として、この男女共同推進計画の次の計画に
具体的に盛り込まれるかなあというふうに思いますが。

特に私がびっくりしたのは、女性の健康とか心身の健康に関してはAなんです
よ、ずっと。うちの町はそういうその健康づくりに関しては、非常に水準が高いな
というのを、これを見て思いました。それからひとり親に対する支援、これもずっ
とAなんですよね。だから、そういう各課が取り組んでいる内容が実際、これに照
らし合わせてどうかということも、何て言うんですか、報告書には分かるので非常
にすばらしい内容でそれは感謝しています。ただ、今後もそれを続けて、もう一
息、何て言うか、もう一押し進めていってほしいなというふうに思いますが。

町長にお尋ねしたいのは、この報告書の最後に、審議会の意見や担当課職員、町
長とも審議会で出た意見について話し合う場を設けてほしいと。4年度の、去年の
報告書には書いてあるけど、そのことはされていますか。これは担当課に聞いたほ
うがいいのかな。実際どうなのか。その辺はまず担当課に聞きましょうか、どうで
すか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な審議会があります。1件1件、お答えします。私の記憶では、様々な審議
会が終わって、そして会長さんを含め役員の方々が私のほうに報告に来られて、そ
の場で意見交換をしております。そういった意味の私への協議と言いましょか、
報告を含めた協議は行っております。これが全ての審議会で行ってるかどうかとい
うのは、なかなか断言はできませんが、私の記憶では、ある程度の審議会の報告、
協議はあっております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

この報告書では、計画の点検や評価が、全課でA評価になっていて、最後に審議
会の意見として、担当職員や町長とも審議会で出た意見について話し合ってもら
う場を設けてほしいと書いてあるんですよ。だから、これは協働のまちづくり課の課
長に聞きましょうか。私はそういう内容に対して、全体的なことも含めて、町長と
もっと話してほしいという意味ではないかなと思っていたんですが、どうです
か。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

この報告書をホームページのほうにも掲載をしておりますが、まずこの審議会の内容については、随時、会議が終わり次第、町長のほうには報告を入れております。この評価についても、報告書を作りました時に、町長のほうに報告は行っておりますが、ここに書いてあります意見交換とかそういう場はちょっと設けてはいない状況です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私、特にお願いしたいのは、実際の審議会のメンバーの方たちが、各審議会の中にもいらっしゃるその方たちと町長と一緒にあって、例えば報告を聞いて報告にうんぬんじゃなくて、一般の審議員の方たちと町長が直接話をされて、今の審議会の方たちがどういう思いでいらっしゃるかというのを、町長が直接探るって言ったら変ですけど、意見を聴くっていうそういう場があったらどんなにか。それが、報告書の中にある各審議会の女性委員のエンパワーメント支援につながるかなあと思ってるんですよ。だから、職員とあるいはこの報告書を見て、職員と話すんじゃなくて、審議会の各審議会のメンバー全体でやっぱ50何人いらっしゃいますよね。全員一緒に一堂に集まってもらうのは困るかもしれないけど、その方たちと町長が直接、この男女共同参画事業に関して、あるいは、ほかのいろんな事業に対してお話をなさる会があったらいいなと思うけど、今の話ではそういうのは無い。そこはどんなですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今はそういう場はございません。ただ、全部の、例えば男女共同参画とおっしゃいますが、様々な審議会がございます。全くその公平感が出てこないですね。男女共同参画だけするわけにはいきません。しかし、私の体も一つでございますので、全ての審議会に毎回出るわけにもいきません。ですから、部長とか課長を代理者として、協議の場に参加させて、いろんな協議をして、協議の内容について、私への報告を随時、これはあります。最終的には、審議会議長さんがお見えになって、そういった報告もされておりますが、必要であれば、例えば節目と言いましょか、大事なときに私が行ってお話をするというのにはありますが、ただ極端に言いますと、私

が行くと、私が結論になってしまうんですね。私が言うことが、結論になってしまいますので、やはり自由の場でフランクに率直に意見をされるのが、非常にその審議会の体制としては良いと思うんですよ。それで、いろんなことを練り込まれて結論に導かれる。それを私も随時報告を受けながら、協議していくという形を今採っております。必要があれば、そういった先ほど言いましたように、節目に出席することは全く無理なく出席できますので。ただ、物理的な要因とか、私も体一つでございますので、そういったことも調整をしながら、今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

是非検討してほしいですね。生の声を聞く、あるいは委員長を介して、あるいは職員を介して報告を聞くのではなくて、一般の方たち、審議会に入られて、御自分が経験されたその生の声を聞くっていうのは、これは飛び出せ公務員の流れにも沿うんじゃないかなと思うんですよ。私ずっと拝見してて、出ていくっていう発想が、きちんと場を作ってそこに行くっていう感じのような気がするんですけど。そういう何気ない生の声とかを聞くチャンスを、もっともっと町長が作られたら、それは私の飽くまでも意見なんですよ。随分違うかなあと思うんです。やっぱりそういう会を代表しておっしゃる方は、できるだけ公平に、内容に沿った話をというふうにされるから、報告がだんだん上に行くと、非常に面白みのない報告になるんじゃないかと。それは私の勝手な考えなんですけど。そうじゃなくて、その審議会の方が実際、審議やっててどう思ったかとかいう生の声を、例えば直接町長がお尋ねされるといいのかなと思いますけど。これはやり方もいろいろあるから、今ここでどうこうっていうことはないんですけど、そういう場を。町長は積極的にお願いしますと言ったら、その場をちゃんと設けてくれるけれども、何かそういう印象がするんですよ。だからもっと町民が、町長にこれを聞いてくださいとかあれを聞いてくださいっていうふうに持っていくと、多分町長は喜んで、それに対応してくださるかなっていう印象はあるので、今後、それは私どもの対応にも関係すると思うんですね。だからそれは、こちらも考えさせていただきますが、各審議会の方たちと生の声を直接聴いていただけたらありがたいなというふうに今思っています。

それで次、最後に行きます。時間が無いので申し訳ないんですが、令和3年6月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正をどのように受け止めているのか。地方公共団体としての取組はというところなんですね。本来なら、ここもうちょっとしたいと思っていたんですけども、実はこの法改正があったこ

と、それから議会はもちろんですけど、町として、今まで、努めるといった内容が責務と変わっていったという、そういう状況について、どの程度町長は把握しておられますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

それでは、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正の概要は、「政党その他の政治団体の取組の促進」、「国・地方公共団体の施策の強化」、「関係機関の明示」、「国・地方公共団体の責務等の強化」となっています。このうち「国・地方公共団体の施策の強化」の概要としましては、まず一つ目が、環境整備、こちらが例えば議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大などを明記すること。それから、セクハラ・マタハラ等への対応。それから、社会的障壁の状況を、実態調査を行うこと。それから人材の育成等として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記というふうになっています。現在、策定中の次期粕屋町男女共同参画において、本法律改正の内容を吟味し、町が実施できる施策を検討してまいります。この改正の趣旨を鑑みますと、粕屋町議会においても対応が必要なものがあるものだろうというふうに考えております。

以上です。

◎13番（本田芳枝君）

（許可のない発言）

（13番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

（9番 川口 晃君 登壇）

◎9番（川口 晃君）

皆さんおはようございます。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。今から一般質問を始めます。

さて、ちまたでは、米がスーパーや商店の棚から無くなり、大変な事態になって

います。政府は、もう少ししたら新米が出てくるので、パンや麺類で辛抱してくれと言っているようですが、政府の無策、貧困さを嫌というほど感じる事態です。

それでは、質問1番から始めます。区画整理事業、農地の取得、空き地利用問題です。粕屋町は福岡空港、福岡インターなどに近く、大量輸送基地になっています。粕屋町には広い水田地帯が仲原、大川の両地域に広がっており、特に都市高速と福岡インター近くは大きな流通センターが形成されています。今後は仲原地域にも商業や流通関係の区画整理事業が進むのではないかと思います。粕屋町において、現在計画されている区画整理事業。その数と地域、その進行状況を説明お願ひしたいと思います。これは確か決算の中にも報告がちょっとありましたので、それを参考にしながら考えている事業で質問です。箱田町長、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、担当課長のほうから報告させます。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

町内の区画整理事業につきましては、現在、大隈西土地区画整理事業が本年度から造成工事を着工しております。また、長者原西・内橋・戸原西まちづくり検討委員会と戸原西地区まちづくり検討委員会の二つございますが、そこで、昨年度土地区画整理準備組合を設立されております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

決算の報告書では4項目か5項目がありましたけども、残りの2、3項目は。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

区画整理の事業の前に、まだまちづくりのそういった地区の検討委員会というのございまして、まだそういった区画整理事業までは行ってないんですが、そういったまちづくりの検討委員会というのがございまして、それにつきましては、今こちらのほうに届出があつてのが、仲原・別府地区、それと阿恵・内橋地区、それと酒殿地区の三つでございまして。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

さて、私が知っている区画整理事業の多くは、広い水田を活用しての区画整理事業です。美しい自然環境を保存していくというSDGsの立場から見ると、私にとっては残念な気持ちがあるんですが、先日議会で開催した「“かたらんね”プレミアム」でも次のような意見が出されました。粕屋町は開発が進んでいるが、水と緑のまちづくりというテーマは残してほしいという意見でした。そういう立場で開発を行ってほしいということだろうと思います。私と共鳴するところがありました。町の総合計画の後期基本計画の第3章基本目標2、ちょっとここには持ってきていませんので、もう数字で言っていきます。「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」の項の例では、60ページの3の項で、自然にやさしく住みよい環境のまちづくり。それから62ページの4では、地域個性を活かした活力ある産業のまちづくり、がそれに該当するものと思います。粕屋町には九大農場という20数町歩の広い緑の農地がありますが、それが失われてしまう危険性もあります。法律上では、粕屋町では保存すべき緑地帯としての面積はどれくらいになるのでしょうか。また現在の状況はどうなっているのか、担当課のほうで答弁してください。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

区画整理事業につきましては、公園や緑地の設定について施行地区内に居住することとなる人口について、一人当たり3㎡以上であり、かつ施工地区の面積の3%以上になるように、施工の基準で定められております。また、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、都市計画マスタープランでは、森林・緑地などの拠点づくりの構想を定めておまして、まちづくりと緑の調和を図っておりますが、骨格的な田園・森林・河川の保全としましては、丸山とか、焼地山などの保安林、そして江辻山や西尾山などの山林などは骨格的な緑と定めております。そうしたことから、具体的に何㎡というところは定めておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

定まっていないということで、そういうことなんですか。

それでは2番目に移ります。農業者不足で農地取得の条件が緩和されたと聞きま

す。その具体的内容です。粕屋町では、開発が進み、農地がどんどんと減少してきています。また近年では、兼業化が進んだり、後継者がいないために農地を手放したり、農業を辞められる方も生まれてきています。さらに、農地の周りに住宅や工場などが建ち、必然化し、作付ができなくなったりで、あちらこちらに作付されていない農地が生まれてきています。冒頭で申しましたように、米の品薄と同時に、米の値段がびっくりするほど値上がりし、5kgで500円から700円程度上がり、3,000円程度になっている品種も今あるそうです。また、高温化が進み、野菜の値上がりも家計にとっては深刻です。

取りあえず質問するのは、耕作地と耕作放棄地の面積に関し、2020年から昨年まで23年はどうなっているのか。耕作地がどれだけか、耕作放棄地がどれだけかというのをまず答えていただきたい。

それから、2番目は、生産調整がまだやられているのかどうか。2項目について質問します。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

粕屋町内の耕作地につきましては、全農地が235万1,528㎡でございます。そのうち市街化区域が34万3,245㎡、市街化調整区域が200万8,283㎡でございます。2020年からということでしたが、基本的に農地は増えることはありませんので、少しずつ減少しているという状況でございます。それから、耕作放棄地につきましては、毎年県のほうで調査があっておりまして、直近の面積につきましては2,435㎡でございます。

それから続きまして、生産調整についてでございますが、生産調整というのは国が行っている制度でございましたが、28年産をもって廃止されております。平成29年産以降は、県のほうを取りまとめるような形で、昔の生産調整のような形で、県が今は配分のような形で行っている状況でございます。直近でいきますと、今年度でいけば139.1haが目標面積となっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そしたら、今年度は139.1ha生産調整をやるってということですか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

目標面積は139.1haでございますが、水稻作付の面積でいきますと、大体117haになっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

今、米が足りない状況ですが、117ha作付しないということになると、結構な米が足りないという状況が生まれてきますけど、それについてはどう考えられますか。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

ちょっと説明が不足しておりまして申し訳ありません。目標面積が139.1haに対して、米を作付される面積が117haですので、およそ22haぐらいが、目標してるよりも下回った面積となっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

日本の食料自給率は、今年度の調査でも38%、一向に上昇しません。最近の米の状況ですが、ある新聞ではこう書いています。21年産米の価格が生産費の3分の1程度に落ち込み、また資材費の上昇も重なり、21年から23年の稲作農家の年間所得は1万円、もうちょっとびっくりするぐらい低いです、時給10円となるなど、米の農家が離農するしかない状況にまで追い込まれたそうです。政府は対策をとらず、22、23年の2年間に、需要量の2%程度、年間20万tの生産量カットを強要したそうで、23年産の生産不足による米不足につながっているということです。農家の生活ができて、安定的に農業を続けていける水準の農産物価格に政府が保障することは、諸外国では既に当たり前の政策として採られています。日本もこの政策への早期の移行が必要です。

最近、農業への若い人や女性の関心が増えているようで、それで農地を買ったり借りたりするにはどうしたらいいのか調べてみました。取得の条件は4条件あって、1番目が、農地の全てを効率的に利用すること。2番目が、必要な農作業に常時従事すること。3番目が、一定の面積を経営すること。4番目が、周辺の農地利用に支障が無いこと。この4条件があるそうです。私がしばしば聞いてきた過去の話ですが、5反以上で年間150日以上就農ということでした。しかし、農業就業

者を増やすためでしょうか、この取得条件が最近緩和されたと教えられました。具体的にどのように緩和されたのか、担当課のほうで説明してください。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

緩和の前に、改正された内容についてちょっと説明させていただきます。令和4年5月27日に公布されました「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」におきましては、農業者の減少の加速化が見込まれる中、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずるという目的で改正されております。改正の内容につきましては、地域計画の法定化、農地の集約化等、人の確保・育成が主な柱となっております。

御質問の内容と思われる農地の取得に係る下限面積の廃止につきましては、令和5年4月1日から施行されております。下限面積が廃止されたことによりまして、農業経営者として認められるかどうかという判断、農地法3条での取得の条件ですね。先ほど議員がおっしゃられました農業機械の所有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用すると認められるか、それから農作業に常時従事すると認められるか、これが150日以上ですね。農地の位置及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれが無いと認められるかどうかという3点で審査を行っております。これを緩和と捉えるかどうかはちょっと微妙なところでございまして。確かに文言でいけば、下限面積が無くなって、今申し上げたやつが元からあった話で、下限面積がそれについて行ったような状態です。ですが、3条の許可申請をするに当たりまして、そこに記載する内容は、今までよりもちょっと複雑化しております。例えば、新たに農地法3条で取得される方が、何人で農業をされて、その農業者の方が何年の農作業の実績があるのか。それから何時間ぐらいされるのか。そういったことも細かく書くようになっておりますので、下限面積、粕屋町でいうと30aで設定しておりましたが、その分が無くなったからといって、ちょっと緩和されたかということ、ちょっとそこまでは言えないかなと事務方では思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。30aということですね。緩和されると、農業に入りやすくなると同時に、いろいろな考えの人の購入が自由になります。例えば、開発計画が進行しているような地域や農業団地的な農地、あるいは有機栽培をしている地域での取得

等では、それらの意見を尊重し、農業に専念できる保障のある個人に限るのじゃないかと私は思います。取得者の審査等は農業委員会で行われると思うんですが、具体的にはどのような手順で取得許可が出されるのか。担当課、説明してください。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

まず本町におきましては、市街化調整区域は全て農業振興地域でございまして、農業振興地域、白地農地と言われる部分と、農業振興地域農用地、青地と言われる部分、これに分かれております。農業振興地域の農用地、いわゆる農振農用地につきましては、農振地域、転用をかける場合には除外申請が必要となりますので、農業以外の利用ができるかできないかにつきましては、ちょっと個別判断になるところでございます。農業振興地域の白地農地につきましては、一般的には、建物などの建築物は建てられないものの、駐車場や資材置場への農地転用が可能となっております。しかしながら、それとは別に第何種農地に該当するかという区分がございますので、農振白地であれば全て農地転用が可能であるということではございません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ちょっと複雑な感じで、理解が行き届かなかったんですが、次の質問に移っていきます。

それでしばしば感じるんですが、農振地域や調整区域の農地を埋立てて、何年も放置されている農地。あるいは、最初は農業関係の施設みたいなものに利用し、放置されている土地などがあるんですが、それらの取扱いがどうなっているのか。農業者の立場から考えると、これらの土地に倉庫や工場やその他の資材置場などが建つことは絶対にあってはならないと思います。農業以外の利用に関して、さっきもちょっと何かいろいろ述べられましたけど、規制があると思うんですが、規制はどうなっているのか説明してください。担当課のほうでお願いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

地域振興課のほうからは、農業委員会の関係で、農地法の第4条、第5条自己転用と言われる部分と、それ以外の一般転用という形がございます。規制といいますのは、例えば調整区域であれば、資材置場とか駐車場に転用することは先ほど言い

ましたとおり、第何種農地っていうのがあるんですけど、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地というのが区分がございまして、甲種農地と第1種農地というのは基本的に10ha以上のつながりがある一団の農地になりますので、原則不許可となっております。第2種、第3種につきましては、公共施設から何百m離れるとか、インフラ関係が二つ以上接続してるとか、ちょっとそういった条件がございしますが、それに合致すれば許可は下りるような形になっております。建物を建てられるか、調整区域にも例外的に建てれる場合があるんですけど、それにつきましては、農地法のほうの適用ではなくて、都市計画のほうの話、開発関係、建築基準法であったり、そちらのほうになりますので、地域振興課のほうからは一応農地転用の手続きでいくとそういう形になっております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私知ってる地域で、もう10年20年近く土砂を農地に埋めて、農業か何かやられたら、野菜かなんか作られたんでしょけども、そういうのがあって、その後、建物が建って放置されている状態なんですけども、そういうのに対しての指導とかなんかいうのはあるんですか。早く農業しなさいとかいうような指導。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

今の言われている土地がどういう状況かにもよるんですが、農地として、農地法の規定により、転用されているということであれば、もう転用されてれば、もう農地ではないという扱いになりますので、こちらのほう農業委員会としての指導ではない形にはなります。ただ、転用許可の時に出した条件を満たしていないということになれば、当然農業委員会のほうからも指導するような形にはなります。ですが、一旦農転がかかってしまうと、例えば雑種地であったりと、そういう形になってしまいますので農地というくくりではなくなってしまうので、都市計画の関係であったり、また建築基準法の関係だったり、その辺に違反してるか違反していないか、あとは環境面だったり飛散防止、ほかに迷惑をかけてないとか、そういう、それぞれの該当する法律に基づいての対処になってきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

これ以降は個別の問題になりますので、もうこれ以上質問しません。

最後です。この項の最後で、空き地利用の問題ですが、8月15日の新聞報道によると、人口減少を背景に、使われずに空き地状態となっている土地は増加傾向にあります。放置されれば、周辺の治安や環境に悪影響を与えかねず、将来的に所有者不明となる可能性もあります。このため国交省は、「所有者不明土地対策の既存の補助事業を拡充し、空き地の有効利用に取り組む市町村や、市町村が指定するNPOを支援します。」と報道しています。土地所有者と賃貸契約をし、地域に開放する小さな公園、これをポケットパークとか言われるんですね。それや、災害時避難所、それから緑地、市民菜園にも使って可能だそうです。補助率は市町村が行う事業は、国が2分の1、NPOの場合は、国と市町村が3分の1ずつとなり、NPOの負担は3分の1で済みます。整備に伴う空き地の取壊しや、隣接する複数の空き地の集約等の費用も対象になるそうです。何か使い道がいいなあという政策で、これは25年、来年から始まるらしいですが、今後十分活用できる事業だと思います。担当課のほうで、把握してあるのかどうか。把握していなければもうそれで結構でございます。答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

詳細につきましては、まだこちらのほうに情報が入っておりませんが、今おっしゃってあったとおり国土交通省のほうから、所有者不明土地対策の既存の補助事業というのがありますが、それを拡大して、土地の有効対策として国が地方自治体やNPO法人を支援する事業というのは、そういった情報は新聞記事等で入ってきております。これは人口減少を背景に、使われずに空き地状態になっている土地が増加しているということで、国のほうも対策をしているものになりまして、先ほどおっしゃったとおり、低未利用ですか、使われていない土地の実態把握とか、そういった土地が多数存在する対策を調査したり計画を立てて、そういったところで必要があればポケットパークとか避難施設、公園等に活用をできるような、そういった補助事業を国交省のほうと考えてあるようです。詳細については先ほど言いました、分かりませんので、今後情報が入りましたら、詳細を確認していきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは次に、2番目に移ります。

まずは命を守る立場で、そして生活を豊にする立場での交通体系です。県道・町道・歩道の問題です。それでは次の質問です。先日議会として開催しました「か

たらんね”プレミアム」の時の意見でした。粕屋町は本当に道路事情、交通体系に関しての苦情がどんどん出されました。どこの自治体でもそうでしょうか、まず多いのが、道路幅が狭く、危険な場所が多いという意見です。昨日も、案浦議員の、同僚の議員の中でもこのようなことが話されました。私は以前から、障がい者や弱者の安全な通行という立場で、県道・町道のバリアフリー化、歩道の2.5m幅の確保を提案してきました。道路問題、交通体系を考える場合、やはり第一に、車にしる、歩行者にしる、命の安全を考えた道路づくりが大事じゃないかと思います。県道の場合はちょっと無理ですが、町道の場合は町の管轄ですから、率先して実施できると思います。都市計画マスタープランでは、35ページ以降に記述されていますが、便利さという観点からの記述が見えます。バリアフリーと歩道の拡幅という件では、阿恵橋から柚須信号までの電柱の移動の問題を町のほうに要求しまして、町の努力もあって実現しました。本当に有り難く思っております。せめて町道と言われる道路は、2.5mの歩道がつけられると、安全さも際立ってきます。現在のところ県道・町道に関してバリアフリー化と2.5m歩道の実現性がどの程度進んでいるのか。これらに対する予算付けの年次計画があるのかどうか。担当課のほうの答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

バリアフリー化についてですが、歩道には歩行者以外に車椅子、ベビーカー、シニアカー等の方も通行しています。バリアフリーでの歩道の整備基準としまして、歩道の有効幅員は2m以上となっています。現在の歩道整備方針としましては、歩道の段差解消を図るため、マウンドアップ型の歩道から車道と歩道に段差の無いセミフラット型の歩道に改善をしている状況であります。また、歩道の設置状況といたしましては、総延長4万6,119.8mに対して、2m以上の歩道設置延長は2万8,189.8mで、全体に占める割合は61.1%となっています。町道につきましては、引き続き歩道の段差解消を図るとともに、県道につきましては、今後も県と連携をしながら、歩道利用者の安全確保に努めてまいります。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

町道のあれは、歩道幅が2.0mですか。そういうことですか。はい、分かりました。

それでは2番目です。救急車が入れない道路の拡幅、これは緊急性があると思い

ます。参加者の意見の中で、救急車が入らない道路があるということでした。これは特に、地域の名前を言うのはちょっと恐縮なんですけども、原町とか長者原、あの付近の古い家が並んでる所が多いそうですが、他の所でも結構あるんじゃないかと思うんですよ。うちのほうはちょっと解消されてきましたけども。それから、次の原町、長者原交差点の朝夕のラッシュ時の歩車分離信号、これの2項目あるんですが、2項目同時に回答していただけたらお願いします。一緒をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

幅員2.5m未満の道路は、地震や火災などの災害発生時や、緊急時に救急車の通行が困難になるなど支障を来すことが予想されます。認定町道の現状といたしましては、実延長17万1,011mに対しまして、幅員2.5m未満の認定町道は2,761.2mで、全体に占める割合は1.6%となっています。現在、道路後退（セットバック）用地については、寄附の申出があれば、受託後、町が舗装・維持管理など道路用地の確保に努めております。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

協働のまちづくり課からは、この原町、長者原交差点の朝夕のラッシュ時の歩車分離信号について回答させていただきたいと思います。もう御存じのとおり、県道607号線については、渋滞が常態化しておりまして、特に、川口議員御指摘のとおり、朝夕のラッシュ時は歩行者も多く横断することから、右折する車両が進行できず、更に渋滞が発生する状況となっております。こちらにつきまして、粕屋警察署のほうに、歩車分離信号への改善について可能かどうかを尋ねましたところ、歩行者用の信号の時間を確保することによって、車両の待ち時間、車両のその時間がありまして、信号自体が、例えば100秒とかっていうサイクルで変わっていきますので、その中で、やはり歩行者用の信号の時間を確保すると、車両の青の時間が短くなりますので、これによって更に渋滞が激しくなるので、変更は難しいということでした。このことから、歩車分離信号の変更については困難なものと認識をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そうするともう、粕屋町は車で飽和状態というふうにもう考えざるを得ないです。うちのほうも、柚須のほうもひどいです。何らかの対策が急がれるんじゃないかというふうに思います。これ以上質問は言っても不可能でしょうから、次に移ります。

生活を豊かにする道路の交通体系です。ふれあいバス運行の改善の問題です。この問題については、もう他の同僚の議員からも、しばしば提案がされたりしてきましてたんですが、今年度何か運行に関して改善された点があれば、担当課のほうで報告をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

お答えいたします。これまでも何度か、ふれあいバスについては答弁をしていますが、このところの改善した点について、今御質問でしたのでお答えいたします。幾つかあるんですが、ちょっと2点ほど挙げたいと思います。

一つは、イオンのほうに行っておりますシャトルバス、あれがだんだん乗られる方が増えてきまして、シャトルバスですので、前が10人乗りのものだったんですが、何人か乗れないみたいなことがありましたので、14人乗りに今、車のほう入れ替えております。

それから、もう一つは、抜本的な改善にはなっていないんですが、昨年、サンレイクの所のバス停が、福祉バスとふれあいバスのバス停が、道に近い側というか、低い所にあります。高齢者の方ですとか、障がいのある方、それから妊婦さんとか、上のほうの正面の入り口に行こうと思えば、バスから降りてちょっと坂を上がらないといけないということで、御相談があっておりました。そのことで、サンレイクのほうにちょっとお話を持って行って相談をしたんですけども、なかなかちょっと今の状況では上のほうにバス停を持っていくのが難しいということでしたので、さくらホールの方の入り口、下のほうの入り口を開けてもらえないだろうかというふうなお話をしたんですが、今のところその防犯上の問題で、行事があつてないときに常時あそこを開けておくというのが難しいということでしたので、本当に抜本的な改善にはならないんですけども、あそこの下の方にインターホンが付いておまして、さくらホールの方に。そこに表示をしっかりと付けていただいて、エレベーターとかを利用したい方は、インターホンを押してもらったらすぐに職員が下りてきますと、開けますのでということで、今はそういうふうな対応をさせていただいております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

それでは次ですが、駅をハブにした短時間で運行する小規模バス、これは、富山市の交通体系を考えて話を進めていきたいんですが、都市計画マスタープランの24ページ、将来都市構造では、地域拠点としては四つの駅とイオンを拠点とする構想です。粕屋町は駅をいかしたまちづくりという観点ですので、それぞれの駅から周辺の地域への利便性を向上させることが大事でしょう。現在は健康志向も強いので歩くことも大事ですが、また町内運行巡回バスは、大回りの運行形態ですから、私が思うには、例えば戸原、伊賀、原町駅とか、あるいは江辻、長戸、長者原駅というような地域と駅と直結するような小規模な運行形態。これはなかなか難しいと思うんですけど、町財政の問題もありますから、地域的にも狭い範囲を想定したものであるので、どれだけの効果があるか分かりませんが、駅をいかしたまちづくりに、そういうことを考えていく、交通体系を考えていく必要があるんじゃないかと思います。担当課のほうで何か感想なりありましたら言ってください。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

町内には六つの駅があることから、公共交通のインフラをいかした、公共交通が利用しやすいことは重要です。現在のふれあいバスでは、巡回バスで大型の車両であることから、バス停の配置の問題もありまして、駅と結ぶことができる地域にも限界があります。そうした課題も含めまして、今後の粕屋町の公共交通モビリティをどうするか、調査・検討を行いました。調査検討の結果につきましては、今議会の総務建設常任委員会で報告をする予定です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

この項の最後はタクシーの予約の問題です。四軒屋に有名なバスとタクシーの会社の事務所があるんですが、タクシー6、7台が数か月全然動きません。タクシー運転者がいないのでしょうか。市内に行くときの多くは、私たち西の方では、柚須駅からJRを利用しますが、福岡空港や北の方、箱崎や香椎方面は、タクシーに頼らなければならないところが多いです。そのような必要なときに、なかなかタクシーが

つかまらない。病院へ行かれる方は、あるタクシー会社に電話すれば、優先的にでしようが、来てくれるようですが、私だけでなく、大勢の方が困窮しています。町のほうで独自に考えてやるような、交通体系、さっき井手課長がおっしゃられたんですが、何か特徴があるのがあれば、担当課のほうで答弁してください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

このタクシーの問題は、正に今議員がおっしゃるとおり、乗務員の問題です。車両はやっぱり4割、5割ぐらいは余ってる、要するに運行していない状態の会社が多ございます。これは近隣の、特に粕屋町がよく使っている今泉タクシーさんにもお聞きしたら、やはりそれぐらいの車両は随時余っていると。ただタクシー会社、民間業者も、やはり努力をされておまして、乗務員を雇用する際に、二種免許の取得についての補助、会社としての支援は行っているということでございました。そういったふうな民間の努力と併せて、実は、活力ある地方を創る首長の会というのは、日本全国組織がございまして、私も会員の一人でございます。これは元三重県知事の鈴木英敬氏、今衆議院議員ですが、彼が会長となって、顧問としては菅前総理とか、小泉進次郎衆議院議員もおられますが、全1,718自治体プラス県知事も含めた、全国の中では1,750ぐらいの自治体のうち、333自治体の首長が加入しまして、国交省、そしてまた様々な財務省も含めて、要望を行いまして、ライドシェア、日本版ライドシェアという仕組みなんですけど、そういったことを法制化できました。今、試験段階ではございますが、福岡県でもタクシー会社18社が運行許可を受け、福岡都市圏の限定なんですけども、福岡都市圏限定で6月から順次運行が始まっております。これは今のタクシー業界のそういった非常に大きな問題と、本当に利用者が、住民の方々が困っている状況を考えまして、特に、タクシーと言いましようか、利用する時間、利用する人が多い時間帯を限定しての試用ということでされております。今後、こういった日本版のライドシェアが普及することで、タクシーの不足の解消につながるかとは思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

それでは最後の質問に移ります。戦争と自衛隊の問題ですが、ちょっと時間が短いので恐らく途中で切れてしまうかもしれませんが、行けるだけで行ってみたいと思います。まず最初に、自衛隊の募集の問題です。それでは自衛隊の募集問題

について質問していきます。8月の中旬でしたか、役場に会議で来ましたところ、玄関前に自衛隊募集の目新しい新鮮な案内板があり、これびっくりしました。戦争でも始まるかなあというような寒気がしました。私だけじゃないんですよ。年配の私たち以上の方とか複数の方が、やはりそう感じたというふうに言ってありました。

昨今の防衛費、軍事費の異常な状況は、政府は戦争準備を始めているなど感覚的に思っています。8月30日に、2025年度の政府概算要求が発表されましたが、防衛費は8兆5,389億円。24年度、令和6年度より5,893億円増やしています。何に使うのかということです。長射程ミサイル量産・取得、それから敵基地攻撃能力や、統合防衛ミサイル防衛、これの推進。それから艦艇発射型ミサイルの取得、これ船から打ち込むわけですね。それからマッハ5以上の極超音速誘導弾の生産、量産準備に、これに2,569億円。それから、宇宙での小型の人工衛星の展開でのミサイル監視に3,232億円。この莫大な軍事費です。これは正に戦争の準備だと私は思います。皆さんはどう思われますか。

さて、自衛隊募集問題に関しては、50年ほど前の安河内町長の時代から、皆さん御存じですかね。の時代からの押し問答です。当時は感情的に「募集するな。」、「いや、する。」とのやりとりで、感情的に終わってしまいました。しかし、今回は論理的に進めていきたいと思います。

まず、自衛隊募集はどのような法律の適用で実施しているのか。法律用の根拠を示してください。担当課をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず初めに、市町村におけます自衛官の募集事務の法的根拠に関する御質問でございますが、市町村が募集事務を行うことにつきましては、「自衛隊法」第97条第1項、読み上げさせていただきます。「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定められており、このことにつきましては、「地方自治法施行令」で規定する法定受託事務に該当いたします。また、町が行います募集に関する広報につきましては、「自衛隊法施行令」第119条、こちらも読み上げさせていただきます。「都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする」と定められております。これらに基づきまして自衛官募集を行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私も調べてみましたら、課長がおっしゃるとおりです。私は今回初めて読みました。「自衛隊法」もかなり読んだし、それに関係する法律も読んでみました。しかし、私は疑問が湧きます。過去においては、自衛隊は専守防衛で他国を攻撃することは無いと、政府は国会で再三答弁してきました。しかし、2015年の安保法制の強行、2022年の安保三文書に基づいて、今や米軍指揮下での集団自衛権行使、先制攻撃、敵基地攻撃も辞さない自衛隊に変容しました。正に他国攻撃も行う部隊に変化したんです。これは、憲法9条に反する違憲の軍事行動を行う武力部隊に変化したと思います。

過去に「自衛隊法」で言われていた武器は、自国を防衛するために使うべきでしたが、現在の武器の解釈では、他国を破壊するための武器に変容した。現在ウクライナやガザの破壊にも使用されている武器と同じものです。

憲法9条は次のように言っています。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と。2項では、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と言っている。憲法の問題は、周辺国との問題は話し合いにより解決していく。外交による平和の維持です。したがって、憲法に違反すると思われる自衛隊の隊員募集をすることは、違憲行為になるんじゃないかと私は思います。

さて、政府は自衛隊をどう見ているのかということです。2015年4月3日の政府答弁書によると、我が国を防衛することを主たる任務とし憲法9条の下で許容される「武力の行使」の要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられると答弁しています。政府は自衛隊を軍隊であって、自衛官は兵士であることをこれは認めています。これ、政府答弁書なんです。こういう観点から考えたとき、現在の自衛隊の募集が適切かどうかを考え直すという時代に来ているんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。感想でもいいから、担当課のほうで述べてください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

現在の自衛隊の募集につきましての感想と言いますか、担当レベルで申し上げにくいことではございますが、直近のお話で言いますと、やはり災害時の協力体制と言いますか、今回台風10号が来た際も自衛隊の情報部隊の方が、私たち職員同様、役場のほうに待機いただいて、有事に備えて即時対応ができるような形を執っていただいたり、軍事面だけではなくて、災害時に活躍していただいている部分に非常に期待しておるところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そうです。私たちもそれは認めます。自衛隊の利用については、あなたの答弁と私の答弁は矛盾しません。

さて、現在の自衛隊募集の現状はどうなっているのか。令和5年度の決算書には、粕屋町居住の二人に対する激励会は令和6年2月に開催されましたと記述されています。町も予算を付けて募集を行っているんで、何人を勧誘し、何人が募集に応じ試験に合格し、実際に自衛官になられたのが何人か、報告していただきたいと思います。答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

自衛隊の募集内容、人員とか何になられたかっていうのにつきましては、個人情報等になりますので、自衛隊のほうからも、町に対する報告というのは受けておりません。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

決算書には、昨年のことね。昨年2人だったんですね。そういうことですね。今年の募集に、募集を掛けられて、何人が募集に応じられたのかっていう数字なんかも報告は無いんですか。全然無い。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今年も激励会をさせていただきまして、激励会に御参加いただいたのは2名、御

参加をいただいております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

次に移ります。次は激励会に関してです。激励会は公費で行われたのかどうか。一般の公務員はこうした激励金などはありません。旧日本軍の戦地に赴く姿に私はダブってしまいますが、担当課のほうで答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

激励会の経費につきましては、若干公費と言いますか、会場、庁舎で行っておりますので、庁舎のほうを使った、主ではございませんので庁舎を使ったということと、自衛隊のほうから御準備いただいておりますので、町のほうとしましては、機材と言いますか、プロジェクターとかそういうものを貸出したってというような状況でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは公費の出費は無いということで理解していいんですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

全くゼロということではございませんが、物を出したりとか、そういう形での経費の支出というのはございません。細かく言いますと、電気代とかそういうものは町のほうで負担しているような形になっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私には、こういう話が伝わってきています。昨年か今年卒業された糟屋郡内のある高校の生徒の話ですが、彼は自衛隊に応募し、合格し、自衛隊になられたようです。そうしたら、多額の金品を頂いたそうです。私が調べましたところ、自衛隊

は、隊員減少と応募者不足で定員不足です。これを解決するために、支度金制度があります。これは任用一時金というんですかね。22万1,000円だったのが、なかなか応募者が無いということもあって、50万円に引上げられたと記述されています。だから50万円分は分かりますが、それをオーバーする金は公的には出せません。どこから出されたのか、これが問題です。同級生たちに、金は持っているのでスターバックスの券をやろうというふうなことも言いふらしてしていたと聞いています。伝聞ですから、確実な情報は、私はつかんでいません。これでは質の問題が嘆かれます。自衛隊に、あるいはこのような金銭的な援助というか支度金というか、このような措置があるそうですが、どのような法律で、第何条なのか、法的根拠を示してください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町、地方自治体にはそういった法的根拠も全くありませんし、支出も一円もしておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

次に移ります。自衛隊募集に関する対象者名簿の問題です。我が党が福岡県の市町村に依頼し、各市町村からの回答が寄せられました。それによりますと、自衛隊が2年ごとに自衛官募集重点指定市町村を決めて、名簿提出などを直接市町村に迫っているということです。2020年から2021年度は、8市町で指定されており、粕屋町も含まれていましたね。これ私知りませんでしたけど、調査によりますと、福岡県では、名簿を提供している自治体は37%にすぎません。これ非常に少ない。少ない理由があります。多くの自治体が名簿提供をしていません。粕屋町は、私たちの調査では、自衛隊対象名簿を提供はされていないという調査結果がありますが、これでよろしいんですか。調査結果は出してないということです。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

御質問の個人情報の提供につきましては、「自衛隊法施行令」第120条で認められておりますが、自衛隊が都道府県や市町村に対して行う資料の提出依頼に対する提供のことだと認識をしております。粕屋町につきましても、この施行令に基づき

まず依頼のほうは頂いておりますが、住民基本台帳等の写しを名簿として紙媒体や電子媒体で提供するというは行っておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

その問題が全国的に大きな問題になっています。粕屋町は出していないということですので、結構なことだと思います。

さて、名簿提供の問題で、防衛省は、北海道の畠山和也元衆議院議員に対して、次のように文書で回答してきました。市町村が名簿を提出しなくても不利益は生じないという。また、北海道委員会が7月に行った政府交渉では、防衛省は後日返事を出してきたと。地方公共団体が、国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないと。防衛省は、知事・市町村に対して資料個人情報の提出を求めているが、強制するものではないというふうに回答してきました。

それで、法律問題をちょっと調べてみました。一つ目は、課長がおっしゃったように、「住民基本台帳法」第11条には、市区町村による目的外利用や外部提供についての定めがありません。したがって、自衛隊の協力要請を受けたとしても、住民基本台帳法のどの条項をとっても、個人情報を提供できると解釈することはできない。

二つ目は、防衛省及び総務省からの通知は、「地方自治法」第245条の4第1項に基づく技術的助言だとされているから、これに応じなくても、市町村には不利益は与えられない。これは「地方自治法」第247条の3項だそうです。「個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）」第69条には、「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と明記されており、自衛隊への情報提供は違法になります。この3項によって提供する必要はないということ、確信を持っていただきたいというふうに思います。そういうことですので、次の項は、それに付随した問題ですので、これは外して、次のこの項は質問から外します。

それでは次に移ります。学校事業や町施設を利用した自衛隊宣伝の問題です。安保三文書の発行以来、学校や野外施設などでの宣伝活動が活発化しています。新潟県の事情が例として議会と自治体の6月号にも掲載されていました。新潟市のキャリア教育に自衛隊が参加している。防災を目的として6年生を対象として2年間連続して行っている。戦闘服を着た自衛隊を学級通信に掲載して、すなわち戦闘服

を着た自衛隊と一緒に活動しているということです。二つ目が、担当課や学校は防災教育の一環として行っていると言っているが、内容は防災に名を借りた自衛隊の活動を教育することが目的となっている。3番目は、小学6年生全員に自衛隊募集のカレンダーを配布している。こういうことが新潟市で行われていたそうです。粕屋町議会では核兵器廃絶の意見書を政府に提出したり、町としては、広島、長崎に原子爆弾が落とされた期間には、平和週間を設置し、平和の尊さを希求しています。こうした町の事情ですが、粕屋町の小・中学校では、自衛隊の宣伝に連動するような教育はなされていないと私は思うんですが、どうでしょうか。教育委員会の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

今議員さんが事例として挙げられたようなこともあっておりませんし、また今回、年齢的に中学校のほうに確認をさせていただきましたけれども、自衛隊の、例えば募集のポスターやチラシの掲示、あるいは行事として考えられますのが、職業体験ですとか、防災訓練などへの自衛隊の参加というようなものが考えられたんですけれども、いずれも中学校もそういったところは、記憶にある限りは事例に無いということでしたので、無いかと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

残り少なくなつて、あと1個ですね。1分58秒ちょっとないんですが、やれるだけやってみます。

さて、お盆のNHKの午後9時からのテレビ番組では、一億特攻への道、取材15年が放送されました。皆さんの中には、御覧になった方もいらっしゃるかな。私はこれ偶然見たんですが、4,000人の特攻隊の所在を地図に打ち込み、誰が最初に突入したのか、米軍の写真フィルムから割り出し、証言をいろいろな人から聞き取った番組でした。放送の最終盤に私は吸いつけられました。特攻で亡くなった家庭のその後です。インタビューの相手は八女市、旧立花町の平島節郎さんという方です、私は知っています。立花町で町議をされた、5期ぐらいされた方です。この節郎氏の兄の俊郎さんが特攻で亡くなりました。父は地元の小学校の校長だったそうです。戦後はどうしたか。父は教育者として、子どもたちを戦地に送ったことを悔やみ、学校には戻らず、慣れない農業に従事されたそうです。特攻された俊郎さんの妻は、綾子さんと言われる方で歌を詠まれていたと。放送では彼女の歌が紹介さ

れました。記者は節郎さんに、「綾子さんはどうされましたか。」と問いかけられました。節郎さんは、「自決しました。」と回答されました。節郎さんの長男は、私たちと一緒に青年団の活動をされ、八女郡の青年団長をされました。私は、こうした悲しい歴史を持った家族だとは、私は知りませんでした。また、県教委の協働文化の、終わりましたね。打切ります。

(9番 川口 晃君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

午前中の一般質問2名の方は、これで終わりました。

ただ今から休憩といたします。

再開を13時といたします。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

本日午後の一般質問には、堺教育委員会事務局次長が公務のため欠席されておりますことを御報告いたします。

それでは、一般質問を再開いたします。

議席番号12番、久我純治議員。

(10番 久我純治君 登壇)

◎12番（久我純治君）

議席番号12番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

地球温暖化に伴い、日本全国でも今までに無い大きな災害が多くなっています。雨量観測でも、線状降水帯の影響で、1時間100mm以上の雨が降ることも多くなっています。風も、風速50mから60mを超える風が吹く、テレビの映像で見たアメリカのハリケーンが、今後、日本の国内で起きるそうです。先日、南海トラフ地震臨時情報が解除されましたが、30年後には70%、80%の確率で起こるとされています。30年後に備え、人類が自然の力に対応できるか心配であるところではありますが、福岡県でも毎日の温度が35℃を超える猛暑が続いています。熱中症で入院されたり、亡くなられたりする人が国内でも多数報告されています。この異常とも言える猛暑が今後とも続いていくと言われていています。8月17日の西日本新聞のオピニオンという欄の中で、小学生に日傘を贈ろうという記事がありました。この記事の中で、生命が危険な暑さと言われる猛暑の中、小学1年生の女兒が日傘を差して通学していた。保護者に尋ねると、友達が差しているので欲しがったそうです。近年は、日傘男子もちらほら見かけるようになりました。環境省は暑さ対策に日傘の利用を促進している。暑さを低減し、紫外線対策としても効果がある。仮に福岡市の小学1年

生、晴雨兼用の傘を支給すると、1万4,000人なら1本2,000円で総額2,800万円。この予算を捻出してほしい。寄附を募ってもいい。クラウドファンディングという手もある。これなら、寄附をした人や企業の名前は黒塗りしなくても公表できる。傘に企業名を入れてもよい。入学時に黄色い帽子やランドセルカバーを配られるのと同じように、黄色い晴雨兼用傘を追加してほしい。交通安全や暑さ対策に、これほど有効なものはないだろう。生きたお金の使い方ということで言うてありますが、福岡でも、一見、今のしゃべったことは質問と関係ないようですが、住民はやはりここまで考えているということですね。

先日、私保育園にちょっと用があって入ったんですが、ものすごい寒いんですよ。クーラーが利いてるんですね、ものすごく。外は暑うしてたまらんとですよ。子どもはみんな中におるんですよ。暑いから外へ出さんって言うて。子どもの体温でその温度は低くしてあるんですよ。私たち外から入ってもう寒うしてたまらんやったけど、そんなふうな感じなんですよ、今現在が。そして、私が何で質問するかというと、今、この庇（ひさし）が無かいうて、結局子どもを外で遊ばせられないんですよ、暑いから。実際ある程度の保育園見ていると、1mか2mか3mぐらい、ちょっとした庇（ひさし）を付けてあるところあるんですよ。ところが、やっぱり子どもっちゅうのは、私は前から思うけど、お天道様の下で遊ばせるのが一番いいと思うんですよ。そのためには、やはり日除けのネットを掛けてやって、その下で自由に遊ばせる。ちょっとした雨も防げるそうなんです、あれは。そして、実際私これ見に行ってきたんですよ、糸島で。そしたら、やっぱりちょっと25mぐらいちょっと大きいやつやったんですけど、ものすごい便利が良いらしいんですよ。だから、粕屋町も保育園がたくさんありますよね。園庭で遊ぶことがないんですよ、この暑さで。だから、私は是非、この園庭に日除けのネットを付けてほしいって言う考えなんですけど、どんなふうですか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

町立幼稚園と保育所、各園において、既に一部分とかになったりするんですけども、日除けネットは設置して遊べる場所という所を作っている状況でございます。ただ、この猛暑、当然35℃っていうのを超えるような、今年は本当にすごい猛暑でありましたので、やっぱり熱中症警戒アラートとか、そういったものが発令されるといった形で、危険な場合につきましては、屋外ではなく、屋内のエアコンが利いた涼しい部屋で過ごすのが一番の対策じゃないかとは考えております。

ただ一方、外遊び、こちらのほうも園児の成長に絶対欠かせないものだと考えて

おります。認可保育所全て共通してるところでもあるんですけども、園長会でも、こういった活動してますかという話を聞いたことがありますので、共通してるところはあるんですけども。やはり早朝の時間帯、まだ暑さが少し落ち着いてるような状態のとき、そういった時間に行って、更に時間等も制限をして熱中症対策っていうのを講じながら、各園で工夫をしながら、園庭で遊ぶことを行っているという形で聞いております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

園庭で、外で遊ばせんっちゅうのはいいんですけどね。狭いんですよ、日陰も狭いし。ただ言うように、もう少し外へ出して子どもを遊ばせんと。クーラーが利いた部屋の中でじっとして遊んでるんですよ。それがもう何日も何日も続いているんですよ。外へ出られんから。シートしようところ行ったら、私、実際行ったんですよ。結構涼しいんですよ。結構大きいから。だから、その2m3mぐらいじゃなくて結構広いんですよ。これから向こうぐらいですよ。これくらいの日除けシートなんですよ。それも手動でするやつですから、3mぐらいの幅でスーッと持って行って、直すときスーッと引っ込めるんですよ。そっちにポールが立っているんですよ。それと軒下からずっとなってるんですけどね。それをしてその下で遊んでるんです。その中、風が結構あって涼しいんですよ。私もこれはいいなと思ったもんだから。雷山の保育園でちょっと見てきたんですけどね。だから小さい中で、結局その今暑さ対策で、部屋の中でクーラー利いた所でっていうと、子どもがどんどんどんどんそげんなってしまってるんです、今。ちっちゃい子どもも。

この前ラジオの中で言いよったけど、ハウステンボスに行った時に、3歳ぐらいの子どもが、タブレットですかね、あんなんで料理の注文から全てやったらしいんですよ。おばあちゃんがびっくりしてから、自分がしきらんとやけど、その3歳ぐらいの子どもがしたっちゅうて。今、デジタル化って言うからそげんなつとるかもしれんけど、家の中でやっぱすると結局そんな遊びが多いんですよ。ゲーム機じゃなくても、そんなタブレットとかも、小学生からタブレット入つとるからしょうがなかろうけど。その前に目がどんどん悪うなりよるっちゅうこともありますけど、ただ、やはり子どもは、私は外で遊ばせるべきと思うんですよ。少々暑かっても今言うように、むちゃくちゃな猛暑やないんですよ。日除けシートすれば、そんなにないんです、あれは。横風が行くんです、結構。

だから、家の中で育てるのいいかもしれんけど、今から先の子どもは、やはり自然の中で育てんと。なんもかんも過保護になってしましようとなすね、今見れば。

あれいかん、これいかんって言うから。もう少しやっぱり外で育てるようなことを考えて、できたら是非、私はこのシートを大きいとを付けてほしいんですけど、どんなふうですか。町長のほう聞きたいんですけど。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょうど3mほど高い所に、テントを手動式で持ってる。これテレビ番組でも、紹介は何回かあってました。多分、ゆりの樹さんですかね、のグループの私立認定保育園だったと思います。幼稚園ですかね。ただ、やっぱり数千万掛かったみたいですね、金額的には。ですから、これは確かに財政的な面もありますし、これまたメンテナンスの必要もあります。暑い時期はずっとありますけれども、熱中症警戒アラートで、例えばクーリングシェルターが要る、大人に対してもクーリングシェルターが要るような、この夏のとんでもない記録的な猛暑でしたので、今の時期は幾らそのテントがあるといえ、やはり外で遊ぶのは危険だろうと思います。ただ、それがなくなれば、通常の、例えばもう9月以降になったら、園児は外にどんどん出て遊ぶようなことになりますので、健康に害が及ぶようなことまではならないと思います。今の段階では。ただ、議員おっしゃるようにテント地の屋根のことについては、また担当課のほうでも調査させていただきます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

確かにお金が掛かると思うんですけどね。箱物ばかり作るのもいいけど、飽くまでも私は、子どもたちの将来のことを思うと、もう少し自然の中で育てたいんですよね。特に何でかという、私ひ孫おるんですけど、見よったら家の中ばかり遊ぶんですよ、やっぱり。親がそげんするから。そうすると必ず携帯扱うんですよ。そんなばかりでほかのことせんとですね、あんまり。どこ行ってもそう言われます。病院でもそうですよね。黙っとるかと思ったら、子どもが携帯を持つとるから黙って大人しいんですよね。それはデジタル化のあれかもしれんけど、私たちにしたら苦手な分野ですけども。

やはり、子どもをもう少しこう自然の中で育てて、自然に対応できるような子どもを育てたいのは、やっぱり今から先の子どもの育つための方針やないかと私思うんですよ。今言うようにもうなんもかんもいかん、これいかんこれいかん、一人この中入れて育てますとか、何したらいかん。教育方針もそうでしょうけど。なんいかんかんいかんって言われるから大変でしょうけど。

やはり、シートはその値段によって違うって、電動やったら高いそうなんですよ。手動やったらポール立てるだけやから、そんなに掛からんということやったんです、私調べてきたら。確かに2,000万掛かるとか言われるのは電動で、でっかいやつやったんですよ、見てきたら。ところが、それは故障が多過ぎらしいです。だから手動でしたほうが早いからって、そっちのほうが、便利が良いらしいんですよ。手動で先生たちがシューっと2本持って引っ込め出したりするんですよ。

だから、粕屋町の将来の子どもを、粕屋町の担っていく子どもたちですからね。もう少しその、私は手厚くっちゅうか、自然の中で育ててやりたいし、やっぱそんなことをしてやって、私は、それは見積り取ったら幾らか知らんけど、高いとからピンからキリがあるらしいですよ。だから、安くでできるはずなんですけどね。是非、そんなふうの日除けネットを作ってやって、子どもたちに外でできるだけ遊ばしてやりたいっちゅうのが私の考えなんです。だから、確かに町長がおっしゃるように、何千万掛かる言われるのは、もう今言ったように電動式のやつが高いらしいですよ、確かに。だから、是非、安いとこできるらしいですよ、安いとこ。何百万、200万か300万でできますよというような話を聞いてきたんですけど。その電動じゃなくて、手動式のどんなふうですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほども言いましたように調査をします。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

もうとにかく、私何回言うても同じですけど、とにかく日除けシートで子どもをなただけ外で遊ばしてやりたい。そしてやっぱり自然に強い子どもを育てたいのが、私たちの望みっていうか、私たちも結局後世に残してやりたいんですよ、私は。私たちも最後もうあんまり長くないからですね、あれやけど。やっぱり、今からの子どもっちゅうのは、自然がどげんなるか分からんからですよ。自然に慣れた体を作っていくよかんといかんし、是非お願いします。

それと、これは2問目ですけどね。前も言ったことあるんですが、スポーツ公園の砂場がありますよね。もう駄目って聞いたのは、もうはっきり聞いてますけど。ただ、粕屋町は市になろうという割には、外で遊ぶ場所無いんです、雨のときに。全然。こども館とか何とかいろいろ言われるけど、あそこ区域外は行かれんて言うし、いろいろありますよね。ただ、あそこの砂場は結構利用者が多いんですよ。テ

ントさえあれば雨の日でも遊べるんですよ、あそこの中で。だから、私はあそこにテント張ってくださいって、前も1回言ったことあるけど、駄目っていうことを聞いてますけど。どんなふうです。もう1回また同じこと言ってますけども。

◎議長（小池弘基君）

井手都市計画課長。

◎都市計画課長（井手正治君）

公園には砂場も含めて多くの屋外設置の遊具があります。そういった所は、天気の良い日に青空の開放感の中で遊ぶことを前提に配置しているところです。暑い日は、砂場にテントはありませんが、日陰になる東屋がございまして、また樹木の木陰もあります。そういった所で休憩をすることができます。特に先ほどお話が出てきましたが、夏場の高温時は、気象庁から熱中症アラートが出ましたら、やはり外出や運動を控えまして、室内の涼しい所で熱中症対策をしていただくことが必要だと思っております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

私、今その砂場のほうは、夏場と言ってるのではないんですよ。雨のときって言ってるんです。夏場じゃないんですよ。雨のときがあるから、雨の日でも遊べるようにテントを張ってくださいって言ってるんですよ。だから、熱中症うんぬんじゃないんですけど、どうですか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

雨の日のテントという御質問でございますが、実際、テント設置につきましては、強風による倒壊、これが非常に懸念されるものであります。公園等については管理人がいない状況でもありますので、利用者の安全性を考えますと、そういう場合は、非常に危険があると見込まれております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

さっき遊具の所で、私は砂場だけのことを言ってるんですよ。遊具全体のとき言っていないですよ。砂場の上だけをテント掛けてくださいって言ってるんですよ。だけど、さっき言わしやった言うようやったら、いっぱいテントあるじゃないですか。たった1か所作ってそげん危険ですか。いろんなとこにテント張ってます

よね、まだ。いや、粕屋町だけじゃなくてよそでも。私が言ってる粕屋町はどこも張っとらんけど、砂場の上に張ってくださいって言ってるんですよ。さっきの課長は、遊具の上とか言われたけど、遊ぶところは誰も張ってくれて言っとらんですよ。私、砂場の上だけをしてくださいって頼んでるんです。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

ですので、先ほどちょっと申し上げましたように、公園自体の中に、管理人、人が常駐してない状況であります。そういう際に、ちょっとした強風等によってテントが剥がれたり、倒壊するとか、そういうことによって、利用者の方に危険が及ぶ可能性もありますので、非常にちょっと、砂場の上等にテントを設置するのは難しいのではないかと考えています。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

少々の風で飛ばんように張るでしょう。テント作るときに。ただぼんと乗せるわけないんじゃないから。それなりの風と風力やら計算してテント張るやないですか。自衛隊なんか全部しようじゃないですか、あげんして。あれ杭打つとるだけですよ。だからちゃんと止めていけばですよ、少々の台風が来たって飛びやせんとですよ、あれ。

◎議長（小池弘基君）

田代都市政策部長。

◎都市政策部長（田代久嗣君）

おっしゃいますとおり、非常に頑丈な基礎等を作って、なおかつ台風のときには、テントをたたむ。そういうことができれば、それは非常に設置っていうのは見込まれるかもしれませんが、通常の管理から申しますと、なかなか、それじゃ、そういう規模のテントについて、台風の時1回1回片付けたりとかというのは、なかなかちょっと難しいところもあると思います。またやはり、大規模な、そういう議員がおっしゃるようなテントになりますと、費用的なところもかなり多く見込まれるのではないかと思いますので、費用等については、一応調査はしてみたいとは考えます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

大規模でも何でもないやないですか。それ何十メートルもあるわけでもないし。ただ、遊びよう人がいつも言うのは、雨降ったら遊び来られんから、何となくここにシート、テント掛けてくださいって前の時もそれ言われたから、私質問したんですよ。前の時もそんな同じこと言うて、断られて知ってますよ。だけど、今度また言われたから、また言ってるんですよ。少し変えていかんとですな。そげんって言うて駄目やから駄目やから、何もせんやったらずっとならんやないですか。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

調査しますということでしたので。

◎12番（久我純治君）

だから、もう少し前向きで考えてほしいんです、私いつも言うけど。そうせんと駄目やけんってそれで、はいそうですかちゅうてやめるわけいかんとですよ。粕屋町がある間、福岡市になろうかという、人間でおって、砂場の雨が降るときも遊ばれんごた砂場しかないような、そんなおかしいんですよ、私は。もう少し。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

久我議員いろいろお調べになったと思いますが、福岡県内、若しくはこの近郊で、砂場にテントがあるようなところはどちらかありますか。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

もう逆に屋内にあるところあるんですよ。屋内の砂場を作ってあるところあるんですけど。私はせつかくあそこ砂場があって公園があるから、あそこにシートを掛けてくださいっていう人が多いから言ってるんですよ。家の中の砂場はありますよ、何箇所か。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

もちろんそれはあると思います。ただ、やはり砂場というのは屋外にある砂場というのは、やはり太陽の下で、さらさらした砂を子どもたちが触りながら、いろんな動物の形とかいろんなを作って遊ぶ。それが砂場を作る大きな目的だろうと思うんですね。ですから、仮にテントがあったとしても、熱中症警戒アラートが出ている最中に、外にまず家から出て、そして砂場であっても、風通しは日陰になって

風通しが良いかもしれませんが、周りの気温非常に高いですね。そういったことを想定するときに、やっぱりしないほうがいいと。通常の間中期と言いましょか、真夏じゃないときに、十分太陽の下で、先ほど言われるように太陽の下で自然に遊ぶのが良いというふうな御持論もお持ちですので、それは十分に機能するのではなからうかと思えます。私の知ってる限り、屋外の砂場でテントがあるようなのは、ちょっと私は知り得ないですね。それとまた、先ほど言われましたように、イベントとかテントがあって大丈夫じゃないか。それは台風、強風のときにはもう全部片づけてしてありますので、そういった状況はあることは御認識いただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

言われることはよく分かるんですよね。ただ私が言うのは、雨の日に砂場で遊べるようにしてほしいというだけなんですよ。天気はもう猛暑がどうのこうのうんぬんじゃないんですよ。雨が降るときに遊ぶ所が無いから、砂場を何とかしてくださいということを、要望が何件もあったから、私は質問してるんですよね。だから、熱中症になるようなときは砂場で遊ばんですよね、子どもも親も行かんから。ただ、雨の日やらが外で遊ばすところないから、あそこ砂場を何とか使いたいからいうことで、たまたま私が何回か行ったら、何回も言われたから質問してるんですよ。結局あそこで遊ばせる親子って大体決まった人に来てるんで、いつも。その人たちの要望が、雨の日来られんから何とかならんとですかっちゅうことで言われるから、確かにサンレイクとかいろいろ行けばあるんですけど、できればあそこに雨の日のためのテントを掛けてくださいという質問なんです。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

なかなかその御質問には的確にお答えできませんが、雨の日に砂場に行かれますか。いや、私自身の長い経験で、雨の日はなかなか外には行けないと思うんですよね。要望があったというのは事実でしょうから、そういう御意見は賜って調査はしますが、例えば雨の日、非常に湿度は高いですね。そしたら砂もべちょべちょになる。雨がかからなくても、やっぱり湿気でなかなか思うようにさらさらした砂は無いと思えますので、そういった中に、雨の日に砂場に本当に行かれる方がどれだけおるのかっていうのは、ちょっとなかなか私も補足できないんですが。通常、砂場というのは、さんさんとふり注ぐ太陽の中で、砂遊びをするというのが基本的な

設計デザインだろうと思うんですね。そういったことはございます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

私と感覚が違おうとでしょうけど。私は土砂降りの雨の中で行けっちゅうわけやないんですよ。雨がぱらぱら降ったら外で遊べんから砂場で遊びたいっていう人がおるから、できたら雨のときでもあそこで遊ばれるようにしてくださいっちゅう質問なんですよ。さっきから言われた駄目駄目って言われること分かってます、最初から。分かってますけど、言われたことをやっぱりせないかんから私も質問してますけどね。できるもんならやっぱ TENT を付けてやりたい。そして、やっぱ何人かでもあそこで遊ばしてやりたい。その気持ちなんですよ、私は。誰も土砂降りるときに、雨ん中あそこで遊ぶバカおらんですよ、確かに。だから私が言うのは、雨の日でも小雨の時でもいいから、あそこ遊べるような所、遊具とか関係なく、あその砂場の上だけでも TENT 掛けられんですかっていう要望があったから、この前の時もそうやって断られとるけど、また言うたのが今日の質問なんです。だから、できれば私は自然の中で子ども遊ばせてやりたい。

私、25年ぐらい前からビオトープとか、結局プレイパークとか、それで議員なって入ってきたんですけどね、一つは。ぼた山にプレイパークをと。いろんな考えで入ってきたんですけど、ぼた山もまるっきり変わらんから、夢も全然途中で頓挫してしまいましたけど。ビオトープは、あその西小学校の中に池を作った、あれが唯一私たちの遺産なんですよね。だから、私はやっぱり子どもっちゅうのは自然の中で体験しながら育てたい。火の熱さとか、危険さとかナイフとか持たして遊ばせる。昔の遊びを知らんとですね、今。実際私たちがいる公園でべっこう飴作りさせたことあるんですよ。そしたら、七輪の中に火の中に手を入れようとした子どもがおったんですよ。そしたら、その子どもは火を見たことがないんですよね、オール電化で。私はびっくりしたんですよ。それがやっぱりプレイパークの始まりなんですけどね。

だから、子どもはなるだけ外で、いろんな経験させながら育ててやりたいという私の願いなんです、一つ。昔からの。ただ、今言うように、ぼた山は頓挫してしまいましたけど、どうにかならんかって今でも思ってますけど。どうにもならんってしょうがないであれですけど。ただ、今からの子どもっちゅうのは、なるだけ体験をさせながら自然の中で育ててほしい。私の願いです。ただこの質問、最初からもう断られて、よおと分かっておりましたから、返事はもう分かっておりましたけど、一応質問させてもらいました。

どうもありがとうございました。

(12番 久我純治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩といたします。

再開を13時40分といたします。

(休憩 午後 1 時30分)

(再開 午後 1 時40分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号 3 番、杉野公彦議員。

(3 番 杉野公彦君 登壇)

◎ 3 番（杉野公彦君）

議席番号 3 番、杉野公彦です。通告書に従いまして一般質問を行います。

今回は、前回 3 月議会の際に質問いたしました、一般廃棄物収集運搬許可に対する町の方針について、それからふれあい農園の運営状況及び今後の方針について、それと、市制移行に関する町民への説明について、以上 3 問、質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、一つ目の項目、一般廃棄物の収集運搬許可についてなんですが、3 月議会の際にこれ質問した際、事業系一般廃棄物等については、排出業者と収集運搬業者のとの間における契約の状況であるとか、収集委託金額の決定方法について、町では把握していないという回答がありました。それを踏まえて、町長から「調査します。」という旨の答弁を頂いております。その質問から半年がたちまして、調査の時間も十分に取れておるであろうと思いますので、まずその調査結果について具体的に答弁のほういただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

調査結果をお伝えします。契約の内容につきましては、月々の収集するごみ袋の個数や収集回数に基づいた基本料金と、追加の袋や追加の収集の有無に基づいた追加料金から見積りをし、契約をされています。契約金額の決定は、排出事業者と収集事業者の双方により協議に基づいて決定されており、町は関与しておりません。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎ 3 番（杉野公彦君）

一応、価格決定の方法は、個数、回数ですね。それによって基本料金が決まって、追加料金がそれに増える分とかに際して発生しますよと。内容については、業者間の協議ですという、これ前回聞いた内容とほぼ一緒ですね。その調査結果ですね。

では、具体的に聞きますが、実際そういう事業系のごみ、収集運搬業者と相対で契約をされてある業者が、町内何社ほどあるんでしょうか。それから、当然これ臨時ごみについてもそういった同等な扱いになると思うんですね、粗大ごみを除けば。粗大ごみはシールなんで、それ以外のものについては、そういった収集運搬をされると思うんです。それぞれ業者が契約をしていると思うんで。その具体的な業者数とその収集量、それに発生する委託料がどれぐらい発生しているか。そこについてお答え願えますか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

委託料については各業者が契約していますので、委託料っていうのは町には発生してなく、各業者のほうに契約しているところでありまして。事業系と一般廃棄物は、一緒に処理場のほうに持って行ってありますので、総量のほうは把握しているんですけど、事業系がどれだけっていうのは、把握はしていない状況であります。あと、契約数についてはちょっと調べてるんですけど、企業のほうの情報になりますので、答弁のほうは控えさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

許可を独占して2社に与えておいてですよ、収集してるわけじゃないですか。それで、業者の収集のいわゆる総量的なものが間に合ってますという答弁を頂いてますよね。何をエビデンスにその話をされてるんですか。そこが分からなくて、その収集のやり方とか料金とかが正しいとか正しくないとか、適正だとか適正じゃないとかっていう話が、まずできないと思うんですよ。今言われた個数と回数で基本料金が決まるのであれば、そこはまず分かるはずですね。その月別の回数に追加料金が発生しているということであれば、追加料金でプラス分の差分が出るはずですから、要は分かるはず。計算すれば。概略ですよ。袋数で分かると思うんですが。今の話であると、前回聞いたのと一緒なんですよ。町は関与しません。もうそれ自由競争です。自由にやらしてますんで、業者と相対で決めてください。僕は、それは間違ってるとは思わんですよ。やってもらっていいです、自由競争で。だった

ら、許可は全てに出さないと。町内のそういった能力があると思われる業者には全てに出さないと、理由、つじつまが合わないじゃないですか。何故にこの2社で事が足りてるっていう判断がそこでできるんですか。今聞く限りではエビデンス何も無いですよ。いかがですか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

この業者には、昭和45年の12月から約45年間、業務を委託しております。この間ごみの収集量は3倍以上になってはいますが、既存の業者で、今現在適正かつ安定的に処理の体制は整っております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

大変申し訳ありませんが、答えになってないです。以前からやってました、当然ですね。量が増えてきてます。でも、安定かつ確実に収集ができてます。それは飽くまで、家庭系一般廃棄物の委託の話だと思います。それと事業系廃棄物を、ごっちゃに話をするのはおかしいんじゃないですか。違いますかね。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

この量には、一般系と事業系の量が含まれております。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境課長に申し上げますけども、杉野議員のほうは根拠を示してほしいといった質問なんですけども、それは答えられますか。

では、杉野議員、もう一度具体的な質問を言ってください。

◎3番（杉野公彦君）

前回の質問の時に、いわゆる事業系一般廃棄物の収集運搬の状況が、町のほうでは把握できてないということだったんですよ。なので調査をしますという回答を頂いてるはずなんです。そうだと私は認識してますし、そのようにお伝えしたつもりです。それで、それを調べました。根拠は回数、回数、基本料金、追加料金、この話が今回新しく出てきた話です。前回は業者が相対して量に応じて決めてますよっていう話なんです。その具体的な状況が分からないから調査をしますということだったので、要は、何て言いますかね、町は関与しませんと。もう好きにやってもらってますって。もう許可を出してるんで、自由にやってもらっていいですよとい

うことであるならば、僕は、それはそれとして正しいことだとは思ってるんですよ。だけど、それに対して許可はこの2社にしか出さないよっていうことがおかしくないですかって言ってるんです。それを立証するに足りる説明がないと、おかしくないですかっていうことです。分かりますか、言ってる意味が。半年間、時間をとって調査をしていただいているはずなんですよ。さっき課長が言われた、やってきてますよとか、足りてますよっていう話のレベルは、飽くまで家庭系一般ごみの話だけじゃないですか。違いますか？

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

一般廃棄物の処理は、事業系も一般廃棄物も、二つとも足した分になっております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

それは総量の話ですよ。収集した総量の話はそうですよね。違いますか。合ってるんですか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

総量の話です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

本来であるならばですよ、一緒にこれ、収集を、現実僕も分かりますよ。一緒に収集してるというのは。時間差を設けて同じパッカーで回ってやってるっていうのは分かります。そのほうがそれは経済的合理性が確保できるからですよ。ここの、いわゆる収集運搬の追加料金とか幾ら収入があるか分かんないわけですね、これね。町としては把握してないわけでしょ。収集運搬業者がどれだけの収入をこれで得てるかっていうのは、把握してないっていうことですよ。極端な話を言うと、それだったら、原価計算のいわゆる仕様書を組むときの、原価計算書をちょっと今度公開してもらいます？開示を。何で僕はこんなこと言うかっていうと、このパッカー両方で使ってるんだったら原価計算の按分が必要です。そういうことまでやられていますか。同じものを両方で使っているんだから、コストを計算するときに

は、当然減価償却はそれぞれの事業に分類されるべきで、これによって別な収入を得てるんだったら、それに掛かる経費、パッカーの維持経費は割らないといけないですよ。そういうことまで、町としては家庭系一般収集の委託料算出の時、されてますかって。ここら辺が分かってないといけないはずなんです。でしょ？

でね、要はもうこれ正直言って、町は全く把握してないというのが分かりました。だから、家庭系ごみの一般廃棄物の収集運搬の話と、事業系とか遺品整理系とか臨時ごみっていうのは分けないと。筋通らないですよ、これ。なおかつ、前回の質問の後に僕のほうには古物回収業の方と、何でも屋さんとか、便利屋さんみたいなことされてある方お二人から、連絡ありました、直接。実情いろいろ聞きました。非常に不便で、なおかつ、その排出者、顧客に対して、別々の経費を多く払わせている。自分が持って行ったら済むものは、あえてまたそこで人に頼まないかん。一手間掛かる。これ住民サービスで言ったらマイナスなんです。顧客の第一次に立ってないんですよ、町民第一に。

だから、言うように、この許可案件、家庭系のごみは、飽くまで委託で町が発注で出してるんだから、それはそれとしてルールにのっとってやればいいわけですよ。でも、ここの部分に関しては、それとは除外して、自由競争の中でやらせるのが、これ原理原則として当たり前じゃないですかね。町長どうお考えですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町が関与してないということが、正にその実態を把握してないという御指摘と思いますが、業者のほうに、これは原課のほうにいろいろ尋ねましたら、委託してるその事業者、排出事業者の方の1軒1軒御意見を聞いたわけじゃないんですが、全体的には、今の収集業者で何ら過不足無いと。問題無いということはあるようでございます。1軒1軒は聞いていません。事業系ごみですよ。事業系のごみをですね。同じような契約事業者数ではあるようでございます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

同じような契約事業者数というのは、それぞれの業者ということですかね。それは当然そうでしょうね。元々許可を、町内きれいに分けて、恐らくそのルートに乗ってるとこしか収集されてないと思います。

とある業者の方が言われたのは、見積りが、本当は比較しないとけないんだけど、一社しかできないのでっていう話を聞きました。許可2社に出してるんですけ

ど、もうエリアで分けてあるんですね。当然そうですよ。経済合理性から言って、ルートが通常の一般家庭系ごみのルートのついでに回ってる形になるんでしょうから。当然そうはなるでしょうね。だから多分恐らくそういうことじゃないかなと思うんですが。

ちょっと確認です、そしたら。総務課長にお尋ねします。役場の庁舎のごみの回収に関して、特命随契だと思うんですよね、恐らく。特命随契でやってると思いますが、これに関しての見積り比較等を行われてますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

庁舎のごみ収集につきましては、収集エリアが定められておりますので、見積り比較等を行わず、特命随契を行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

では、道路環境整備課長にお尋ねします。許可については、エリア指定は行われているでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

エリア指定は行っておりません。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

そこにもう既に矛盾があるわけですよ。許可は全部出してるんだけど、うちはここしかしませんって、現実一社独占になってるじゃないですか。こういうところはやはり改めていかないと、公平公正というルールに基づかないんですよね、これ。もう民間の商取引については、原則自由競争であるべきです。これは飽くまで原則ですね。ただし、行政が関与する分に関しては、例えば、地場業者優先の法則がございますよね。当然地場企業さんを守らないと、地場経済を守るという観点もありますんで、僕は、地場に限定されるっていうのは全然オーケーだと思います。だけど、この既存の業者以外は許可しませんっていうのは、確かに廃掃法上は、町が必要と認めなければ出さなくていいってなってるんですけど、僕はこの法律そのもの

が、そもそもすごい矛盾をはらんでる法律だと思っててですね。これは国の話なんで、ここでどうこう論ずる話ではないんですが、許可しなくていいんでしょうけど、僕は、これは許可しないと。さっき町長は、不満は業者から無い、聞いてないよっておっしゃるんですけど。だって、ほかに選択肢が無いから不満も言いようもないし、金額も比較がしようがないじゃないですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私が言ったのは、例えば、積み残しとか依頼してもごみの収集が無いという不満は、無いと言いました。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

恐らく、事業される方ならそれは契約に基づいたことを履行するのは当たり前だろうと僕は思います。ということで、もうこれ以上議論してもこの問題しょうがないんで、最終的にもうこちらとしてのお尋ねをしたいと思いますが。現状、先ほど申しあげました家庭系ごみの収集運搬は委託なんです。だって、そういうことであるならば、事業系ごみとか遺品整理系ごみ、これって、もう別枠の許可として、原則、自由競争と。ここに限定の内容についての限定許可になると思いますが、そういう方式を採ったほうが良いと私は思いますが、これについてはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

家庭系一般廃棄物と事業系廃棄物等も含めた総量で、一般廃棄物収集運搬は本町の許可業者2社にて安定的に実施してきておりますので、このため別枠での許可は必要ないと考えております。

◎議長（小池弘基君）

吉村課長。

杉野議員の質問は、一般ごみと事業系ごみを分けて、事業系のところに許可を出すような考えがあるかといった質問だったと思いますけども、答えがちょっとかみ合わないんです。その辺もう一度。要は、じゃあ杉野議員、もう1回質問していただいていいですか。

◎3番（杉野公彦君）

前回の質問の時も私言いましたよね。福岡市って、遺品整理系ごみとか事業系ごみって別枠で許可出してますよねっていう話。何で、粕屋町でできないんですか。安定して収集運搬するうんぬんという話は、僕は、最大限尊重されるのは一般家庭系の収集運搬だと思ってます。そもそも企業は、自分で処理をするような責務が与えられてなかったですか。廃掃法の中で。その許可が、どうしても分けられないという法的根拠があるならば教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

分けられないという法的根拠は無いんですけど、基本的に、むやみに一般廃棄物収集運搬業者を増やすと、既存業者の健全な事業活動への影響を与え、一般廃棄物の適切な処理を継続的かつ安定的に行う上で支障となる恐れがあるため、新規の許可は行っておりません。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

でも実質、委託で全部出してますよね。家庭系ごみ、委託でしょ。1社当たり1,400数十万じゃなかったですか、年間。違いましたっけ、1億でしたっけ。1億でしたかね、桁が1個違いましたかね。なってるはずなんですよ。それを独占的にやっておいて、何かその健全なものが阻害されるっていうのは、だって今、事業系のごみの数量ですら把握してないでしょ。それによって幾ら儲かってるかっていう話もないわけですよ。何を根拠にそれを言うんですか。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

結局どんどん増えていくと、事業系のごみの収入は、それが分散されるということで、結局、今の業者には、影響があると思っております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

逆です。競争が進んで、業者がいっぱい参入してきてとなると、立ち行かなくなる業者が出てきます。基本的な安定収集、安定的な収集を持ってない業者から先に倒れていきます。恐らく、自由競争にして、最後に残るのは現行の2社です。普通、経済の原則から言ってそうじゃないですか。違いますか。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

これ以上多分言っても、もうこれ押し問答が続くだけなんで、もうこれは、今最後に申し上げたことがもう全てなんで、基本的に事業系、遺品整理系ごみと、これはもう別枠の許可とすべきです。このことを申し上げて、最初の質問を終わります。

続いて、ふれあい農園の運営状況及び今後の方針についてになります。今回、なぜこの質問するかと言いますと、ふれあい農園の利用者の方から御連絡がありまして、ちょっと話を聞いてくれと。農園が、この方は内橋の農園を使われてある方ですけど、道路工事で区画が少なくなった。少なくなって、道路の整備が終わる頃、きちっとできれば、工事の境ぐらいにあるところのエリアをもう1回、農地として整備して貸出しするよという話を聞いてた。でも今、全然進まないんだと。そうこうしていたら、その内橋の農園から移転した、原町に移転された方が結構多かったらしいんですけど、その原町農園も無くなってしまった。自分たちの楽しみのお場所が無くなりよるから、どうにかならんのかいってというようなお話があったんで、いろいろちょっと僕も調べてみると、正しくそのとおり、今回、補正予算とかで上がってましたんで、原町農園が無くなるんだねと。そういうことが聞いたんで、今現在の農園の状況です。利用状況。残った農園の中で、利用状況はどうなっているんだと。空き区画ってあるんでしょうかね。それとも待機者があるのか。待機があるんだったら何人ぐらいあるのか。一応まずその点についてお伺いします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

まず、ふれあい農園の利用状況でございますが、本年8月末の原町農園の閉園に伴いまして、希望される方に他農園の空き区画を御案内しております。そうしたところ、その原町農園自体は42区画でございますが、11名の方が希望されて、8月20日に他農園の区画を決定しております。42区画のうち11名がされてますので、残りの31名の方につきましては、新しく農園ができれば優先的に御案内するような形で考えております。

ふれあい農園の更新時期につきましては、毎年8月となっておりますので、今回の更新の有無を反映したところ、全188区画に対しまして、空き区画は、戸原農園15㎡13区画、内橋農園15㎡4区画、仲原農園15㎡4区画の計21区画でございます。なお、空き区画につきましては、今年の10月下旬に抽選会を実施する予定でございます。

ます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

分かりました。原町を出ることになった方は、かなりの数の方が待っておられるということですね。そうですね、町自体は、このふれあい農園の設置目的ってというのはどう考えられていますか。そして、その目的ってというのは、現在十二分に達成をできてるとお考えなんでしょうか。その点をお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

ふれあい農園の設置目的でございますが、設置条例のほうに基づきまして、農業者以外の方が、野菜や花等を栽培して自然に触れ合うとともにコミュニティの場所を提供し、農業に対する理解を深めることを目的としております。ふれあい農園の利用状況につきましては、先ほども申しましたが、全区画の188区画に対しまして、空き区画が21区画でございます。利用率が約90%となっております。先ほども申しましたが、空き区画に対しましては、本年10月下旬に抽選会を実施することになっておりまして、利用率が上がることを考慮しますと、ふれあい農園の設置目的については十分に達成できていると考えております。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

総合計画では、このふれあい農園事業というのは、農業振興事業の中に分類されてます。恐らく住民が農業に触れ合う機会を広げる。これ確か事務事業評価シートにも記載があったと思うんですけど、それ以外に、僕が見る、飽くまで僕の感想ですが、利用者というのが、結構高齢の方が多いですね。ある意味これ、元気高齢者を生み出すような事業ですね。福祉的な意味合いを持った事業っていうことも捉えることができるんじゃないかなと思ってるんですよ。元気な高齢者を生み出して、健康保険であるとか、そういうところの医療費の高騰を抑えるだとかって、そういうところにも貢献はしているんじゃないかなあというふうには感じてはいるところで

では、町としてですよ、このふれあい農園を今後どう運営していく方針なのかということなんです。何でもこういう話をするかということ、事実、区画が少なくなった内橋の農園についても、もう開発の話が出てきてて、ここも廃止されるんじゃない

かっていう話がちらほら聞いてるんです。そうすると、ますます農園は少なくなっていくな。これ町としてはどうするんだ。農業振興事業として、非常に評価としては高いんだっていうようなニュアンスだと思うんです。であるならば、この農園事業、今後どうしていくかっていう町の方針をお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員が、いみじくも言われた、食と農のつながり以上の、このふれあい農園の効果はあります。正に健康寿命の延伸、そしてまた、高齢者の生きがいづくり、それに加えて、家族での様々な触れ合いの場をこういった農園、畑仕事を家族でみんなですて、家族の絆を深めたい。そういったふうな様々な効果があるという観点から、このふれあい農園事業は、やめるつもりは全くございません。なお以上に、どんどんその拡大していきたいと思いますが、正に粕屋町の今のこの都市化している現状の中で、そういった適地を見つけるのは、非常に困難ではございますが、逐次、適地を今探しておる状況です。そしてまた、そのような情報を収集するために、農区長会等につきましても、適地があれば紹介してくれということで、その地権者への交渉もどんどん積極的に行ってまいりたいと思います。ただ、制約があるのが、やはり農園、畑だけではなくて、例えば東屋とか駐車場、これが必要な場合には、農振農用地域には、これいっぱい粕屋町にございますが、そこは駄目なんです。だから、調整区域等ぐらいしか駄目ということで、市街化区域と調整区域、その2点で探しておる状況でございます。このふれあい農園につきましては、今後、なお一層拡大させる予定でございます。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ありがとうございます。非常に、今、力強いお言葉を頂いて、心配してある利用者の方も御安心されるんじゃないかなと思います。確かに農地がどんどん減っていく中で、この適地を見つけるのって相当難しいと思います。その中でも、所管課におかれましては、頑張って適地を見つけていただいて、利用希望されてある方の希望に添えていただきたいと思います。思っております。

続いて、次の質問に参ります。三つ目、市制移行に関する町民への説明についてです。昨日、案浦議員の質問でも出ておりましたが、7月7日の日曜日に、粕屋町議会とまちづくり団体かすや町を盛り上げる会の共催で、議会報告会・意見交換会の「“かたらんね”プレミアム」っていうのを実施しております。その中で、一部

のテーブルでは、市制をテーマに取上げております。議論の中で、参加していただいた町民の皆さんからですよ、市制に移行して何がどう変わるんですかと。メリットとかデメリットとか全然分かりませんっていう意見が結構聞かれたんですね。

そういうことで、町としては、今後市制を目指すという話にはなってるんですが、なかなか町民の皆さんに説明する機会なんかが今んとこないというふうに思っております。その必要もやっぱあるのかな、そういう意見が出ているっていうことを考えますと、そういう機会をやっぱり作るってことは、非常に大事なことじゃないかと思ってるんですね。この市制に関する町の方針、併せて今後そういったその具体的な計画があれば回答いただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

今言われました市制までの方針及び計画につきましては、令和5年5月に総務建設常任委員会でお示ししておりますけれども、市制までのロードマップ、これに基づきまして、人口の増加に応じた取組を行っております。しかしながら、ここ数年は、人口の伸びが鈍化しております、8月末、先月末現在で、4万8,847人ということで、4万9,000にも、届いてない状況でございます。そのため、現在につきましては、シティプロモーション事業に力を入れておりまして、粕屋町の認知度を高めて、人口増加する取組を推進しているところです。シティプロモーション事業の取組を進めた上で、ロードマップに基づいて、人口が4万9,000人を超えて、その後も人口が順調に伸びる状況が確認できる段階において、市になることのメリット・デメリットも含めた、情報提供を行っていきたいというふうに考えております。

なお、令和5年2月に町民意識調査を実施したんですけれども、その中で、市制への移行についてお尋ねしております。その市制の移行についてお尋ねした中で、市になることのメリットやデメリットというものを記載はしたことはありますけれども、もし、今後そういった情報提供を行う際は、全町民が見ることができる広報やホームページ、例えば特設サイトを作ったりだとか、そういったことも考えておりますが、そういった形でお示しをしていきたいというふうに考えております。

さらに、4万9,500人を目途に、タウンミーティングの開催など、積極的な説明の機会を設けていきたいというふうに考えておりまして、また最終的には、市制に移行した先行自治体と同様に、人口5万人達成が確実となった段階、要は、住基人口で5万人超えた辺り、その辺りで、全世帯を対象とした住民アンケートの実施、また、各種会議体といった辺りの設置などを行いたいというふうに考えておりま

す。今

御説明いたしましたように、今後、人口の到達状況に合わせまして、シティプロモーションの強化期間、あと住民への積極的な説明の期間、あと市制準備期間のそういった3段階、段階的に市制に向けた計画的な取組を実施していく予定としておりますけれども、令和6年度から、実はまちづくり出前講座に、市制についてというメニューを一つ追加しております。なので、説明の機会につきましては、一応そういった形で設けておりますので、そちらを御活用していただければなというふうには考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

ちなみに今、出前講座の話があったんですけど、出前講座ってどういう単位で開催されます。要は、希望されればどういう団体でもできるのか。自治会に限るのか。その辺はいかがですか。そうか、協まちだね。いいです。分かりました。いいですか。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

失礼しました。それ協まちですね、担当がね。是非、これ希望者にやってほしいんですよ。自治会じゃなくて。今回、私たちも「“かたらんね”プレミアム」を実施するに当たって、議会報告会というのを以前もやってるんですね、私が議員になる前ですけど。一参加者として、僕参加したことがありますけど。そこに参加してた人って大体、職員か行政区の自治会関係者がほとんどだったという記憶しかないんですよ。今回「“かたらんね”プレミアム」をやった時には、はっきり言って議員が全員それぞれで声掛けして、僕も数百人声掛けして、それでもまあ41人しか集まらなかったんですけど、結論はね。でも41人でも集まって話ができ、すごい濃密な、時間が足りないぐらい、時間をこちらが指定して止めても止まらないぐらいの熱量での話があったんですね。これ考えると、やっぱりそういう意識の高い系って言ったら、ちょっと語弊がありますが、やりたい、話聞きたいっていう人には、是非、その出前講座を実施してほしいんですよ。ちなみに言うと、議会も今、前回の議会広報に載せましたけど、5人以上集まったら議会が出前でいきますよと、意見交換会。ということを実施してますので、是非それと同じような歩調を合わせていただいて、町のほうもどンドン出ていっていただきたいなというふうに思いま

す。

それからあと、シティプロモーションの話がちょっと出たんですけど、シティプロモーション、僕は市制に移行に関しての取組というよりかは、市制に向かうための定住人口を呼び込むとか、関係人口を増やすとか、ふるさと納税とか、企業誘致を目的とするものじゃないかなと僕は思ってます。なので、シティプロモーションってどっちかって僕は外向きだなと思ってて。じゃなくて、内向きの、実際今住んでる人たちに、今の町がこう変わるよっていうところ。町の良さってというのは、住んでる方はある程度、分かってない方も、それこそ通勤で寝に帰ってるだけっていう人たちも多いですから、そういう人たちには、一定のシティプロモーションは、効果があるのかなあと思うんですが。

そういうこともあって、やはり、タウンミーティングの話が出たんですけど、どんだんどうんどうんそういう回数を増やしていただきたいと思います。そこに、できるだけ職員の方がまた関わっていただきたいな。ちなみに言うと「“かたらんね”プレミアム」に関しては、職員にもお声掛けはしましたが、残念なことに参加者は1名もいなかったですね。議会局職員だけしかいなかったんで、非常にちょっとそこは残念だったです。あの熱量を一般の職員に私は感じていただきたかったなあと思ってます。

ですので、どうしても行政側が何かやるときには、どうしても自治会っていうのが中心に、お話が出てくるんですけど、今現在自治会活動になかなか積極的でない方も多いと思いますんで、そういった方も対象に、広くいろんな声を聞くっていうことがすごく大事だと思いますから、積極的にそういった活動をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、私も全く賛成でございます。確かに行政区単位だと、ただ行政区長さんが人間を寄せられたりとか、そういった苦勞が先に来て、なかなか前に進められないところがあります。正直言って、それが非常に大きな問題点であるんですが、やはり意識が高い人、行政の話を知りたい、要するに物申したいという方々がやはり基礎的にはおられますので、そういった方々のグループがあって、要望があれば行くと。これは逆にシティプロモーションの一環であろうと思うんですね。外向きであり内向きであると。どちらも両面的な動きの中での一つの活動だろうと思いますので、これは取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

そうですね。市制の移行というのは、未来がすごく明るく見えるんですけど、その実、裏にはいろんなことがあったりとか、行政ならではの難しい問題もいろいろある、実際のところはですね。その辺をつまびらかに、やっぱり町民の方に見ていただくというのは、すごく大事な機会だなと思います。是非、人口の関係は、これこそもう何とも言えないところなんですけど、いろんな施策を打ちながら、人口も増えていただいて、将来的に市制移行ができれば、よろしいかとは思いますが、そうでなくても、住民に開かれた行政という形で、更なる前進をしていただければなど思っております。それでは、以上をもちまして私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

（3番 杉野公彦君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今から休憩といたします。

再開を14時35分といたします。

（休憩 午後2時22分）

（再開 午後2時35分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

（11番 福永善之君 登壇）

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を始めます。

今定例会は2問、質問をいたします。6月の定例会で、私、貯蓄から投資へということで話させていただきました。今年の1月から新NISAという制度が始まりまして、恐らくかなりの人が投資を始められたというふうに、マスコミ報道で聞いております。8月の上旬にブラックマンデー、1930年のブラックマンデー以来の、以来か、上回ったか。株価の暴落ですね。約4,500円ぐらい株価が下がったということで、これで狼狽売りをされた方が、個人投資家、初めて当初始められた方が多かったらしいんですけど、狼狽売りを知ったということが、更に拍車をかけて株価が下落したということになっているようです。

私が申し上げたいのは、この投資というのは、長期間であれば、10年、15年、20年という感じでやれば、実際私はもうやってますので、やってなければ言えませ

んけど、やってれば長期間という視点であれば、経済というのは必ず人が生活してる分、必ず経済というのは上向いていくということは、もう歴史的に証明してますので、まず投資をやめられた方に対しては、非常に残念だということで私は考えております。積立投資というのは、放ったらかしっていう感じで考えていただいてしていただいたほうがいいのかないかなという感じで、前回の私の話の途中なんですけど、ちょっと一言申し上げます。

ではまず、指名競争入札についてということで質問をいたします。これは、私のこの4期目の議員活動の中で、何度となく、一般質問の題材として質問をしております。今回は、先の8月の臨時会で、執行部のほうから提案された議案について、焦点を当てて質問をします。今月の臨時議会で、工事請負契約の議案の提案がありました。町は7社を指名。そのうちの1社は、町が予定価格を応札前に事前公表しているにもかかわらず、予定価格以上の価格で応札しました。4社が予定価格で応札、2社が予定価格以内で応札。落札率は98.48%でした。結果的には議会で議決されて、そのまま、どうぞ予算執行してくださいよという感じでなっております。では、一つ目ですね。この入札に関し、町の見解はいかがでしょうか。お答えください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

この入札に関しましては、文教厚生常任委員会のほうでも御説明をさせていただいておりますが、結果に対しましては、予定価格超過っていうことの罰則等は、今現在、粕屋町のほうございませんので、応札された業者の意思表示の一つであり、結果の一つとして捉えております。ただ、しかしながら、様々な委員会でも御意見を頂き、担当所管でも検討や協議を行いました結果、今後は、入札の際に予定価格を超過する場合につきましては、辞退届を提出していただく旨の周知の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

過去にちょっと、話を戻しますね。昨年、23年の7月に臨時会があり、その中で議案65号という、これも工事請負契約ですね。ある小学校の工事請負契約が提案をされました。これも、議決をされております。ちょっと待ってくださいね。その中で、この議決案件に関しても、予定価格以上の応札が、1社発生しました。1年も

経たぬうちに、同じことが繰り返されたということについて、役場としてどう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

入札の結果につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後同じような事態が発生しないように、内部で検討や協議を行いまして、入札の際に予定価格を超過する場合につきましては、辞退届を提出していただく旨を徹底してまいりたいと思います。また、今回のように、同じ事業者が、再度、そのような予定価格を超過するような入札をされた場合につきましては、理由等をしっかり確認するような仕組みも現在検討のほうをしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

罰則という観点は無いのでしょうか。例えば、私自身、あなた自身が、自分の金で家を購入しますとなった場合、必ず相見積りを取ると言うんですよ。相見積りですね。値段が適正かどうか、どういう提案をしてくれるだろうとかかですね。いろいろな観点の中で、相見積りを取って、この業者にしようということなると思うんですよね。その中で、今回の件は、発注者である町のほうが業者を指名しておりますよね。予定価格まで、もうこの金額が予定価格ですよというふうに伝えてますよね。それにもかかわらず、予定価格以上の額で応札するというその感覚。もし、自分の家だったら、どう思いますかということなんです。自分の金で全額、家を購入するときに、予定価格以上の額で応札したっていう業者があった場合に、どう扱いますかということですよ。私だったら、もうその業者、今後一切ありませんねっていう話になりますよ。違いますか。人の金、みんなから集めた金だから予定価格を公表しているにもかかわらず、予定価格以上の額で応札してくるといふ。応札してきても、何もその発注者として罰則も無いということが、常識的にあり得るのか。これを自分に例えたら、自分はどう行動するだろうかというところをやっぱり考えないといけないと思うんですよね。この罰則について、いかがお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

罰則につきましては、先ほど申し上げました。今、検討や協議を行っていく中で、罰則につきましても、罰則と言いますか、指名を停止するとか、指名を回避するとかいう形の基準を設けるなどの検討は行っております。自分に置き換えたらっていう場合についてでございますが、結果としましては、予定価格以上の入札をされたことによりまして、町の入札の失格というような形で公表されておりますので、公表に対するそのペナルティと言いますか、失格を受けてるっていうのは、一般的に公表されてる状況にはなっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

では、次の質問にまいります。

地場産業育成の観点から、地場企業を優先して指名するという、この町の見解がありますよね。町の見解を教えてもらってよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

町の見解と申しますか、「粕屋町建設工事等競争入札参加者指名基準要綱」に基づきまして、地場業者育成の観点から指名を行っております。また、地元業者への発注となれば、地域での雇用の確保及び地域経済の活性化にも寄与するものと考えております。また、日頃から地元事業者に発注することによりまして、災害時の早急対応等にもつながるものと考えられ、地場業者育成の観点につきましては、今後とも継続していくものが必要であると考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今、建設工事に関しましては、金額の大きいやつですよ。ジョイントベンチャー方式で、親と子という感じでなされてますよね。親がAランク、子に関しましてがB、Cランク。DまであるんですけどB、Cランクを今選ばれてますよね。町としては、育成という観点で、どちらをAランクの業者を育成したいのか。それともB、Cランクの業者を育成したいのかっていう考えはあるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

厳密に申し上げますと、親がAAランクになります。AAランク、Aランク、Bランク、Cランクと、地場の業者どちらにも属してありますので、基本的にはランクによって地場業者の育成の基準というのは、意識して指名っていうのは行ってないものと考えております。飽くまで、ランクに限ったことではなく、地場業者を育成する観点を持って指名を検討するというような考えを持っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

民間企業であれば、私が、まだ議員になる前に、民間で働いていた時、こういう要するに建設ですよ。建設の中での話だったんですけど、会社の総売上げに占める公共の部分。公と民間の部分で、例えば、公共の部分に余りにも偏って、例えば70%とか偏っていると、あなたの会社危ないよっていう感じで、私たちはもう聞いてたんですよ。言われてました。だから、なるべく公に依存しないように、民間で、自分たちで仕事を取ってくるという方向に持っていきなさいというふうに、私はその時に教えられていました。これ必要なことだと思うんですけど、町としてやっぱり、これ指名してますよね。指名しているのであれば、やはり、その会社が公共の公の部分に売上げを依存させないような仕組みを作らないといけないと思うんですよ。

だから、町の中にもいろいろな業者いらっしゃいます。その中で、毎回のごとく同じような業者だけを選別するのではなくて、今回はあなたたちを選別しますよと。ただし、あなたたち自ら、今後、町にあまり依存しないように自立してくださいよというようなメッセージで伝えて、指名した業者が、例えば売上げが半々になったら、公共と民間で半々になったら、じゃあ次はもう違う業者を育成していこうとか、そういう考えが必要じゃないかなというふうに私は思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

御自身の経験で公共に依存しないっていうことを経験されてあるかと思いますが、町のほうが公共に依存しないようなことを考えてくれっていうのはなかなか難しいことではないかと考えております。ただ、当然地場優先ですので、地場にはいろんな事業者さんがいらっしゃいますので、指名の際に、公平に、指名については

今後行ってまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

まだ指名登録の業者さん、かなりいらっしゃいますよね。町に登録されてる、です。その中で、昨年度からいろいろな学校関係、サンレイク、ドームとか、同じ日に入札日を指定して、例えば三つの工事案件に関して、ほぼ同じ業者を選んでいったという、そういういきさつもあるんですよね。やはり、そのような基準を設けないと、町に依存するなぐらいの基準を設けないと、指名に預からない、指名の登録をされてる業者さんたちからすると、かなり不公平感が見えるんですよね。

だから、それはやっぱり発注者として、町民の税金を預かって、ただ単に、皆さんというのは、それを総務的な立場で選んで使っていくということなので、やはり、そのぐらいの地場産業の育成という観点ということをやっているのであれば、やはり、今まで指名の恩恵に預かれない人たちに対してもチャンスを与えていくっていう。そういう感覚が必要じゃないかなっていうふうに私は思いますが、もう一度よろしいですか、総務課長。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

確かに、おっしゃられる登録されてある事業者さんに指名を広げていくというのは大事なことかと思えます。粕屋町におきましては、今現在、指名競争入札も行ってありますが、半数以上は一般競争入札も導入しておりますので、指名が無い事業者の方につきましては、一般競争入札のほうに手を挙げていただくとかいう形で入札のほうに参加していただく方法があるのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

いえいえ、これはえこひいきの話ではないんですよ。指名は、飽くまでも発注者である町のほうが指名しますよね。だから、今の話であるならば、指名しないでこれも一般にしましょうという話で通りませんか。私が言ってるのは、同じ業者だけではありませんよと。わざわざ粕屋町の指名入札の中に登録をされてる業者さんがいっぱいまだいらっしゃいますよと。その人たちを育成しないでいいんですか、と

ということです。同じ人たちがばかりを育成するではなくて、もう育成して、その方たちが、先ほど申したように公共と民間の割合が50-50になったのであれば、まだ売上げがそこまで立っていない、町の恩恵を受けてない方たちにチャンスを与えたらどうですかということ言ってるんです。だから、一般で応札すればいいんですかということではない。指名のやつはかなり金額が高いんですよ。億単位ですよ。だから、分かりませんか。そういうところをやっぱり、どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

指名の話でございますけども、まず一般競争入札、指名競争入札、それぞれメリット・デメリットがありまして、私ども3月議会でも御答弁いたしましたけども、一般競争入札の比率が大変高うございます。その中でもやはり、指名の優位性があるものについては、指名競争入札という手法をとっておりまして、その中で、先ほどから申しておりますような地場優先というふうなことも一つ要素として入れておりますけども、それだけではなく、やはり入札案件に対してどのような事業者が適当なのか。能力、資格を有するのか。そういうふうな観点、様々な観点を検討いたしまして指名を行っているような状況でして、必ず地場業者だけを指名してるという状態ではございません。

それと、先ほどから申されてます業者の方が、50%以上の5割を越すような公共依存があればいかがかかっていうふうなことでございますけども、そういうふうな部分について、なかなか私どもとして把握ができかねるような部分もございます。それに、飽くまでもやはり、公共の部分、民間の方につきましては、そういうふうな自分の経営理念を持ちながら、経営母体、経営を安定するためにいろいろな手法を考えられて、やっておられると思いますので、そこまで町として関わるべきかどうかというのは、難しいのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

発注者側としての同じような業者だけではないってところを、行動によって見せていくべきではないかなというふうに私は思います。

では次、予定価格、予定価格ですね。事後公表している自治体もありますが、粕屋町は事前公表を続けておりますが、町の見解としてどう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

予定価格の事前公表についてでございますが、今回御質問をいただきまして、近隣自治体等の調査も行っております。また、県内自治体の約8割が事前公表を行っております。粕屋町だけが特別に事前公表をしているというわけではございません。事前公表を行うことによりまして、入札の透明性の確保、予定価格の漏えいの防止、複数回の入札が無くなることによる発注者の事務軽減や、逆に言います入札参加者の負担軽減等の効果があるものと考えておりまして、今後も予定価格の事前公表については、必要なことではないかと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今、予定価格、事前公表することによるメリットのお話をされましたね。ただ、予定価格を事前公表することに対するデメリットもあるんですよね。やっぱり、時代はもう変化している。変化ですよ。時間は進みますね。これは、総務省が通達で地方自治体に出してますね。予定価格の事前公表については、適正な競争が行われにくくなること。談合が一層容易に行われる可能性があることなどの弊害が生じる可能性がある。そのような、そういう疑いが持たれるようなやり方で、何か不都合があった場合は、やはり自治体として検討していくべきではないかというふうな通達が流れておりますが。この通達は御存じでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

本日資料としては、お持ちはしておりませんが、内容のほうは確認したことはございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

先ほど、事前公表によるメリットの話されましたね。私は、今回の8月の臨時会で行われた入札に関して、町が7社指名をかけました。そのうちの4社が、予定価格で応札をされた。常識的に考えてですよ。常識的に考えて、あとの1社、予定価格よりも高い金額で応札された1社。この1社に関しては、町の恐らくだけど、

原課いわく、消費税を上乗せした額で応札されたんじゃないかと。ぴったり合うんですよ。ということは、7社指名した中で、5社が予定価格で応札をかけた。有り得ますかね。常識的に考えて。町が出した価格、業者が5社もですよ。同じ価格で応札するっていう。もう正直、奇跡的な確率ではないんでしょうか。これを何ていうか、適正と見るのかっていうところが、私が質問したいところなんですけど。これは適正なんでしょうか。7社指名した中で、5社が町が設定した事前公表した予定価格で応札してくるとい、この入札の在り方は適正なんでしょうか。いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

適正か適正じゃないかと言われますと、結果として、先ほど答弁させていただきましたが、結果として受け止めておりますので、適正かと思っております。また、予定価格での入札につきましては、文教厚生常任委員会の時にも御説明をさせていただきましたが、本来、積算した場合は、予定価格を上回るような金額になるけど、予定価格の金額までだったら、自社も入札ができるっていう形で入札いただいたケースもあるのではないかと考えております。結果としましては、それよりも低い事業者さんが落札をされてありますので、結果としては適正に受け止めるものと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

予定価格で応札をかけられた事業者に対してが、本当は予定価格以上の価格なんだけど、予定価格で応札されたと思われされます、思われますって言われましたが、それは業者と確認されたんですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

直接確認等は行っておりませんが、入札の際に必ず内訳書を同時に提出していただいておりますので、そちらの入札書の内容等を確認した結果でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

その内訳書は、予定価格よりも高かったけど、業者は予定価格で応札したという意味で捉えてよろしいのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

内訳書につきましては、入札書と金額を合わせるようになっておりますけど、その内訳書を見る限りでは、事業者さんによっていろいろ工数を増やしたり減らしたりというような形で、いろいろこう努力されてある姿っていうのを読み取ることが内訳書のほうからできますので、そういうこともあるのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

何か、すごく何か業者寄りの発言やなと思いますけど。町が予定価格を出して業者が応札をかける、その内訳書を見て、すごく努力している。私には全く理解できないその内容なんですけど。それを適正と言われるのであれば、私の見解とは全く真逆ですけど、そういう方針なんでしょう。町としてはですね。じゃ、これ最後にまとめますね。指名競争入札においては、これは、透明性、公平性、それから経済性が求められます。地場産業の育成とうたうならば、指名業者に対し、やはり、後々は自分たちで自立してくださいよ。ぐらいのことを、体力を付けてください、経営基盤が乗るように体力付けてください。ぐらいのそういうところを求めていけないんじゃないかなということ、私は進言します。この質問を終わりますね。

続きまして、2問目ですね。私、海外に6年間住んでました。旅行じゃないです。旅行と、実際に海外に移住するっていうことは全く違います。その移住した中で、当時はまだ20代で、もう正直、日本という国がまだ全く分からなかったような状況ですね。ただ、その当時は、すごくアメリカから下の国、下に行くほど日本製品、テレビとかソニー製品とか、日産の車とか、ものすごく日本人に対するリスペクトというか、ものすごくありました。そういう国を相当転々としながら、私は、6年間移住していたということです。

その中で、まだ若かったので、全然病気とか病院に行くこと、全くなかったんですよ。病院に行くことが全くなかった。ただ、私は外国のほうで子どもを産みま

した。子どもを授かった時に、やはり子どもってというのはこんなに病気するんだっていうところが、初めてその時分かって、病院に連れていかないといけないんですよ。私が移住した国というのは、国のほうが、かなり貧富の差がものすごくあるところなので、その当時、国民の70%が、日本円に直すと1万円以下で生活しているようなレベルです。だから、国が、もう全て無料。薬も病院代も全て無料で設置している、社会保険制度があります。今もあります。ただ、そこはやはり国が貧しいので、診察を受けるにしても順番待ちがあるんですよ。だから、朝の6時前から並んで8時のオープンに待つんですよ。私、この時、こんなにしないといけないのっていう感じの、病院に連れていくために、そういう国でした。ただ、一方では、やっぱり金持ちがいるんですよ。その当時の日本をはるかに上回る金持ちですよ。金持ちの人たちってというのは、そういう国の医療機関を使わないで民間の医療機関を使うんですよ。もう裕福だから使えるんですね。ものすごく高い。そういう、貧富のある国にいたんですよ。

その時、私は外から見て日本っていうの、ものすごくすごい国だなって、すごいシステムだなっていう感じで、いろいろとですね。電車、交通機関も時間どおりにぴったりに来るし、新幹線なんてもう恐らく1分も誤差が無いぐらい時刻表どおり来るしですね。そういう国、もうほぼそういう国が中南米だったんですよ。そこから見ると、日本というのはものすごい国だなというふうに感じました。日本に帰ってきて、もう正直、これだけ、今議員をさせてもらってますけど、これだけ行政サービスが発達している国って、もう外国から見ればものすごく無いよ、羨ましいぐらい無いよねっていう感じで、ほかに何が行政サービスとして必要なのっていうぐらいの、私今感覚でいます。それが、私が今海外から生活して帰ってきた中での今の日本の現状です。

その中で、今、日本の私が感じる問題点っていうのは、やっぱりいろいろな行政サービスが今出てきてますけど、医療の発達とか食生活の改善が行われて、かなり平均寿命っていうか、寿命もかなり伸びております。その中で、これはかなり、日本の中でもいろいろと議論は、国会の中でも、国会まで行けなかったんですけど、議論はされたみたいなんですけど、尊厳ですね。その死生観と言いますか、安楽死とか尊厳死とか、そういう死生観に対する、ちょっとこれ政治が動いていかないといけない問題じゃないかなっていうふうに、私は今考えてるんです。今回これを質問するに当たって、もう、町としては、いや答えられないと。これは国がすべきものだというふうな回答は分かるんですけど、これはやはり、政治がやっぱり動くべきだなっていう感じで、私はちょっと質問させていただきませぬ。

日本は安楽死を認めていない。日本社会は、死を選択する権利が無く、自分の意

志と反し、生かされ続ける人たちもいる。最近では、スイスという国において、安楽死を選んだ日本人女性のドキュメンタリー番組が放送されました。人それぞれ死生観は違います。違うにも関わらず、生きる以外の選択肢が無い社会に将来的な不安を感じる住民の声が無視され続けている。このテーマは、人々の間においても賛否があると認識されており、身内間で話し合われても、他人を巻き込んだ議論を避ける風潮が日本社会にある。政治が動かなければならないということで、町は、安楽死における住民ニーズを把握してありますかという質問をさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

池見副町長。

◎副町長（池見雅彦君）

御指摘のことに关します住民ニーズにつきましては、把握をいたしております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

地方分権とか地方自治という言葉ありますよね。今、地方分権っていうのは、中央政府と地方政府というふうに、地方もそれなりの、自分たちでやっていきなさいと。いろいろ権限を、あります。対義語として、中央集権、ありますよね、中央集権。全て国が決めたことをあなたたちはもう下請的にやりなさいと。ただ、今はそういう時代ではなくて、やはり、国が何でも下ろしてくる案件、全国的なユニバーサルサービスにするのであればそれは仕方ない。ただその中で、やはり国が余りにも動かないのであれば、地方としても、いや、お国さん、これはこういう課題も地方として持つとるんやけどという上げていく、そういうシステムが地方分権と思うんですよね。

だから、町としてやっぱり、仮にこれが先ほどスイスの方の事例を挙げましたね。仮にこれが自分だったら、若しくは自分の身内だったら、自分の息子、娘、孫だったら。こういう状況に置かれたときにどうしますかっていうことなんです。このままでいいということであれば、本人の意志もいいということであればいいんだけど、ただ、いや、もう自分は精いっぱい生きていう感じの、そういう考えの方もいらっしゃると思うんですよね。だから、そういう人たちに対して、一つの選択肢ですね。生きる、生かされるだけの選択肢ではなくて、やはりもう一つの選ぶ選択肢。そういう選択肢も与えてあげるようなことが必要ではないかというふうに

私は思うんですよね。

私は、身内、母方の身内。やっぱり、こうやって、毎年、盆と正月に墓参りいきますので、そのついでに、そういう施設に行きます。その施設というのは、本当にもう、私が行っても名前も分からないような身内がいらっしやったりするような施設です。ただ、実際にそういうところ、御本人がそれを望むのであればいいんですけど、ただ、望まない場合。そうなる前に、やっぱり、自分はここまでして生きたくないという、そういう意志を持っていながら、やっぱりそうってしまったという人がいらっしやるし、恐らく今後も、かなりの人数で出てくると思うんですよね。自分も実際、間近でそういう方、そういう身内を3人見てますので、やはりこういう、自分の親ももう2人共80歳過ぎてます。だから、そういう話はもう前々からしてます。自分の親たちとはですね。ただ、日本にそういう制度が今無いんですよね、法的な制度が。ということは、自分の意志と逆行して、ずっと生かされたりしなければいけないという道しか今無いという。

だから、そういうところをやっぱり政治が変えていくべきじゃないかなと。そのための地方分権であるので、やはり地方として、そういう人たちの声があるなら、そういう声を拾い上げるっていう。今回、経営政策課が投げましたよね、アンケート調査を。たまたま私の家に娘宛で送られてきましたので、開封したら、こういうアンケート調査ありました。これは、何ていうか、全部中身読みましたけど、大まかな、住み心地いいですか。粕屋町、何か足りないですか。とかそういう感じのいつもどおりのそういうアンケートなんですよね。ただ、実際にもう少し、死生観という立場でそういう声を拾い上げるべきではないかなと。それは声があるのであれば、やはり地方として、国のほうにこういう意見もありますよと。どうか考えてもらいたいという、そういう趣旨のことを投げさせていただくようなことが必要ではないかなと。それが地方分権ではないかなというふうに、私は考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

予定時刻過ぎてますので、まとめてください。

◎11番（福永善之君）

これは、もう返答はできないと思いますので、ただ、こういう問題は、やっぱり政治が動かないといけないと思いますので、こういうアンケートを投げることはすごく良いことなんですけど、もう少し、そういう死生観についても、内容を入れてアンケートを採っていただきたい。声を採っていただきたいということを進言して、私の一般質問を終わります。失礼しました。

◎議長（小池弘基君）

以上で、2日間にわたりました「一般質問」は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時20分)

令和6年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和6年9月19日（木）

令和6年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月19日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢 太 郎 議 会 局 係 長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長 神 近 秀 敏	都 市 政 策 部 長 田 代 久 嗣
教 育 委 員 会 次 長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司
経 営 政 策 課 長 吉 田 勉	税 務 課 長 洪 田 香 奈 子

収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課主幹	吹 上 悦 代
都市計画課長	井 手 正 治	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

9月に入りましても、日中は35℃を超える猛暑が続いてますが、今週末の天気予報では雨となっており、最高気温もやっと少し低くなって来るようです。

さて、開会日にお知らせいたしましたとおり、9月定例会では決算審査を行いました。新たな取組として、従来どおりの審査ではなく、事務事業シートを中心にした審査を行いました。執行部職員の皆さまには御協力いただきまして、ありがとうございました。議会といたしましても、第6次粕屋町総合計画や7年度当初予算に、粕屋町民の目線を重視し取り組んでいく所存ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

今日は、執行部の渡辺健康づくり課長が公務のため欠席されておられます。代わりに吹上主幹が出席されていますことをお知らせいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

議案第49号「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第50号「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第51号「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」、以上3議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第49号から議案第51号まで一括して報告します。

議案第49号「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、令和6年12月2日から現行の国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、「粕屋町国民健康保険条例」において所要の規定を整備するものです。

審査の中で、マイナンバーカードを持っていない人が切れ目なく保険制度を使えるのかという質疑で、持っていない方は現行の国民健康保険証の有効期限である令和7年7月31日まで使用できるが、12月2日以降は転入して来られた方や再発行を求める方には、新たに発行はできない。この方々には資格確認書が交付され、この

交付は毎年繰り返されるが、いつまで続けられるか分からない。また、マイナンバーカードに健康保険証が紐付けられていない方は、紐付けの手続きが必要になるが、紐付けされない方や紐付けを解除した方には、現行の保険証の有効期限が切れる前までに資格確認書が交付され、これを使うことになる。いずれにしても、保険制度の仕組みは変わらない。さらに、町民のマイナンバーカードの取得率や国民健康保険に係るマイナ保険証としての利用率はという質疑に、75.9%のカードの取得率で、実際に病院で使っている方は11%であるという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成・反対が同数であったため、委員長裁決で、原案どおり可決しましたことを報告します。

議案第50号「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。

「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、令和6年11月1日に施行されることに伴い、「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例」において、引用する「児童扶養手当法施行令」に項ずれが生じるため、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、所得制限の限度額の上限は幾らに上げられたのかという質疑に、例えば子ども1人の場合、230万円だった方が246万円に引き上げられ、この条例の改正により978人、421世帯が26名増え、世帯数も12世帯増えたという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決しましたことを報告します。

議案第51号「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、「粕屋町営住宅条例」において引用する条文の改正が行われたため、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、町営住宅の現在の運用はどうしているのか。DV被害者等の受入れのために空室を用意する必要があるのかという質疑に、被害者からの申出があった場合に空室があれば優先的に入居できるもので、必ずしも空けておかなければならないことではないという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第49号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案第49号「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

議案第49号の改正の趣旨について、令和6年12月2日から健康保険被保険者証の廃止が施行されることとなります。そのために、当町における国民健康保険被保険者証も廃止となるため、被保険者証について規定する「粕屋町国民健康保険条例」の所要の規定を整備するものと説明ありました。今、委員長が説明された内容等ですが、しかしこの12月2日から健康保険証を廃止することについて、全国的には現行の健康保険証の廃止に対する怒りや批判が続出しています。12月2日からの保険証の発行廃止をめぐって、マイナ保険証が無いと医療機関を受診できないのか。現行の保険証では病院で受診できないのか。治療費や薬代の支払いはどうなるのかなど、患者はもちろんのこと、国民に不安や心配が広がっております。

そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意です。マイナンバーカードを保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うのも任意です。任意の制度を普及するために、現行の保険証を廃止する。このことは全く道理がありません。政府は現行の保険証廃止後、マイナ保険証を持っていない人には、資格確認書を全員に交付するとしております。しかし、マイナ保険証を持つ人が、自分の保険情報が正しく紐付けられているかどうか確認するためには、資格確認書とは別に資格情報のお知らせという書面も配付されます。しかし、資格確認書、資格情報のお知らせ、どちらも現行の保険証と同じ内容が記載されております。それなのに現行の保険証を廃止して、同様のものを配付するわけです。正に政府の施策は支離滅裂と言わざるを得ません。何のために保険証を配付するのか、意味不明だけでなく、政府が推し進める保険証廃止は、全国の自治体や健康保険組合など、負担を増大させるだけです。資格確認書、資格情報のお知らせを発送する作業は、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握することなど、手間が非常に掛かります。速やかに配付しないと保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられます。

このようなことから、今行われております自民党の総裁選挙の中でも、健康保険証を廃止してマイナ保険証の12月2日実施は難しい。廃止時期の見直しも必要だ。

健康保険証とマイナ保険証を併用して使用したが良いなどと発言が出ております。現行の保険証廃止に国民の批判が強くなったことで、自民党の幹部の中にも保険証廃止の先延ばしの声が出ているというのが現状であります。マイナ保険証の利用率11%台です。そして、新聞アンケート結果でも、マイナ保険証を使わない理由として、従来の健康保険証が使いやすい、63.7%に上っています。国民皆保険制度を崩壊させる欠陥制度と言わざるを得ません。現行の健康保険証廃止に伴う条例の一部改正について、反対いたします。

以上。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

議案第49号「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、反対討論をいたします。

政府は保険証を廃止してマイナ保険証へ機能を移す方針を決め、12月2日より現行保険証が使われなくなり、被保険者証、資格証の制度も無くなります。「粕屋町国民健康保険条例」から、資格証明書という文言が無くなるための条ずれの改正です。単なる条ずれと考えれば反対する理由はないのですが、実は大きな問題をはらんでいます。

国民健康保険税を滞納した場合の救済措置として、被保険者、資格証明書の交付の仕組みはとても優れていると思います。短期保険証としての資格書発行、また1年に一度、役場から保険証が本人の手元に郵送される現在の制度を残すことが、粕屋町国民健康保険会計の健全な運営のために必要と思うので、この一部改正には反対です。新しい流れでは、資格確認書という仕組みを採用するようになっていますが、期限、手続き、収納などの面で大きな混乱が予想されます。

マイナンバーカードに保険証を紐付けることは任意です。2024年7月において、マイナ保険証の利用率は11.3%、また先進国G7のほかの国では、マイナンバーと健康保険証を紐付けしていないそうです。具体的には、2023年の7月に加藤勝信厚生労働省は問われて、G7では異なる行政分野に共通する個人番号を有した上で、個人番号を確認できるICチップ付きの身分証明書となるカードを健康保険証として利用できる国は、我が国以外には無いと答えています。

田川さんの反対討論にもありましたが、9月の総裁選でも、有力候補が国民の不安を伴うので、併用もいいのでは。あるいは慎重に、と述べています。いつでも誰でもどこでもと称される世界に冠たる国民健康保険制度を維持していくために、一体化を急ぐのではなく、国民の立場に立った法改正を望んで、議案49号の粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例案には反対いたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案第49号に反対します。

反対の理由は、マイナンバーカードの取得は、本人の意思による任意として始まった制度ですが、現実的には日本社会で生活していく上で、マイナンバーカードを持っていないと、いろいろと困難を極め、強制的に取得する流れができています。政府は、まず国民に対し、任意は間違っていたという謝罪をするべきではないでしょうか。今回の議案は、保険証を廃止してマイナンバーカードに統一する。つまり、2枚あるカードを1枚に機能を集約するための関連する条例の改正になります。保険証を使う層は若い層に比べ、高齢の方が飛び抜けて多いのが現実です。問題は、現代テクノロジーに不慣れな高齢者にとって、それを理解するにはハードルが高過ぎ、利便性が感じられないことです。私自身、民間の仕事上で顧客に対しアプリを取得してもらおうのですが、60歳以上の方の理解度が特に低い傾向があります。スマートフォンにアプリをダウンロードして、実際にそれを起動し使うとなっても、毎回のごとく来店時に操作を教えなければならない方たちが多く見受けられます。2枚のカードを1枚に集約できる。一見使う人にとっては利便性があるように感じられますが、現代テクノロジーが無かった時代の人たちにとっては便利ではなくなった。何が何だかさっぱり分からないという心理状態ではないでしょうか。保険証のマイナンバーカードへの紐付けには時間が必要です。現代テクノロジーに対応できない高齢の方々に対しては、今までどおり2枚のカードを使ってもらい、一方で、60歳未満の人に対しては、取りこぼしがないような戦略が良いのではないのでしょうか。

以上の観点から、この議案に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第49号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり
決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。
よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第50号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第50号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり
決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第51号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第52号「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第53号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第54号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第55号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第56号「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第57号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上、6議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第52号から議案第57号まで、一括して報告します。

なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査ですので、要点のみ報告します。議案第52号「令和6年度粕屋町一般会計補正予算について」。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,624万円を増額し、歳入歳出予算の総額を220億1,179万円とするものです。歳入の主なものとしましては、地方交付税を1億7,810万3,000円、県支出金を2億4,102万2,000円、繰越金を4億8,821万8,000円増額し、町債を3億4,041万3,000円減額するものです。一方、歳出の主なものとしましては、介護保険事務費を3,139万8,000円、感染症予防

事業費を8,832万2,000円、財政調整基金積立金を3億9,294万8,000円増額するものです。

議員間討議の中で、何もかも当初予算で対応しようとするのは、難しいのは十分承知しているが、各課からの事業補正予算は、事前にチェックがあれば、年次計画の当初予算で対応できたのではないか。また、補正でしたからスピード感があるように思われるが、補正そのものの性質に合っていないという意見が出ました。また、当初予算の要望時期に財政部局から、これは補正で対応してくれということもあるかもしれないが、だからこそしっかりと無駄な事業を省き、前例踏襲の予算の組み方をしないことが大事で、歳入を上げる努力も必要である。職員が全てやるのは無理な話なので、協力関係の協働の部分を再度見直すことが必要ではないかとの意見もありました。

付託を受けました予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告します。

議案第53号「令和6年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,267万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億1,601万円とするものです。歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を6,501万2,000円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠かん補填収入を1億8,909万1,000円減額するものです。一方、歳出としましては、諸支出金を3,965万1,000円増額し、国民健康保険事業費納付金を5,590万円、前年度繰上充用金を1億783万円減額するものです。

予算特予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第54号「令和6年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,064万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億2,408万1,000円とするものです。歳入としましては、後期高齢者医療保険料を1,900万円、繰越金を3,164万3,000円増額するものです。一方、歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を5,064万3,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第55号「令和6年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,213万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億2,976万9,000円とするものです。歳入の主なものとしましては、繰入金金を2,124万4,000円減額し、保険料を

1,315万8,000円、支払基金交付金を1,154万円、繰越金を6,235万6,000円増額するものです。一方、歳出の主なものとしましては、諸支出金を6,235万8,000円、地域支援事業費を978万円増額するものです。次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ773万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,197万1,000円とするものです。歳入は、繰越金を773万9,000円増額し、歳出は、諸支出金を773万9,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第56号「令和6年度粕屋町水道事業会計補正予算について」。

補正の主な内容としましては、浄水場関連の修繕費を増額するものです。収益的支出につきまして、営業費用を866万円増額し、9億8,285万5,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

議案第57号「令和6年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」。

補正の主な内容としましては、人事異動に伴う人件費を増額するものです。収益的支出につきまして、営業費用を253万円増額し、12億4,771万7,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第52号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案53号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第54号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第55号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第56号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第57号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第58号「備品購入契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

議案第58号「備品購入契約の締結について」。

粕屋町立図書館において、ICタグによる図書館資料の管理や、マイナンバーカードを活用した自動貸出機を導入し、窓口業務を一部自動化することにより、貸出手続き時間の軽減やプライバシーの保護など、図書館利用者の利便性向上を図るため、IC機器を購入するものです。この購入を実施するに当たり、令和6年7月25日に一般競争入札を行いましたところ、富士通Japan株式会社 九州北部公共ビジネス部 部長 湯川洋祐が、2,015万7,500円で落札しましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものです。なお、納期は令和7年2月28日までです。財源としましては、「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）」を活用して実施します。

審査の中で、入札の条件付とはどのような条件なのか、また入札辞退の理由はと

いう質疑に、条件というのは、図書館システムとの連携、動作確認ができることで、辞退した理由は予定価格以内での入札が困難という答弁。また、図書館IC機器についての詳しい説明をという質疑に、磁気を帯びたものに反応しないゲートや、これまでバーコードで一冊ずつ読み込んでいた蔵書点検が3,000冊を一気にできる業務端末、マイナンバーカードを活用できるセルフ自動貸出機、これは個人情報を保護することができ、貸出しが瞬時にできる機器であるなどの答弁でした。議員間討議では、このことにより、司書の方の業務が削減されることにつながるが、人員整理がなされないようにしてほしい。粕屋町は、特質した特徴がない中で、周りの町から進んでいると言われてる中で、一つの町の特徴として図書館がある自治体でもあるので、議会も勉強しながら努力していったほうがいいという意見が出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので質疑を終結いたします。
これより、議案第58号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第58号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第59号「財産の所属及び無償譲渡について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第59号「財産の取得及び無償譲渡について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

今回、町で実施する物価高騰対策支援事業、この事業に用いるバニラVisaカードを購入し、無償譲渡を行うに当たり、地方自治法及び条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。購入の目的につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町内在住の子育て世帯への経済的支援として、1人当たり1万円分のバニラVisaギフトカードの給付を行う「物価高騰対策支援事業（かすや子育て応援給付事業）」に用いるため。購入物件はバニラVisaギフトカード。購入予定数量1万枚。購入の相手方は、インコム・ジャパン株式会社 代表取締役 荒井琢磨。契約の方法は随意契約。随意契約の理由としては、購入の対象となるバニラVisaギフトカードは定価で売買が行われるものであり、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号の規定により、競争入札に適さない。また、購入の際の発行手数料が無償となり、安価での契約が可能であるためです。契約の方式は、物品売買単価契約。契約の期間、契約効力発生の日から令和7年1月31日まで。購入の予定額は1億円。給付対象者に該当する人数分を購入するものです。無償譲渡についてですが、無償譲渡の相手方、令和6年9月1日時点において、粕屋町に住民登録をしている平成18年4月2日から令和6年9月1日までに出生した児童を養育する者です。譲渡の額は、当該児童1人当たり1万円。給付対象予定者数は、1万人としております。今後のスケジュールですけれども、9月1日、給付対象者基準日となっており、9月の中旬に対象者を確定。9月下旬には、広報かすや（10月号）及びホームページにて周知。ギフトカードの納品が9月末。それ以降、封入作業、郵便局持込みで、11月の下旬には配達完了する予定となっております。

委員会での審査では、契約期間の設定や使用率向上の取組について質疑がなされております。使用期限期間が令和7年12月31日となっていることから、使用期限終盤に再度、カードを使っていただくよう促す告知を行うこと。また、使用率等、次回支給に際しての検証等もしっかり見据えられた準備ができており、この点におい

ても高く評価するところがあります。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案第59号に反対します。

反対の理由は2点あります。一つ目は、物価高対策という名のばらまきが慣習となっていることです。多数の人たちから税金を集めて、それを一部の人たちに配るといふ施策をいつまで続けていくのでしょうか。ばらまく余裕があるならば、初めから税金を集めるなど町民は思っていないのでしょうか。物価の上昇に賃金の上昇が追い付かず、全世帯の中でも、特に子育て世代の可処分所得、賃金から税金や社会保障費を除いた自由に使えるお金は低下しています。町は、財源が厳しいと言っていますか。常識的に考えれば、ばらまいた分の財源は何らかの形で増税という形で町民に請求書が回ってくるでしょう。ばらまく余裕があるなら、既存の税を減税するなど、行政がやるべき仕事かどうか、既存事業の見直し、税金の使い方である支出の見直しが必要ではないのでしょうか。子育て世代からは、ばらまきではなく、給料明細から天引きされる社会保険料の割合が年々大きくなっており、社会保障費を減らしてほしいのではないのでしょうか。

二つ目は、現代テクノロジーを活用せず、旧態依然のアナログ的な事務作業をしていることです。今回の支給対象者は、比較的電子マネーを使っている層。また、使っていなくても電子マネーの仕組みが理解できる層ではないのでしょうか。キャッシュレス化が進んでいる時代において、行政が時代の流れに乗り遅れている現状はいかがでしょうか。今回のような事案は、ギフト券ではなく、基本は電子マネーで交付するという施策をすべきではないのでしょうか。

以上の観点からこの議案に反対します。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第60号「令和5年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「令和5年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第64号「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第65号「令和5年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、議案第66号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、以上、7議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

議案第60号から66号まで、令和5年度決算関係全7議案を、付託を受けました決算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告をいたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

まずは、議案第60号「令和5年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」です。

一般会計の決算額は、歳入総額223億2,556万2,000円余、歳出総額215億566万2,000円余で、歳入歳出差引額は8億1,989万9,000円余となります。歳入歳出差引額には、次年度への繰越明許費繰越財源3,195万2,000円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は7億8,794万7,000円余で、次年度へ繰越しとなりました。また、一般会計の町債残高は、前年度より8億9,807万3,000円余増加し、136億5,886万2,000円余となり、基金残高は前年度より3億1,619万2,000円余増加し、54億804万6,000円余となります。

今回の決算特別委員会の議員間討議では、より討議の質を向上させるため分科会に分かれ、各常任委員会所管分についての討議を行っております。まず、総務建設常任委員会（所管分）として出た意見としましては、市制対策スタート元年ということで、シティプロモーションについて意見を交わし、より良いシティプロモーションになるよう、企業立地・住宅供給施策・移住支援等、事業の連動性をもっと高めること。そのために経営政策課・都市計画課等の庁舎内の連動性も必要不可欠であるという意見が出ております。今後、町としても方向性を明確化し、プロジェクトチームの発足等、連携強化に努めてもらいたいと思います。また、それ以外にも外部専門家の登用や庁舎内組織の再編を行い、よりスピード感を追求し、事業に当たってほしいという意見が出ております。また、それ以外にも、九大農場跡地の開発や河川の問題等意見が出ておりますが、今後常任委員会でも改めて意見を提出するようにしております。

一方、文教厚生常任委員会（所管分）では、給食費公会計化に伴う事務量増により、人員不足を懸念する意見。増設に対し補助金を支給しているが、いまだ開設しない学童保育の問題。これについては、建設費の補助を出す時点で交わしたであろう開設の時期が、ずれ込んでいることは事実であり、町としても喫緊の課題として取り組んでほしいと考えます。また、預かり保育の増加やファミサポ制度のニーズ増加等の課題、高齢者増加に伴う福祉に関する費用の増加を見られることから、今後もきめの細かい支援が行えるよう、営利努力を続けてもらいたいと思います。最後に、今回事務事業シートを活用し、議会としてもPDCAサイクルを意識した審査を行っております。議会としても、前例踏襲の施策ではなく、EBPMを意識した次年度予算編成になることを、執行部に意見をします。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべ

きことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第61号「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和5年度歳入歳出決算は、歳入総額36億9,853万2,000円余、歳出総額37億1,070万2,000円余で、歳入歳出差引1,216万9,000円余の歳入不足となっております。まず、歳入については、前年度に比べ、県支出金が1億9,350万9,000円余、繰入金715万4,000円余の増額、国民健康保険税が4,444万7,000円余の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ1億3,942万3,000円の増額となっています。一方、歳出については、前年度と比較して、保険給付費が1億6,794万8,000円余、国民健康保険事業費納付金が1,900万円余、諸支出金が3,306万9,000円余の増額、前年度繰上充用金が9,215万6,000円余の減額となっており、歳出総額では、前年度と比べ1億2,346万4,000円余の増額となっています。令和5年度決算状況としては、1,216万9,000円余の赤字となっております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第62号「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和5年度歳入歳出決算は、歳入総額6億3,149万5,000円余、歳出総額5億9,985万円余で、歳入歳出差引3,164万4,000円余が次年度への繰越しとなっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の4億7,069万8,000円余、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の5億8,042万2,000円余でございます。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第63号「令和5年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和5年度の決算は、保険事業勘定において、歳入総額26億6,763万7,000円余、歳出総額26億527万9,000円余、歳入歳出差引額6,235万7,000円余が次年度への繰越しとなっております。歳入の主なものとしては、第1号被保険者保険料が5億9,912万7,000円余、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が15億1,824万8,000円余、繰入金が4億4,481万円余、繰越金が9,744万2,000円余でございます。一方、歳出の主なものとしては、全体の89%を占める保険給付費が23億2,365万7,000円余、諸支出金が9,840万5,000円余、地域支援事業費が9,681万4,000円余です。次に、介護サービス勘定において、歳入総額2,094万6,000円余、歳出総額1,320万7,000円余、歳入歳出差引額773万9,000円余が次年度への繰越しとなってお

ります。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,395万9,000円余、繰越金が698万6,000円余。歳出は、総務費が1,153万円余、サービス事業費が167万7,000円余でございます。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第64号「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和5年度の決算は、歳入総額84万8,000円余、歳出総額57万6,000円余で、歳入歳出差引額27万1,000円余が次年度への繰越しとなっております。歳入の主なものとしては、貸付金の償還と繰越金です。貸付金の償還については、令和3年度に現年度分の償還が終了し、過年度分の償還率が1.3%となっております。一方、歳出の主なものは、一般会計の繰出金です。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第65号「令和5年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、建設改良積立金へ1億4,000万円処分するものです。あわせて、令和5年度粕屋町水道事業会計決算は、基幹管路布設工事及び配水管改良工事、粕屋浄水場ほか電気設備更新工事などを行っております。収益的収支については、消費税を除き、事業収益9億4,492万9,000円余、事業費を8億499万2,000円余、差引き1億3,993万6,000円余の純利益を計上しております。

次に、資本的収支については、消費税を含み、収入総額984万6,000円余、支出総額4億4,229万7,000円余、差引き不足額4億3,245万1,000円余については、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金などで補填をしております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後になります。議案第66号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ4,000万円、減債積立金へ3,000万円処分するものです。あわせて、令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算は、マンホールポンプ制御盤更新工事などを行

っています。収益的収支については、消費税を除き、事業収益11億6,985万8,000円余、事業費用11億4,143万8,000円余、差引き2,842万円余の純利益を計上しております。

次に、資本的収支については、消費税を含み、収入総額6億8,958万円余、支出総額9億2,479万9,000円余、差引き不足額2億3,521万9,000円余については、過年度損益勘定留保資金などで補填をしております。

決算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決及び認定すべきと決しましたことを御報告いたします。

(決算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第60号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第61号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案第61号、粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対討論を行います。

令和2年度の3月議会では、コロナ禍の下で国民健康保険税の負担軽減ということで、保険税を据え置くことを聞き、議員全員の賛成により議会で決定しました。国民健康保険加入世帯から大変喜ばれました。しかし、その後据置きをした後、昨年度の値上げにより、3年間で均等割の医療分で4,000円、支援分で2,000円、介護分で2,000円引上げられ、家族一人当たりの保険税が8,000円の増額になりました。3年間で均等割が一人当たり8,000円増えて、4人家族で3万2,000円の負担増です。このことによって、35歳夫婦の子ども二人、給与300万、所得202万の場合は、3年前の29万7,300円から7万1,600円引上げられて36万8,900円になりました。35歳夫婦で子ども二人の家族、所得の2か月分以上が保険税になる、とても生活立ち行かなくなります。粕屋町の保険税、昨年度の保険税の引上げで、均等割と平等割は福岡県内で一番高い保険税になつとります。均等割は、赤ちゃん含め収入がない子どもにも保険税掛かります。町長が掲げる子育て支援の政策にも逆行するものになります。コロナ禍の下で、福岡県内で4年度に保険税引上げたのは5市2町、町としては粕屋町と添田町。また昨年度、糟屋地区の市町村では3年連続保険税据置きしました。しかし、国保税引上げたのは粕屋町だけでした。福岡県が示す標準保険料率や事業納付金を納めるために保険税を引き上げる。このことだけの施策では、国民健康保険加入世帯の負担軽減にはなりません。全国の自治体でも実施している一般会計からの繰入れを行い、均等割や平等割の負担軽減、具体化すべきであると思います。そのためには財源が必要です。私は、財政調整基金なども含めて、町が何でも使える、必要なときに使うこの財政調整基金を有効に使う。このことが、均等割などを含めた国民健康保険の負担を保険税の負担を軽減することにつながると思います。町長初め担当所管課や国民健康保険運営協議会においては、このことについて、深く討議もし、方向性を検討してもらいたいというふうに思います。

以上を述べまして、昨年度の保険税を引き上げた決算認定には反対いたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第62号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第63号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第64号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第65号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告

のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第66号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第67号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第67号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、令和6年12月2日から現行の被保険者証が発

行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものです。当該規約の変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求められたものです。

審査の中で、保険料を滞納している人に対して保険証の種類はという質疑に、資格確認書の1種類のみになるので、滞納者も1年間の資格確認書が交付される。自治体としては、収納率が落ちてくるのではないかと心配しているとの答弁でした。議員間討議の中で、福岡県広域連合に問題があると思うので、一括しての資格確認書が、高齢者にとって対応が難しくなるのではないか。分からないことばかりの中で、医療保険が使われなくなるのが本人の責任になるのではないかということが気になるという意見が出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成・反対が同数であったため、委員長裁決で原案どおり可決と決しましたことを報告します。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。こ

れより、議案第67号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、以上2議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

諮問第1号、諮問第2号は、一括して報告します。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、人権擁護委員安松広子氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものです。文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり適任とすることに決しましたことを報告します。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、人権擁護委員立石道子氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり適任とすることに決しましたことを報告します。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき申合せにより討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、諮問第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、諮問第2号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、発議第8号「粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」を議題といたします。

◎議長（小池弘基君）

発議第8号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第8号を採決いたします。

賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、発議第8号は可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第5. 「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出があっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和6年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

今議会におきまして提案させていただきました国民健康保険条例の一部を改正する条例をはじめ、令和5年度各会計の決算認定並びに令和6年度補正予算など、数多くの全ての議案に御賛同いただき、議決をいただきました。深く感謝申し上げます。

さて、去る9月2日のこの議会開会時の冒頭に申し上げましたが、岸田総理が自民党総裁を退任されることに伴う自民党総裁選挙が、去る9月10日に告示され、9月27日の選挙に向けて、各候補者のメディア露出などにより、だんだんと熱を帯びてまいりました。野党、立憲民主党の代表選挙も間もなく実施されること。そして、衆議院の解散総選挙やアメリカ合衆国大統領の選挙など、激動、そして緊迫するこの辰年の下半期となってまいりました。

さて、令和4年度より開始しております「粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」、これは、性の多様化によります差別や障害を無くし人権を守るため、福岡県を中心に県内の6市町と包括連携協定を締結していますが、パートナーシップ制度の宣誓者の転居に伴う手続の負担軽減、これを図るため、大阪府主導で関西3府県の自治体、関連ネットワークが今年度設置をされております。福岡県内の関係自治体も加入する意向があることから、当町もこの連携ネットワークに加入し、本年11月の連携開始に向けて準備をただ今進めているところでございます。今後、この自治体間の連携ネットワークの拡大が期待されるところでございます。

これからも、議員各位の御理解と御協力を賜りながら、誰もが住みやすい社会の実現に向けて、これからも努力していくことを申し上げながら、閉会に当たっての私のお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年第3回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和6年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時55分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 末 若 憲 治

署名議員 案 浦 兼 敏